

# 大切なのは 人の生命と生存

経済優先から

人間と環境を

大事にする社会へ



第43回

## 公害環境デー

公害・原発をなくし、地球環境を守る。環境の保全・再生をめざす第43回府民集会

2015年 **2月1日** 分科会(9:30~12:00) 全体会(13:30~16:00)

**エル・おおさか 南館 ホール** 101号室  
71号室

大阪府立労働センター

資料代 500 円 (学生無料)

●主 催 第43回公害環境デー実行委員会

●事務局 大阪から公害をなくす会 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松尾ビル 10 370 号  
TEL (06) 6949-8120 FAX (06) 6949-8121 E-mail : info@oskougai.com



# 第43回公害環境デー

2015年2月1日

公害環境デー実行委員会

## ■プログラム

### ●午前中（9:30～12:00） 3つの分科会

- ①第1分科会「食をめぐるあれこれ（パートⅡ）」……………南館5階ホール
- ②第2分科会「どうする！まちを横切る幹線道路」……………南館7階71号室
- ③第3分科会「公害環境・公衆衛生行政」……………南館10階101号室

### ●午 後（13:30～16:30） 全体会……………南館5階ホール

- 1. 基調報告「公害・環境をめぐる情勢と私たちの課題」……中村 毅 事務局長 (P3)
- 2. 泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決の意義と課題 ……弁護団・鎌田幸夫事務局長 (P11)
- 3. DVDでの公害被害者総行動40年の歴史とこれからの取り組み

……………大阪公害患者の会連合会

- 4. 原発賠償関西訴訟原告団の訴え……………原告団・森松明希子代表
- 5. 午前中の3つの分科会の概要報告

<休憩>

- 6. 各分野の取り組みの現状と訴え

- ①寝屋川「廃プラ」公害に対する公調委の裁定について

……………廃プラ公害から健康と環境を守る会・牧 隆三代表 (P14)

- ②ミナマタ検診の取り組み……………大阪民医連・三宅徹也医師 (P17)

ミナマタ第2次訴訟原告・弁護団の訴え……………弁護団・徳井義幸団長 (P20)

- ③温室効果ガス・CO<sub>2</sub>削減は待ったなしの課題…地球環境委員会・青山政利委員長 (P23)

- ④ソラダスと検査機器購入募金の訴え……………ソラダス委員会・久志本俊弘委員長 (P25)

- 7. 全体討論

- 8. 府民へのアピールの採択

- 9. まとめの閉会のあいさつ……………金谷 邦夫 実行委員長

- 10. 終了

## ■文書報告

- ①神戸製鋼の石炭火力発電所問題……………公害患者会・上田 敏幸 事務局長 (P28)
- ②河南町の残土処理問題……………河南町・力武 清 議員 (P31)
- ③信太山丘陵市有地保全・活用の取り組み……………信太山FANクラブ (P33)

## ■集会アピール……………(P63)

# 午前中の3つの分科会

2月1日（日）午前9時30分から12時

## ■第1分科会「いま、食をめぐるあれこれ（パートⅡ）」

●会場 エルおおさか南館 5階ホール

●話題提供

- ①TPP最新情報と日本の食と農……………佐保 庚生（農民組合大阪府連）P36
- ②港から見た食と農……………柳沢 尚（元神戸税関・兵庫食健連）P39
- ③サプリメント問題

## ■第2分科会「どうする！まちを横切る幹線道路」

●会場 エルおおさか南館 7階 71号室

●話題提供

- ①刀かけ公園ができた第二京阪道路枚方地域……………草薙 正巳（枚方環境見守りネット）P42
- ②泉大津市・なぎさ住宅の騒音・粉塵被害の軽減を求める運動  
……………包国 博（府営なぎさ住宅自治会）P45
- ③大阪の大気汚染とワダス（NO<sub>2</sub>測定運動）の意義  
……………喜多 善史（公害環境測定研究会）P48

## ■第3分科会「公害環境・公衆衛生行政」

●会場 エルおおさか南館 10階 101号室

●話題提供

- ①異常気象！相次ぐ豪雨や南海トラフ地震に備えて……………有田 洋明（大阪府職労）P51
- ②PM2.5の現況と対策の問題点……………山本 勝彦（府職労）P54
- ③関西広域連合の原子力災害対策の内容と問題点 中村 毅（原発ゼロの会・大阪）P57
- ④公衛研・環科研の統合と独法化の問題点……………奥村早代子（存続と発展をめざす会）P60

# 第 43 回公害環境デー「基調報告」

## ～公害環境をめぐる情勢と課題～

2015 年 2 月 1 日

第 43 回公害環境デー実行委員会

### はじめに

今年は、「阪神淡路大震災から 20 年目の年」「戦後 70 年」という節目の年になります。改めて地震・津波・防災問題や平和・民主主義・憲法の大切さについて確認し合うことが大事になっています。

今年はまた、一斉地方選挙さらには大阪府知事選挙・大阪市長選挙がたたかわれる年です。私たち大阪府民は、かつて府民の粘り強い要求運動の上に革新府政を実現し、老人医療の無料制度や全国一厳しい公害規制、公衆衛生行政の拡充など様々な要求を実現しました。

そうした情勢と歴史を念頭に、公害環境をめぐる情勢と課題について報告、提案します。

### (1) 公害被害者の救済をめぐる

#### 1. 泉南アスベスト

最高裁は 2014 年 10 月 9 日、健康被害の発生が明確なアスベストに対して有効な規制措置を取らなかった国の不作為責任を認定し、原告勝訴の判決を下しました。最高裁判決で 2 陣訴訟は確定し、大阪高裁に差し戻された 1 陣訴訟も 12 月 26 日に和解が成立しました。原告と弁護団、勝たせる会などの粘り強いたたかいとたかいを支援した多くの人々の画期的な勝利であり、その点を先ず確信にしましょう。

同時に最高裁判決は、特定化学物質障害予防規則（特化則）が施行された 1972 年以後に石綿の仕事を始めた被害者や近隣ばく露・家族ばく露による被害者を救済の対象から除外しているという問題点も持っています。また、アスベストの問題は、1970～90 年代に“夢の建材”として大量に使用され、その時代に造られた建造物の取り壊し、建て替えの時期を迎え、今後ますます大きな課題になってきます。そうした点を踏まえて、以下の点を要求します。

- ①少なくとも国がアスベストの全面禁止をした 2006 年までに発症した被害者および近隣ばく露・家族ばく露による被害者も含めて全面救済すること。
- ②大阪の自治体としてアスベスト工場内や周辺地域での疫学調査を実施し、アスベスト被害の実態を明らかにしながら国に対して一日も早い全面解決を働きかけること。
- ③アスベスト含有建物を公表すること。また、アスベスト使用の建築物、上下水道、橋梁、道路建築物などの解体時におけるアスベスト飛散対策を徹底すること。  
これからの被害が予想されるアスベスト建材を含むものの改築や解体については、「絶対に飛散させない」という予防の原則に立って、専門家を自治体に配置して現場で点検するなど、抜本的な対策に改めること。国は EU にならって、期限を切って、アスベスト全面除去方針を明らかにすること。
- ④旧アスベスト工場で放置されたままになっているアスベストは無害化して地中に埋設するという方針で、中小企業の場合などは国が費用負担して万全を期すこと。

#### 2. 寝屋川「廃プラ」

国の公害等調整委員会(公調委)は 2014 年 11 月 19 日、「廃プラ施設から特徴的な化学物質が排出しているが、……接地逆転層の発現状況にもかかわらず、大気中で十分に拡散・希釈されているものと推認される」「本件各施設から排出された化学物質が住宅地域に到達し、健康被害を生じさせていると認めることはできない」として、被害住民からの原因裁定の申請を却下する裁定を下しました。

この裁定は、専門家による疫学調査や医師による検診の結果、何よりも廃プラ施設が操業を開始してこの



10 年間に 1000 人を超える住民からの発疹や喉のイガイガ、目のかゆみなどの訴えを無視するものであり、健康被害に苦しむ住民の人権を否定するものです。私たちは以下の点を要求します。

- ①「廃プラ」処理事業者と自治体、国は、処理工場の操業ともに住民の間に健康被害が発生しているという事実を真摯に受け止め、「完全な科学的根拠が欠如していることを対策延期の理由とはせず、科学的知見の充実に務めながら対策を行う」という予防原則の立場に立った対応を行うこと。
- ②当該自治体（寝屋川市）と大阪府は、住民からの健康被害の訴えに耳を傾け、実態調査と疫学調査による原因の特定、除去・防止を行うこと。
- ③寝屋川市をはじめとする 4 市は環境省が廃プラの熱利用（サーマルリサイクル）として認めている焼却発電に使うなどし、健康被害をもたらしている現行の「廃プラリサイクル」方式を中止すること。

### 3. ぜん息患者等の被害者救済

1988 年に公害指定地域が解除されて以後、ぜん息患者は公害患者として認定されなくなり、一般疾病の患者と同じ扱いになりました。そのため、医療費の負担が家計を大きく圧迫し、“せめて医療費だけでも無料に”が、こうした未認定・未救済の患者に共通する切実な願いになっています。

こうした中、東京都では 2008 年 8 月からぜん息患者の医療費助成の対象年齢をそれまでの 18 歳未満から全年齢に広げ、さらに東京都全域を対象にする「大気汚染医療費助成制度」を発足させました。この制度による認定患者は 2013 年度末で約 9 万 5000 人となっており、「お金の心配をせずに通院・入院が出来るようになった」（72.2%）、「自分の病気が公害によるものだと認められてよかった」（57.42%）、「積極的にぜん息治療をしようと思えるようになった」（52.8%）、「ぜん息の症状が改善した」（36.3%）などとなっています（東京経済大学・尾崎准教授）。残念ながら東京都の助成制度は 2015 年 4 月から 18 歳以上の新規認定を打ち切る、経過措置として 2015 年 3 月末までに認定した 18 歳以上の患者には助成を継続するが、ただし全額助成は 3 年間で、その後は上限 6000 円超分を助成ということに改悪がされましたが、いずれにしても未認定・未救済のぜん息患者への医療費助成が重要であることが実証されました。

以下の点を要求します。

- ①ぜん息は公害病であることを認め、未認定・未救済のぜん息患者への救済制度を国の制度として創設すること。
- ②それまでの施策として大阪府独自の医療費助成制度を、自治体・道路公団・自動車メーカー 3 者の負担によって創設すること。

### 4. 水俣病

2014 年 11 月 23・24 日に行われた水俣病一斉大検診では、熊本、鹿児島にまたがる不知火海岸地域に居住歴があり、水俣病の自覚症状をかかえる 447 人が受診し、その結果 97%の人に水俣病の症状があることが確認されました。内訳は「水俣病特別措置法」に基づく救済の未申請者が 259 人、指定地域外や生まれた年代で「非該当」とされていた人が 147 人、その他が 41 人だったといえます。

この検診結果は、水俣病特別措置法による申請は 2012 年 7 月末で打ち切られましたが、申請の受付を打ち切ったからと言って患者がいなくなったわけではないことを示しています。公害被害者の救済は、最後の 1 人が救済されるまで手を尽くすことが大切であり、近畿・大阪でも認定されず苦しんでいる水俣病の患者の掘り起こしの取り組みが重要になっています。

裁判では現在、「すべての水俣病被害者の救済」を掲げてノーモアミナマタ第 2 次訴訟が提起され、大阪でも 19 人が大阪地裁に提訴し、第 1 回口頭弁論が 2 月 6 日に開かれます。支援の輪を大きく広げていきましょう・

#### （2）大阪の公害環境・公衆衛生行政

## 1. NO<sub>2</sub>やPM2.5などの大気汚染対策

府民が健康で安心して暮らせる環境を維持することは、地方自治体の重要な課題の一つです。

大阪の大気をめぐる状況は、確かにかつての工場など固定発生源から排出される SO<sub>x</sub> などは 1971 年に誕生した革新府政の全国一厳しい環境行政によって大幅に改善しましたが、ディーゼル排ガスなど移動発生源を主要因とする NO<sub>x</sub> はほとんど横ばい状態にあります。行政は NO<sub>2</sub> の環境基準 0.04ppm～0.06ppm というゾーン規定を勝手に解釈し、0.06ppm を下回れば“環境基準を達成”と言いますが、その下で数万人とも推計されるぜん息患者が発生しています。環境基準とは人が健康に暮らせるための基準であり、数万人にも及ぶぜん息患者が発生しているのであれば、環境基準（地方自治体においては環境保全目標）はもっと厳しく改定されるのが当然です。

また、SPM（浮遊粒子状物質）より細かく肺の深部まで到達し、呼吸器系疾患だけでなく循環器系にも大きな悪影響を及ぼすといわれる PM2.5（微小粒子状物質）は、2009 年 9 月に年平均値 15 μg/m<sup>3</sup>、日平均値 35 μg/m<sup>3</sup> の環境基準が設けられましたが、大阪の多くのところでクリアできていません。

こうした点を踏まえて以下の点を要求します。

- ①大阪府の『新環境総合計画』に盛り込まれた NO<sub>2</sub> 環境保全目標は、「二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する」といったあいまいな数値目標ではなく、「0.04ppm 以下にする」と明記し、達成期限も明確にすべきである。
- ②PM2.5 の観測体制については、その拡充と合わせてデータの分析をする体制を強化し、対策を具体化すること。また、現在の日平均値だけを公表するやり方から、時間値も公表する体制に改善すること。
- ③大気汚染とぜん息など呼吸器疾患の因果関係、相関関係を明らかにするために、行政として学校や医療機関の協力を得て疫学調査を実施すること。また 3 歳児検診で掌握した小児や小児ぜん息医療費助成を受けた生徒の 15 歳以後などの追跡調査を行うこと。
- ④大気汚染対策としてディーゼル車の排ガス規制を引き続き強化するとともに、ホットスポットと言われる局地対策の徹底、公共交通機関を中心に据えた ECO 型交通体系を確立すること。

## 2. 公衛研と環科研の統廃合・独立行政法人化の問題点

大阪市の環境科学研究所（環科研）は大阪市域を対象にした公衆衛生と環境保全業務を担当にしています。一方大阪府の公衆衛生研究所（公衛研）は衛星都市をエリアにするとともに、大阪府全体の公衆衛生や環境保全業務を担当しています。こうして両者は公衆衛生・環境保全業務としての共通性を持つとともに、環科研は大阪市という大都市での公衆衛生業務と環境問題、公衛研は衛星都市を守備範囲にしながら大阪府全体の公衆衛生業務を担当するという特別の役割を担っています。

そうした役割の違いを無視して、公衆衛生という共通性の面だけをとらえて統合することは、大阪市立大学と大阪府立大学を大学という共通性のみをみて統合しようとする暴論とも相通じるものです。しかも独立行政法人化は行政の責任を放棄して、結局は公衆衛生行政、環境行政の後退につながります。

従って私たちは以下のように要求します。

- ①SARS、鳥インフルエンザ、デング熱、エボラ出血熱など昨今の情勢は検疫や感染対策、公衆衛生業務の充実を求めている、そうした情勢に対応して環科研、公衛研ともにより一層拡充すること。
- ②環科研と公衛研の統廃合や独立行政法人化は、大阪の環境・公衆衛生業務の縮小、公的責任の放棄につながるものであり、絶対しないこと。

## 3. 「食」の安全や保健所、水道事業、ゴミ処理問題など

ここ数日、大手外食産業での食品への異物混入や鳥ウイルス発生など、食の安全をめぐる情勢は、とても安穏としておられる状況にはありません。その背景には、国と地方自治体が自治体改革だと言って、公衆衛

生業務の民間委託化や検疫体制の弱体化をすすめてきた経緯があります。T P Pへの参加はこうした傾向に  
いっそう拍車をかけ、農業や医療、雇用などあらゆる面に影響を与え、国民生活の安全と日本の経済を危機  
に陥れる可能性が大了。

公衆衛生業務の拠点である保健所は、かつては人口 30 万人に 1 カ所の設置義務があり、環境監視・食品  
監視の技術職員が配置されていましたが、「地域保健法」への改定とともに、2000 年以降大幅に縮小され、  
大阪市に至っては各区に 1 カ所あった保健所が今では全市で 1 カ所に縮小されました。難病、母子保健、精  
神疾患、感染症対策などが大きな課題となっている現在の情勢を考えれば、住民生活の安全・健康をバック  
アップする保健所の役割を再評価すべき時期にきています。

また、大阪市では水道事業の民営化が画策され、いくつかの自治体ではゴミ処理事業の民営化、有料化が  
検討されています。水道事業は公衆衛生の面からも重要な事業であり、災害時には交通機関とともに重要な  
役割を担います。ゴミ処理は無料を原則にすべきであるとともに、貴重なエネルギー資源、再生可能エネル  
ギー資源として積極的に活用する方途を行政として追求すべきものです。

- ①公衆衛生行政の基となる保健所を再評価し、情勢に合わせて強化・拡充すること。
- ②食の安全の守り手である「食品監視員」を大幅に増強し、立ち入り検査もできる体制を構築すること。
- ③公衆衛生の基幹的業務である「大阪府公衆衛生研究所」や「環境科学研究所」を統合しないこと。
- ④災害対策はもとより公衆衛生的な視点からも大阪市の上下水道事業は公営を維持すること。
- ⑤各自治体のゴミ処理事業は直営・無料を原則とするとともに、エネルギー資源として活用する道を行政  
として積極的に追求すること。

### (3) 道路問題

大阪の道路建設の柱となっている「大阪都市再生環状道路」は大阪市の外側を取り巻くように走る周囲約  
60 k mの環状道路です。その一つが湾岸線と近畿自動車道を結ぶ「淀川左岸線計画」です。一期事業は 2013  
年 5 月に供用を開始。二期事業は用地買収が 98%完了しながらも、淀川堤防に道路構造物を埋め込む工法  
が堤防の安全を損なう危険性があるとして「技術検討委員会」で再検討が行われ計画は実質中断しています。

左岸線延伸部は 6 年ぶりに事業が凍結解除され大きく動き出しています。阪神高速大和川線は大和川の南  
岸を東西に走る 9.9 k mの道路で 1995 年に計画化、2016 年にも全面供用が予定されています。また、同じ  
く凍結されていた「新名神高速道路」(八幡〜箕面)は 2012 年凍結が解除され事業計画づくりが進められ  
ています。

一方、左岸線予定地沿線では此花、福島、北・都島・鶴見区等で粘り強い運動が進められ、一期ではフタ  
懸けや脱硝装置の設置を実現させました。二期では「中津リバーサイドコーポ環境守る会」が府公害審査会  
での調停を続けるとともに、「技術検討委員会」議事録の公開を求めて「大阪市民情公開審査会」に申し立  
てを行ってきており、昨年末、公開審査会は議事録の全面公開を答申しました。延伸部では「淀川左岸延伸  
部工事と町づくりを考える会」を中心に沿線での学習会等が取り組まれています。

大和川線では「高速道路から子どもを守る会」が、脱硝装置の設置を求めて署名運動等に取り組んでいま  
す。「新名神」では「ひらかた新名神を考える会」が結成され、道路構造の問題点や排気ガス対策などにつ  
いての学習会や N E X C Oとの交渉など「住民合意」を掲げて運動が進められています。その他、道路公害  
問題については、泉大津市の「なぎさ住宅」で 4 号湾岸線からの環境基準を超える騒音や粉塵に対して「人  
間らしく暮らせる環境を」と大阪府や阪神高速(株)に対策を求めて取り組みが進んでいます。また、高速道路・  
大阪泉北線計画から風かおる道・天王寺大和川線計画実現に向け、阿倍野・東住吉・住吉区でも粘り強い取  
り組みが行われています。

以上のような現状をふまえて以下の点について要求します。

- ①高速道路淀川左岸線 2 期事業及び大和川線事業については、東南海地震等により発生する地震・津波・  
液状化現象等により、淀川及び大和川の堤防が崩壊する危険性が危惧されている。特に淀川左岸線二期

では「技術検討委員会」が堤防の安全性と工法等について検討を行っており、大阪市と阪神高速(株)は住民や専門家の意見を尊重すると共に安全が保障されない計画は中止すること。また、大気汚染の要因となる排気ガスの空中への放出をとりやめ脱硝装置の設置すること。

②淀川左岸線延伸部及び新名神高速道路計画については、その殆んどが「地下・トンネル構造」であることからシールド工法等による地盤変容や大深度地下の利用に係る問題点など住民の不安は大きい。関係自治体及び阪神高速(株)・NEXCO西日本は住民への丁寧な説明を行うとともに、住民合意を得られない計画は中止すること。

③交通量が多く大型車の混入率の高い高速道路の沿道では騒音・排気ガス・粉塵・振動等による生活環境への被害が発生している。阪神高速(株)や関係自治体は住民の生活環境を守るための対策を早急に講じること。また、採算性も必要性も低い高速道路の建設を中止し、老朽化対策や生活道路の点検・補修に予算を回すようにすること。

#### **(4) 地震・津波など防災問題**

##### **1. 南海トラフ地震など巨大地震・津波等への対策**

1995年の阪神淡路大震災以降、日本は地震や火山の活性期に入ったと言われます。実際、昨年1年間だけを見ても、昨年9月には御嶽山が大噴火を起こし、11月には長野県白馬地方で震度6弱の活断層地震、さらに九州の阿蘇山のマグマ噴火などが発生しています。長野県白馬地方の地震では地層が最大1メートル移動したことも観測されています。

一方、M7～8、最悪35都府県で家屋の全壊240万棟、死者32万人の被害が想定されている南海トラフ巨大地震については、今後30年以内の発生確率が70%と推計され、また、政府の地震調査研究推進本部は12月19日、都道府県庁所在地での今後30年以内の震度6弱以上の地震の発生確率について、近畿地方では和歌山市60%、奈良市49%、大阪市45%、神戸市34%などと発表しています。

こうした状況を見ると、以下のような対策が求められます。

①大阪府をはじめとする各自治体は、南海トラフ巨大地震や上町断層帯直下型地震への対策について明確にすること。

②特に大阪湾隣接地域では、港・湾岸部の船・コンテナ・石油タンク対策、地盤の液状化、超高層ビル、巨大地下街、木造密集住宅対策を明確にすること。

##### **2. 異常気象による集中豪雨や巨大台風対策**

また、異常気象による集中豪雨、ゲリラ豪雨、巨大台風、竜巻などが頻繁に発生し、各地に甚大な被害を発生させています。気候変動・温暖化によって日本が亜熱帯化してきているといわれる情勢にあって、こうした異常気象はますます多くなり、しかも巨大化する可能性があります。8月に広島市内で起こった大量降雨による地滑りの被害は決して他人事ではなく、大阪でも十分起こり得る問題です。

①集中豪雨、ゲリラ豪雨、巨大台風、竜巻等への対策を明確にし、防災対策を再検討すること。

②特に局地的集中豪雨、ゲリラ豪雨対策、あるいは神崎川、淀川、寝屋川、大和川などの河川対策を徹底すること。

③堤防の下にトンネルを造って高速道路を通す淀川左岸線・同延伸計画は、地震・津波、大洪水対策など防災の面から徹底して見直すこと。

##### **3. 避難計画問題**

こうした自然災害や原発事故などが発生した場合への備えとして、大阪府をはじめ各自治体での総合的な避難計画が重要になってきています。次の点を要求します。

①各種の防災・避難計画は住民と一緒に作製し、丁寧な説明と日常不断の訓練を実施すること。

②いざ災害発生という時に対応出来る専門職を各自治体に配置すること。

## （５）気候変動・温暖化の防止、自然エネルギーの推進について

### １．気候変動・温暖化対策の推進

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、2014年11月3日、地球温暖化に関する第5次評価報告書の仕上げとなる「統合報告書」を公表しました。内容では、「1880~2012年の133年間に地上の気温は0.85℃上昇している」とし、その要因として「CO<sub>2</sub>の累積排出量と世界平均気温・地上気温の上昇は、ほぼ比例関係にある」との新しい見解が出されました。このことは、現在のCO<sub>2</sub>の排出量を続けると、あと30年足らずで工業化前(1850年ごろ)からの平均気温の上昇が2℃を超えてしまうことになります。平均気温の上昇が2℃を超えると、人類の健全な生存が脅かされる恐れがあると考えられています。地球温暖化の防止は遠い将来の課題ではなく、喫急の課題となっています。

大阪のCO<sub>2</sub>排出量は、大阪府発表の2012年度データによれば年間約4600万トンで、排出量の全体量に占める割合は産業部門38%、運輸部門14%、民生(家庭)部門21%、民生(業務)部門22%、廃棄物部門3.9%、エネルギー転換部門0.9%となっています。全体でCO<sub>2</sub>排出量の74%を占めるは産業部門、運輸部門、民生(業務)部門での削減が重要であることを示しています。一方、こうした中、現在全国で25基、計1364万kWの石炭火力発電所の建設が計画されており、近畿では神戸製鋼が神戸市灘区に2基で140万kW、伊藤忠エネクスとエア・ウォーターの2社が大阪市大正区に最大10万kWの石炭や木材を燃料に使う発電所の建設を計画しています。石炭火力発電は、どんなに高効率でもガス火力発電の2倍以上のCO<sub>2</sub>を排出するものであり、時代の要請に逆行するものと言わざるを得ません。

温室効果ガス・CO<sub>2</sub>の削減は全世界的、全人類的課題であり、次のことを要求します。

- ①温室効果ガス・CO<sub>2</sub>の上昇が人類にとって危機的な事態を招くというIPCC報告などを基に、温室効果ガス・CO<sub>2</sub>削減が全世界的、全人類的課題になっていることを徹底して啓蒙すること。
- ②温室効果ガス・CO<sub>2</sub>削減のためにCO<sub>2</sub>の大量排出企業に対し、削減目標の締結と具体的指導を徹底すること。また、省エネ・低エネルギー社会の実現を身近なところから行う府民運動をすすめること。
- ③気候変動・温暖化対策に資するエネルギーとして地域の特性を生かした自然エネルギーを評価し、その推進するために、各自治体で『自然エネルギー推進条例』などを制定し、行政・住民・業者・専門家が一体となって強力に推進すること。
- ④温室効果ガス・CO<sub>2</sub>の削減という時代の要求に逆行する石炭火力発電の新增設を止めること。また、現在使用中の石炭・重油火力発電所は、低CO<sub>2</sub>・高効率の発電所に切り替えるよう発電会社を指導・監督すること。

### ２．COP20.21について

削減策としてIPCC統合報告は、「2050年までに温室効果ガスの排出を2010年比で40~70%減らし、今世紀末には排出をゼロにするかそれ以下にすることが必要だ」と述べています。こうした中、京都議定書に加わらなかった中国はCO<sub>2</sub>の国内総生産(GDP)当たり排出量を2020年までに2005年より40~50%削減する計画を打ち出し、批准しなかったアメリカも温室効果ガスの総排出量を2020年までに05年比で26~28%削減する方針を表明しています。

こうした動きの上に南米ペルーのリマで開催されたCOP20は2014年12月14日、合意文書として「気候変動に対する行動のリマからの呼び掛け」を採択し、来年末にパリで開催されるCOP21で合意をめざす2020年以降の温室効果ガス削減の新しい国際協定に盛り込む項目や、新協定に向けて来年3月までに各国が国別目標案を提出することを確認しました。目標案の中身では、削減の基準となる年や実施期間のほか、なぜその目標が野心的だと考えるかについての説明が求められています。

大枠とはいえ先進国、途上国含めてパリ合意の土台となる文書が合意されたことは一歩前進と評価されま



す。しかし日本政府の代表は削減目標について、「出来るだけ早期に提出する」との見解に留まるなど世界の足を引っ張り、再び「化石賞」が贈られています。以下の点が重要になっています。

- ①CO<sub>2</sub>の削減について、日本政府が国際公約した 2025 年までに 1990 年比で 25%、2050 年までに 80% 削減の目標を掲げて取り組むよう、日本政府に働きかけること。
- ②「共通だが差異ある責任」の原則に立って、日本が先進国としての役割を発揮し、途上国への支援、援助に積極的に取り組むこと

### 3. 太陽光発電・風力発電の接続保留問題

世界的な課題になっている温室効果ガス・CO<sub>2</sub>削減、そのためにも自然エネルギーの推進が重要になってきていますが、そうした時代の要請に逆行する動きもあります。その一つが太陽光発電・風力発電の接続申込みに対し、電力会社が回答を保留している問題です。保留しているのは北海道、東北、四国、九州、沖縄の5電力会社で、「太陽光・風力発電の接続契約申し込み量の全てが接続され、これらの全てが発電すると、冷暖房の使用が少ない春や秋の晴天時などには、昼間の消費電力を太陽光・風力による発電電気が上回り、電力の需要と供給のバランスが崩れ、電力の安定供給が困難になる」というのが口実ですが、他の電源による発電を減らすとか、揚水発電の稼働によって発電エネルギーを蓄積するとか、他社への融通を行うシステムを確立すれば解決する問題です。

- ①電力会社の太陽光・風力発電等の接続保留を止めさせ、自然エネルギーを急速に増やすための施策を全国的視野にたって進めること。

### (6) 脱原発で安全・安心の社会へ

大飯原発3・4号機の運転差止請求に対し福井地裁は2014年5月、人の生命と生存こそ最も大切なものであり、それを脅かす事故の可能性が万に一つでもある原発は運転してはならないとの判決を下しました。またこの判決では、原発を稼働させなかったら高い原油を買うことによって貿易赤字となり、国富が流出・喪失するという議論に対し、「これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と経済優先の考え方を厳しく批判しました。

ところが安倍政権は、2014年7月に原発を「重要なベースロード電源」と位置付ける新『エネルギー基本計画』を閣議決定しました。こうした閣議決定を受けて、原子力規制委員会は2014年10月には鹿児島・川内原発について火山の影響の過小評価、避難計画の欠落にもかかわらず再稼働OKの決定を下し、12月総選挙の2日後には関西電力高浜原発3・4号機の再稼働に実質的なGOサインを出しました。電力各社も勢いづき東北電力が大間原発の稼働、関西電力が高浜原発1・2号機の使用期限延長などを申請ないし申請の準備を進めています。福島第1原発の事故の原因も解明されていない中での再稼働は許されません。

また、関西電力は2013年5月に家庭用9.75%、企業用17.26%の電気料金の値上げをしたばかりなのに、大飯原発や高浜原発が稼働していないことを口実に再び2015年4月からの家庭向け平均10.23%、企業向け13.93%の値上げを経産省に申請しています。脱原発・自然エネルギー推進に切り替えることなくいつまでも原発に依存し続けながら、自社の経営のみを優先して電気料金を値上げしようとする関西電力に対し、厳しい抗議の声を集中しましょう。

- ①九州電力の川内原発、関西電力の大飯・高浜原発などの再稼働に反対し、原発ゼロ社会の実現に向けて行政として役割を果たすこと。
- ②「原発はクリーンなエネルギー」と言う誤った宣伝に対し、行政として明確に反論し、自然エネルギーこそ持続可能な社会に必要なエネルギーであることを確認すること。
- ③いつまでも原発にしがみつきながら電気料金の値上げを進める関西電力に対し、脱原発の方向に切り替えるとともに、値上げ計画にストップをかけること。

④大阪に避難してきている原発被災者に対し、健康管理や住宅、就労等の援助を行うこと。

## おわりに

冒頭でも述べたように、今年は「戦後 70 年」の節目の年に当たります。戦争は人の命を大量に奪うとともに“最大の環境破壊”となるものであり、二度と起こしてはならないことです。核兵器もまた同様であり、5月に開かれる国連で開かれる核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議が核兵器の廃絶に向けて大きな一歩にすることが求められています。

安倍政権は総選挙の結果を受けて、アベノミクス、消費税増税、原発の再稼働、集団的自衛権の行使や憲法9条の改悪などを強行しようとしています。どの世論調査をみても国民の願いは全く逆です。安倍自公政権が3分の2以上の議席を占めたことを軽視はできませんが、恐れることなく私たちの住民運動、府民運動を大きく発展させましょう。

## 寝屋川廃プラ公害に対する公調委の裁定について、「守る会」の見解とコメント

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会  
牧 隆三

### 公調委の裁定について(見解) 2015年1月18日

#### 1. 公調委の裁定について

2011年2月に廃プラ公害の原因裁定を申請していた公害等調整委員会(公調委)は、2014年11月19日付けで「原因裁定の申請を棄却する」と裁定しました。

公調委の裁定は、「廃プラ施設から特徴的な化学物質が排出しているが、本件各施設から排出された化学物質は、未同定の化学物質も含め、接地逆転層の発現状況にかかわらず、大気中で十分に 拡散・希釈されているものと推認される。」「本件全証拠によっても、本件各施設から排出された化学物質が住宅地に到達し、健康被害を生じさせていると認めることはできない」とするものです。

公害環境問題の権威である宮本憲一・大阪市大名誉教授は、「公調委の裁定は、疫学による調査の認識に誤りがあると思います。何よりも住民の健康と生活環境を守るという基本的な立場に欠けている」とコメントされています。

#### 2. 支援をいただいた専門家の先生からは

公調委の裁定について、10年間にわたり、現地調査をして頂いた科学者、住民健診をして頂いている医師の各先生方から、公調委の裁定について厳しく批判するメッセージあるいはコメント(別紙)が寄せられています。

#### 3. 「守る会」の見解

二つの廃プラ施設が計画されたときから11年になります。私たち住民は、当初、二つの廃プラ施設の建設に反対し、平成16年、施設の操業が開始されてからは1000人規模の健康被害の訴えが寄せられ、きれいな空気を取り戻し、健康被害をなくすために力を尽くしてきました。とりわけ、私たちの住民運動は、寝屋川市、大阪府が住民の健康被害について、調査も行わずに否定するという行政の責務を放棄する態度に直面するという困難の中で、7名の弁護士一村松昭雄、津留崎直美、池田直樹、高橋徹、原正和、岡千尋、望月康平氏による弁護団、そして柳沢幸雄東京大学名誉教授(環境化学)、植田和弘京都大学教授(環境経済学)、津田敏秀岡山大学教授(疫学調査)、頼藤貴志岡山大学准教授(疫学調査)、西川榮一神戸商船大学名誉教授(接地逆転層など気象調査、施設からの化学物質排出量調査)、後藤隆雄・環境計量士(ホルムアルデヒド調査)、真鍋儀医師、原田佳明医師、内田和宏医師、宮田幹夫医師、安達克郎医師による検診など多くの科学者、専門家による熱心な支援を得て、寝屋川廃プラ公害根絶のためにがんばってきました。

#### 当初、公調委の姿勢に期待

仮処分、1審、2審の判決は専門家の意見書をことごとく不採用にし、却下する判決でした。こうした中、私たちは、公調委が並病の裁定で「原因物質が特定できなくても原因は特定できる」としたこと注目、公調委に公害の認定を求めて「原因裁定」を73名が申請しました。当初、公調委は、事業者側の「裁判で決着済みだから申請を却下すべし」という主張を退け、化学物質をはじめとする職権調査を実施し、「公害の根絶に向け科学的審査を尽くす」とし、大きな期待を抱かせました。

#### 職権調査にあたり住民の意見を聞き入れず

しかしながら、一昨年、裁定委員3名全員が交代して以降、公調委の姿勢ががらりと変わりました。職権調査にあたり、私たちは公害の実態を明らかにするために必要な調査として「住民が吸っている空気を調査すること」「化学物質調査は24時間平均値だけでなく、高濃度のときの短時間測定も行うこと」「住宅地での接地逆転層発生の調査」などを申し入れましたが、公調委は、「聞き置く」だけで、調査を実施しました。しかしながら、私たちは、公調委が、「追加調査がありうる」としたことを考慮に入れ、ニオイアンケートなど職権調査に協力しました。

#### 職権調査が明らかにした環境汚染の事実

職権調査結果は、私たちが指摘してきたように、①二つの廃プラ施設から通常空気の100倍を超える化学

物質＝TVOC（揮発性有機化合物）が排出されており、②400 種類を超える有害化学物質を測定しました。また、③6 日間の調査期間中の連日、接地逆転層が発生したことが確認されました。④住民 100 名が協力したニオイアンケートでは、53 名からニオイを感じた報告が行われました。また、⑤住宅地での短時間での TVOC 濃度が通常濃度の数十倍に達する測定値が得られています。⑥とりわけ、健康被害の症状の特徴であるシックハウス症候群の主な原因物質であるホルムアルデヒドが基準値を超えて測定されました。

#### 公調委は原因物質ホルムアルデヒドの追加調査を拒否

しかしながら、公調委は、・TVOC の短時間測定値は簡易測定だから信頼できない・測定された化学物質（VOC 類）の 3 割は未同定（未知）だが、7 割が分かっているから安全と判断できる・ホルムアルデヒド測定は、測定器の具合が悪く不採用となどとし、再調査、追加調査を拒否しました。

その結果、公調委の裁定は「特徴的な化学物質は排出されているが、拡散希釈されていると『推認』し、「住民の住んでいるところには到達していない」と断定しました。

これは、専門家による疫学調査はじめとする科学調査結果や医師の診断結果を道理なく採用しない裁判所の判断を踏襲するものです。

#### 人権を無視する決定的な誤りー疫学調査結果と予防原則を採用せず

結局、公調委の裁定は、宮本憲一先生が指摘されているように、岡山大学・津田教授による疫学調査結果を否定し、健康被害に苦しむ住民の人権を否定するものです。

こうした公調委の判断は「原因が明確にならなくても、公害の被害がある、あるいは起こりえると判断されれば、事業を再検討する」という国連の世界環境会議で宣言された予防原則を無視するものです。

#### 4. 今後の取り組みについて

私たちは、廃プラ施設からのニオイ＝異臭が漂い、健康被害があるかぎり、きれいな空気を取り戻し健康を守る住民運動をつづける決意をあらためて固めています。そのために、今後、

①健康の訴えについて、話を聞くとしている寝屋川市・健康増進課に、症状を訴えていきます。市は「元気都市寝屋川をつくる」（馬場市長）としているように、市民の健康を守る責任があります。市が行政責任を果たすように運動を強めます。健康の訴えは大阪府保健所などにも行っていきます。

② 10 月から真鍋穰医師による「ハイプラ外来」診察が、小松病院で始まりました。現在、診察は月 1 回ですが、受診された方から「これまで、何軒もの医者に診てもらったが、治らず困っていた。話をよく聞いていただいただけでも安心」との声が寄せられています。医師による、定期的な診察を実施し、健康回復の取り組みを強めます。

③廃プラ（ペットボトルを除く）は、環境省が廃プラの熱利用（サーマルリサイクル）として認めているごみ発電（寝屋川市、交野市・四條畷市が新しく建設する清掃工場で予定）に使うことを求める市民運動を、多くの市民、市民団体とともにすすめます。

#### <コメント>

##### ◎ 宮本憲一（大阪市大名誉教授）

公調委の裁定は『守る会』の「要点とコメント」のように疫学による調査の認識に誤りがあると思います。何よりも住民の健康と生活環境を守るといふ基本的な立場に欠けていることが、このような裁定を生んだのでしょう。

##### ◎ 村松昭夫（弁護士）メッセージ 1 月 18 日 廃プラ報告会にて

今回の公調委の裁定が、申立人らの病気について、その原因を廃プラ施設からの有害化学物質と認めなかったことは誠に残念であり、十分な調査を尽くさないままこのような裁定を出したこと自体、不当な判断です。

しかし、公調委での審理や専門委員会の調査によって、本件地域の地形的、気象的な特徴や、それによって接地逆転層が頻繁に発生していること、さらに、廃プラ施設から有害化学物質が発生していることが新たに確認されました。これ自体は、従来、相手方や行政が認めてこなかった事柄であり、それが確認されたことは重要な成果と思います。そうであれば、公調委には、本来、追加調査の実施などもっと慎重な審理が求められていたはずで、そ

れらを行わないままでの裁定は不十分の訓りを免れません。健康にかかわることですから、調査費用の不足などの財政的な事柄は理由となりません。とりわけ、当初、公調委も必要であるとして実施したホルムアルデヒドの調査について、追加調査を行わなかった点は問題です。

廃プラ施設ができた後、健康被害が発生し、それが今なお続いているという事実が厳然とある以上、因果関係の究明は今後も必要ですし、何よりも廃プラ施設の稼働中止が求められています。

イコール社の建設問題が持ち上がってから、建設審査会、仮処分申請、差し止め裁判、その控訴審、そして、公調委と、フルコースの取り組みを執念を持って地道に取り組まれてきた住民の皆さんの活動は、全国的にも希だと思います。力不足でしたが、私自身も皆さんと共に取り組むことができて大変勉強になりました。

法的取り組みの結果は、誠に残念でしたが、住民の皆さんの引き続く多様な取り組みに期待しております。本当に御苦労様でした。

### ◎ 西川榮一(神戸商船大学名誉教授)

困難な中、自らさまざまな調査や運動を粘り強く続けられてきたことに敬意を表します。この間の経過をたどって見て、二、三感じたことを述べます。

1つは、本件で最大の、そして最も根本的な問題は、寝屋川市当局が、住民の皆さん方からの悪臭、健康障害の訴えを認めようとしなかったことです。一人や二人ではなく、何十人何百人もの人が訴えていること、そしてその被害を訴えている人々の居住域が特徴ある分布をしていることをみれば、見過ごせない現象と受けとめるべきだったでしょう。自治体行政の最も基本的な業務は、住民の健康を守り、住民が安心して暮らせる環境の保全に努めることにあります。そうであれば、まずは訴えの実態を調べるべきだったでしょう。しかし市はそうはしませんでした。この市の対応が、その後何年にもわたって、住民の皆さんを健康障害で苦しめるだけでなく、調査、訴訟など多大の労力を費やさせる事態を招来することになったわけで、寝屋川廃プラ問題は自治体行政の有りようを鋭く問う事件だと思えます。

2つは、4市組合施設は排気中の化学物質濃度を測定していますが、そのデータを調べると

- \* 排気口は高濃度の化学物質が含まれており、その量は施設の操業状態と密接に関係していること、

- \* このことから、廃プラは、集めて放置するだけでも化学物質を放出し、動かしたり圧縮したりすると放出量は増えること、

- \* 廃プラを破碎したり、加熱したりする隣接の施設では、もっと多くの化学物質が放出されている可能性があることなどがわかりました。

これら事実は市当局も当然知りえたはずですが。この時が、市当局にとって、この廃プラ問題をまともな解決の方向に導く第2のチャンスだったといえます。活性炭装置で浄化した後の排気でさえも高濃度だったのですから、これは影響あるかもしれない、改めて、被害の有無を調べる必要がある、と考えて当然のデータだったと思います。しかし対応は逆で、市はこのチャンスもつかむことができませんでした。

3つは、西川が関わった分野は

- \* 廃プラ施設から化学物質を含んだ排気が放出されているのか(排気の調査)

- \* その排気が被害住民の居住域に届いているのか(現地の局地気象の特徴の調査)

という点でした。住民の皆さんと調べた結果は、その可能性を明らかにするものでした。そしてそれは公調委調査によっても概ね裏付けられる結果だったと思っています。

4つは、未知物質が多数含まれる化学物質汚染を正しく計測するのはなかなか難しいということです。これは財力も専門的知識も持たない住民の皆さんにはもとより、専門家でも容易でないことを公調委調査で知りました。

5つは、以上のような4つの感想をまとめて思う全体感想は以下です。

このような場合、多くの公害問題がそうであったように、被害実態を明らかにし、まずその被害をなくす対策を実施し、一方で原因の解明を目指す調査を進めるという方法で臨むべきでしょう。そうだとすれば、市当局は、この状況を正面から受け止め、今度こそ住民の皆さんと共同で被害解消の方策を工夫し、その実施を急ぐべきではないかと思います。市にとって、自治体本来の責務に立ち戻る、3度目のチャンスといえましょう。

不知火島の灯台

水俣病はまだ終わっていない

～ 公式確認から58年 ～

民医連近畿地協水俣検診

2015年2月1日

民医連近畿地協水俣検診実行委員会  
耳原総合病院 リハビリテーション科

三宅徹也

# 水俣病とは

環境汚染（工場：チッソから排出された有機水銀）による食物連鎖（魚介類の経口摂取）によりひきおこされた人類史上最初の病気であり「公害の原点」といわれる。

1956年に熊本県水俣市で発生が確認されたことが病名の由来である。

熊本水俣病（第一水俣病）

新潟水俣病（第二水俣病）

四日市ぜんそく

イタイイタイ病     ・ ・ ・ ・ ・ 4大公害病





# 水俣湾とチッソ水俣工場の位置関係



32年から58年まで水俣工場から排水路を経由して**百間港**に排水が流された。

その後は、68年にアセトアルデヒド生産が停止されるまで、排出先が**水俣川河口**に変更された。



# 水俣病の症状

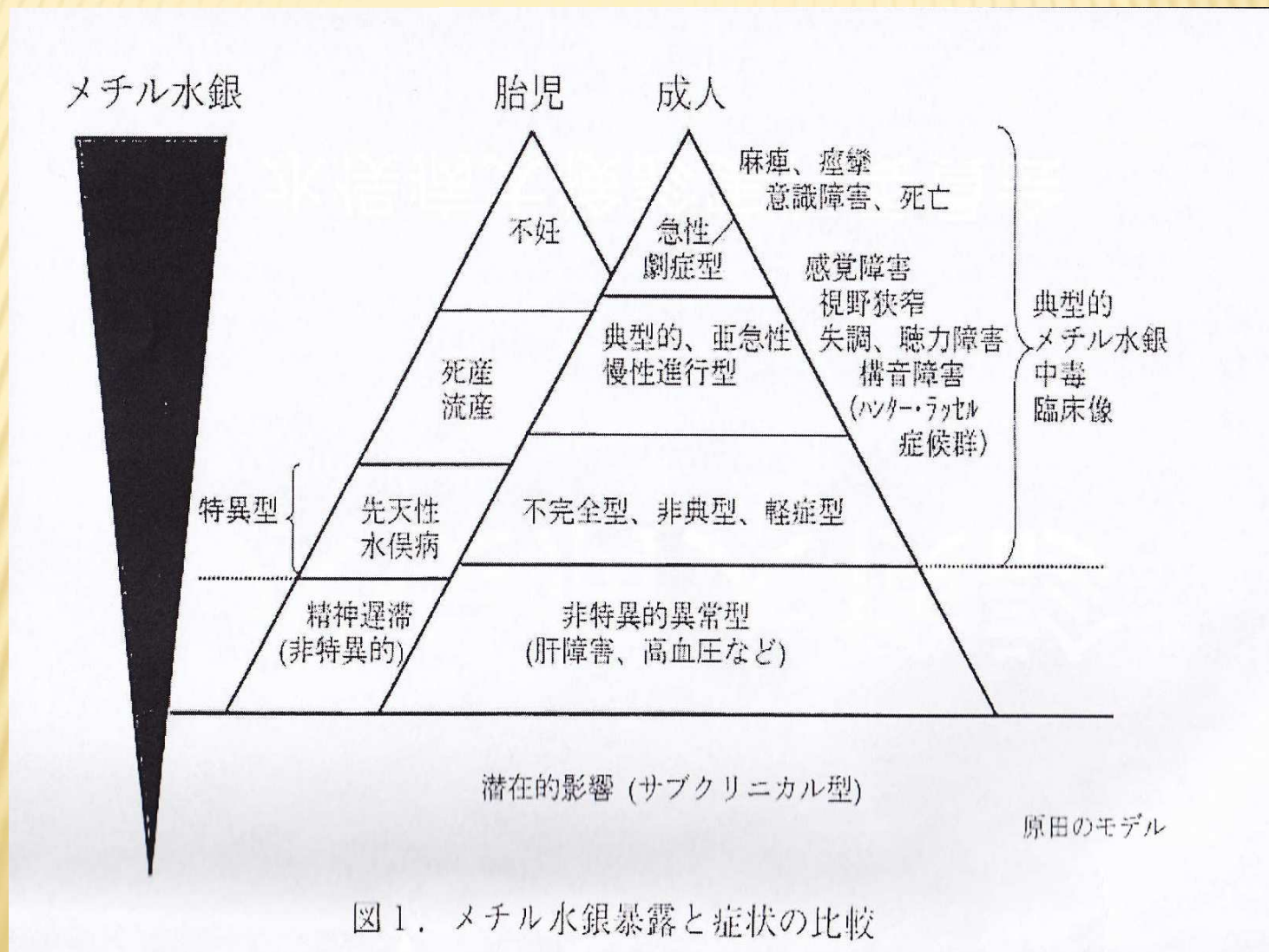


図1. メチル水銀暴露と症状の比較

# 診断・認定基準の迷走

ハンターラッセル症候群という重篤な患者に限定

- 77年 環境庁「後天性水俣病の判断基準」
- 95年 政治解決（医療手帳）（保健手帳）
- 04年 関西訴訟最高裁判決
- 05年 新保健手帳
- 09年 水俣被害者救済特措法

# 77年環境庁「後天性水俣病の判断条件」

- ①感覚障害
- ②運動失調
- ③平衡機能障害
- ④求心性視野障害
- ⑤中枢性眼科障害
- ⑥中枢性聴力障害
- ⑦その他

一人に複数の症状が見られることが必要

当時の環境庁長官＝現東京都知事 石原慎太郎氏



# 95年政治解決（医療手帳） 村山内閣

- ①四肢末梢優位の感覚障害
- ②1968年12月以前相当期間居住し、水俣湾またはその周辺の水域の魚介類を多食した人
- ③知事が適当と認める人

一時金＋手当（月額）＋医療費自己負担  
分補償

# 95年政治解決（保健手帳）

- ①1968年12月以前相当期間居住し、水俣湾またはその周辺の水域の魚介類を多食した人
- ②知事が適当と認める人

医療費自己負担分の補償



# 2004年 関西訴訟最高裁判決

①疫学条件を満たし

② i ) 家族内に認定患者がいて、四肢末梢優位の  
感覚障害があるもの

ii ) 舌先の二点識別覚に異常があるものおよび  
指先の二点識別覚に異常があって、頸椎狭窄な  
どの影響がないと認められるもの

iii ) 死亡などの理由により二点識別覚の検査を  
受けていないときは、口周囲の感覚障害あるい  
は求心性視野狭窄があったもの

# 2005年 新保健手帳

- ①一定の神経症状（水俣病にもみられる）を有する人
- ②1968年12月以前相当期間居住し、水俣湾  
またはその周辺の水域の魚介類を多食した人
- ③知事が適当と認める人
- ④地域指定
- ⑤68年12月以前の出生

**認定申請や裁判を起こさないことが条件**

**医療費自己負担分の補償**

# 水俣被害者救済特措法（０９年成立）

2010年05月～2012年07月

- ①チッソを親会社（本業）と子会社（補償）に分離する。子会社は倒産すれば消滅

＝企業責任の消滅

- ②認定機関（公的病院受診が必須）

加害者＝行政が認定？

民間診断書（任意）のみでは被害者手帳のみ（公的診断書が否定の場合）

被害者の救済か？ チッソの救済か？



**判定基準が複数存在することと  
なった**

**診断基準を示すべき医学会（神経学会  
など）は水俣病問題に関わろうとしない**



**熊本・鹿児島県の  
認定審査会機能停止**

# 共通診断書

魚介類を介したメチル水銀の暴露歴があり

A 四肢末梢優位の表在覚障害を認める

B 全身性表在覚障害を認める

C 舌の二点識別覚の障害を認める

D 口周囲の感覚障害を認める

E 求心性視野狭窄を認める

F メチル水銀以外に原因が考えられない大脳皮質障害と考えられる知的障害・精神障害・または運動障害を認めるもの

上記のいずれかを満たすもの



| 日程         | 受診数 | 水俣病 | %    |
|------------|-----|-----|------|
| 2006/09/17 | 30  | 28  | 93%  |
| 2006/12/03 | 34  | 28  | 82%  |
| 2007/030/4 | 31  | 14  | 45%  |
| 2007/09/02 | 23  | 17  | 74%  |
| 2007/12/02 | 15  | 15  | 100% |
| 2008/05/25 | 24  | 23  | 96%  |
| 2008/11/30 | 22  | 22  | 100% |
| 2009/04/26 | 29  | 26  | 90%  |
| 2009/05/31 | 15  | 15  | 100% |
| 2009/090/6 | 20  | 18  | 90%  |
| 2009/11/29 | 21  | 15  | 71%  |
| 2009/12/20 | 29  | 26  | 90%  |
| 2010/03/07 | 13  | 11  | 85%  |
| 2010/04/18 | 71  | 61  | 86%  |
| 2010/05/08 | 3   | 3   | 100% |
| 2010/06/06 | 61  | 51  | 84%  |
| 2010/07/19 | 67  | 64  | 96%  |
| 2010/07/24 | 11  | 9   | 82%  |
| 2010/08/22 | 4   | 4   | 100% |
| 2010/11/03 | 18  | 18  | 100% |
| 2010/11/13 | 4   | 4   | 100% |
| 2011/01/23 | 25  | 24  | 96%  |
| 20110/7/17 | 15  | 15  | 100% |
| 2011/12/18 | 18  | 15  | 83%  |
| 2012/01/22 | 11  | 11  | 100% |
| 2012/03/18 | 41  | 37  | 90%  |
| 2012/05/27 | 51  | 46  | 90%  |
| 合計         | 706 | 620 | 88%  |

## 対象地域・地域外水俣病有病率

|       | 水俣病 | 否<br>定 | 保<br>留 | 受診者 | 水俣病%  |
|-------|-----|--------|--------|-----|-------|
| 対象地域  | 445 | 27     | 63     | 535 | 83.2% |
| 対象地域外 | 80  | 4      | 8      | 92  | 87.0% |
| 不明    | 7   | 1      | 4      | 12  | 58.3% |
| 総計    | 532 | 32     | 75     | 639 | 83.3% |



# 水俣の問題点

## ①熊本県・国・チッソの責任

真実を明らかにしてこなかった

「**水俣病でない被害者**」

調査（検診）をしない、情報を提供しない

解決を長引かせた

住民の健康より企業を優先した

## ②医師・科学者の責任

病像の確立を怠った・・・診断、治療のおくれ

国・企業の後押しをしてしまった

## ③住民自治の問題

差別・分裂を許してしまった

地域限定・年齢制限

# ノウモアミナマタ国賠訴訟

第1次 2012年 関西 約200名 和解

第2次 2014年9月 第1陣提訴

2014年10月 11月 第3回現地一斉検診

周知徹底されず救済されていない  
地域制限  
年齢制限

行政による一斉検診の実施を!  
水俣病の解明を!



全ての水俣病被害者の救済・県外居住水俣病被害者の救済に向けて  
「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」の提訴

ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団  
団長 徳 井 義 幸

- 1 1956 (S31) 年に公式確認されてから既に 60 年近くが経過している水俣病については、1996 (H8) 年に患者一人当たり 260 万円という一時金の支払い等を内容とするいわゆる「政治解決」がなされ、原告以外にも一万人以上の被害者が一応の救済を受けた。

しかしこの「政治解決」では国や熊本県の法的責任が曖昧であったことから、行政の法的責任を明白にすべく政治解決に応じず、その後もあくまで司法での判断を求めた水俣病関西訴訟について、2001 (H13) 年 4 月に大阪高裁は、水俣病の発生・拡大について国と熊本県の法的責任を認める画期的判決を下すに至った。またこの判決は、複数の症状の組み合わせを水俣病認定の条件とする行政の認定基準を誤りとし、感覚障害だけで水俣病と認める判決を下した。そして同年 10 月には最高裁もこの大阪高裁判決を支持する判決を下した。

これによって、水俣病の発生と拡大についての行政の法的責任が確定し、行政の認定基準の誤りも明白になった。水俣病患者はこれで行政の認定基準が緩やかで妥当なものに改められるものと期待し、大量の認定申請が行われるに至ったが、国はあくまで認定基準の見直しを固く拒んだうえ、多くの未救済被害者を引き続き放置し続けたのである。

- 2 そこで、未救済の水俣病被害者は、2005 (H17) 年 10 月に、第1陣 50 名が原告となり、水俣病の最終解決・全ての被害者の救済を求めて、国、熊本県とチッソを相手取り、熊本地裁に損害賠償請求訴訟を提訴した。これが「ノーモア・ミナマタ訴訟」である。

そして、近畿においても、第1陣 12 名が原告となり、2009 (H21) 年 2 月に大阪地裁に「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」を提訴した。現地での水俣病の発生と拡大による漁業の崩壊や高度経済成長に伴う集団就職等の事情から、多くの被害者が県外に居住しており、このような県外居住者の救済なくして水俣病問題の解決はないのである。

さらに、東京や新潟（被告企業は昭和電工）においても同様の訴訟が提起され、「ノーモア・ミナマタ訴訟」は、追加提訴者を含めて、原告数が全国で 3000 名を超える大型集団訴訟となった。

そして、水俣病被害者の救済を求める支援の声に支えられ、原告や弁護団の奮闘の結果、「ノーモア・ミナマタ訴訟」は、2011 (H23) 年 3 月に全国 4 カ所の訴訟について和解が成立する運びとなった。

「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」も、2011 年 (H23) 3 月に和解が成立し、裁判上の解決をみた。解決内容も、国が水俣病についての責任を認め被害者に謝罪し

たうえて、被害者側の医師も参加する「第三者委員会」という公正・公平な判定の仕組みにより、原告 306 名のうち 282 名 (92.2 %) が救済対象者となり、従来の行政認定ではとうてい達成することのできなかった高率の救済率を実現することができた。さらに、行政が水俣病の発生を否定してきた「指定地域外」の居住者や「昭和 44 年 12 月以降」出生の被害者についても一定割合の救済者を出すことができたことも大きな成果であった。

- 3 しかし、一方で水俣病に対する偏見や救済措置に関する情報の欠如等から、現地の熊本・鹿児島はもちろんのこと、近畿・関東等においても多くの水俣病患者が未救済のまま取り残されており、それらの被害者を救済するために、2010 (H22) 年 5 月から申請受付が開始された水俣病特別措置法の行政救済に向けての取り組みが運動の大きな柱になった。

近畿においては、2011 (H23) 年 12 月以降、民医連の医療機関による水俣病検診が 2 か月に 1 回のペースで実施され、毎回、多数の患者が水俣病と診断され、特措法の申請手続を行った。このような取り組みの結果、これまで埋もれていた潜在患者がようやく手を挙げるようになり、全国で毎月 1000 人以上の患者が新たに特措法の申請をする状況になり、最終的には 6 万人を越える未救済患者が救済を求めて声をあげる状況となったのである。

- 4 ところが、政府・環境省は、患者団体のまだまだ未救済の患者がいるので特措法申請を締め切るべきではないとの声を無視し、2012 (H24) 年 7 月に水俣病特別措置法の救済申請を締め切り、新たな被害者切り捨てをはかり、水俣病問題は終わったとの世論作りに走るに至ったのである。

すなわち 2014 (H26) 年 8 月に発表された判定結果によれば、対象地域の不当な線引きや出生年代の制限等のため、1 万人近くの被害者が何らの救済も得られずに終わった。また、水俣病に対する差別偏見等の事情から特措法の申請ができなかった患者も多数いた。

チッソ水俣工場から排出された有機水銀による海と魚介類の汚染は不知火海全体に及んでいるのに、行政が指定した地域以外に居住して魚介類を多食した被害者を切り捨てること、あるいはチッソの工場排水は昭和 43 年 5 月には停止したことから翌年の昭和 44 年末以降には不知火海の魚介類は水銀で汚染されていないとする不合理は余りにも歴然としており、新たな被害者切り捨て以外の何物でもない。

- 5 水俣病不知火患者会は、これらの取り残された患者を救済し、水俣病の真の最終解決・全ての被害者救済を実現することを目的として、2013 (H25) 年 6 月に熊

本地裁にノーモア・ミナマタ第2次訴訟を提訴した。そして、近畿においても、2014 (H26) 年9月に、第1陣の19名が原告となって大阪地裁に「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」を提起し、2015 (H27) 年2月6日に初回口頭弁論が予定され、本格的に審理が始まろうとしている。なお、関東の県外居住被害者も2014 (H26) 年8月に東京地裁に提訴済みである。



ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟提訴行動

- 6 我々ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団は、この「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」をてこに、熊本の「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」、東京で起こされた「ノーモア・ミナマタ東京第2次訴訟」、さらに新潟でも2013 (H25) 年12月に起こされた「ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟」など、全国の他の水俣病訴訟と連携して、世紀を越えても未だに解決できていないこの水俣病の真の最終解決・全ての被害者の救済を実現したいと考えている。

チッソの工場排水で不知火海と魚介類が汚染された1950年代 (S30年代) 当時の不知火海沿岸の居住者は20～30万人に及んでおり、これらの住民の多くが汚染された魚介類を多食していたことを考えると、未救済の被害者はまだまだ存在することが想定されるのであり、全ての被害者の救済は道半ばである。

水俣病の歴史は、国・県、チッソによる被害者切り捨てとこれに対する被害者の立ち上がりの繰り返しの歴史であった。

今度こそ県外居住者を含めて全ての水俣病被害者の救済の道筋を付けるべく原告団・弁護団は奮闘する決意である。

今後とも、皆様のご支援を心からお願いしたい。

# 温室効果ガス・CO<sub>2</sub>削減は待ったなしの課題

## 地球環境委員会からの訴え

2015年2月1日

公害をなくす会・地球環境委員会

### (1) 国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書

\*IPCCは、2014年11月3日、地球温暖化に関する第5次評価報告書の仕上げとなる「統合報告書」を公表した。その主な内容は

- ・1880～2012年の133年間に地上の気温は0.85℃上昇している。
- ・CO<sub>2</sub>の累積排出量と世界平均気温・地上気温の上昇は、ほぼ比例関係にある。
- ・現在のCO<sub>2</sub>の排出量を続けると、あと30年足らずで工業化前（1850年ごろ）からの平均気温の上昇が2℃を超えてしまうことになる。
- ・平均気温の上昇が2℃を超えると、人類の健全な生存が脅かされる恐れがあると考えられる。

### (2) 環境省の温暖化被害予測の報告書案

\*環境省は1月20日、地球温暖化が進んだ場合に予測される日本の各分野への影響をまとめた報告書案を示した。その主な内容は、『朝日新聞』1月21日付によると以下のようになっている。

#### \*農林水産業

- ・1等米の比率が全国的に減少
- ・2060年代にウンシュウミカンの主力産地の多くで栽培がしにくくなる。
- ・シロザケの生息域が日本周辺で減少
- ・アワビなどの漁獲量が減少

#### \*水環境・資源

- ・北日本と中部山地以外で渇水の深刻化

#### \*自然生態系

- ・ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域が拡大
- ・熱帯や亜熱帯のサンゴの生息に適した海域が2040年までに消失

#### \*自然災害

- ・洪水を起こしうる大雨が今世紀末に増加
- ・海面上昇により高潮のリスクの増大

#### \*健康

- ・十分温暖化対策を取った場合でも、熱中症など暑さによる死亡者数が全県で2倍以上に

#### \*生活

- ・水道や電気などインフラやライフラインに影響
- ・ヒートアイランド現象に温暖化が加わり、気温が引き続き上昇。名古屋では2070年代8月に2000～2009年の8月の平均気温に比べ3度程度の上昇を予測。

### (3) 国連気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）と第21回締約国会議（COP21）

\*COP20は2014年12月1日から14日まで南米ペルーの首都リマで開催され、合意事項として「気候変動に対する行動のリマからの呼びかけ」を採択した。合意事項では来年末(2015年末)にパリで合意をめざす2020年以降の温室効果ガス削減についての新しい国際協定に盛り込む項目を確認している。



主な内容は、報道によれば以下のようになっている。

- ・新国際協定に向けて準備のある国は2015年3月までに、「削減の基準となる年と実施期間」「何故その目標が野心的だと考えられるかについての説明」「地球温暖化の被害軽減策」「先進国による途上国への資金援助」などを内容とする国別削減目標を条約事務局に提出する。
- ・条約事務局はそれらをまとめ「統合報告書」を作成して公開する。(相互点検方式は合意されず)

\*望月環境相は閣僚級会合での演説で、2020年以降の温室効果ガス排出量の国内削減目標について、「出来るだけ早期に出す」との態度表明に留まり、相変わらず足を引っ張る役割を演じた。そんな日本政府の態度に、対策が後ろ向きだとして再度「化石賞」が贈られた。

\*COP21は以下のように開催される。

- ・開催場所 パリのル・ブルジョ会場
- ・開催期間 2015年11月30日(月)～12月11日(金)

⇒2020年以降の温室効果ガス削減について世界のすべての国が参加して合意をめざす重要な会議となる。京都議定書の議長国として、日本政府に先進国としての役割を積極的に果たさせることが重要。

#### (4) 私たちの取り組み

##### 1) IPCC報告などを使って気候変動・地球温暖化問題について大いに学習しましょう

###### ●「IPCC報告」学習会……チラシが入っているのでご参照を

- \*日時 2015年2月14日(土) 午後2時30分から
- \*場所 阪南大学あべのハルカスキャンパス
- \*内容 ①「気候変動・温暖化とIPCC報告」…青山政利さん(元近大准教授)  
②「ペルーでのCOP20に参加して」……早川光俊さん(CASA専務)
- \*定員 40名(先着順)

###### ●学習会の第2弾

- \*テーマ 「地球温暖化なんてウソだ」とか、「CO<sub>2</sub>削減には原発の稼働が必要」などという意見について、その間違いと問題点を学ぶ
- \*時期 5月下旬を予定

##### 2) 身近なところからの温室効果ガス・CO<sub>2</sub>の削減の取り組みを

- \*行政や企業に対して温室効果ガス・CO<sub>2</sub>削減の計画を持たせ、実行させること。
- \*同時に、CO<sub>2</sub>の削減とともに省エネ・低エネルギー社会について国民一人一人が、自分で出来ること、職場や会社・事業所で出来ること、地域で出来ること、団地で出来ること、市町村や府県レベルで出来ることなどを検討し、実践することも重要。

##### 3) 国際会議(COP21)への参加の検討も

- \*本年末にパリで開催されるCOP21は2009年にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15に匹敵する大事な会議となる。世界各国からの参加が予想され、会議への参加資格も厳しく、会議そのものへの参加は難しい情勢ですが、NGOレベルでの交流は可能である。公害をなくす会として参加することの意義、COP21で何をしていくのか議論を深めていく必要がある。
- \*代表派遣や有志による参加など実現可能な形態での参加を考えていくので、その際は積極的にご参加を検討ください。

以上

# 大阪NO<sub>2</sub>簡易測定運動(ソラダス)継続のために分光光度計購入のための募金訴え

(分科会Ⅱの「大阪の大気汚染とソラダス（NO<sub>2</sub>測定運動）の意義」の資料も参照）

2015年2月1日

大阪から公害をなくす会

ソラダス委員会委員長 久志本俊弘

- 1978年に第1回大阪NO<sub>2</sub>簡易測定運動(以下ソラダスと略す)して以来、1984年、1989年、1994年、2000年、2006年とほぼ5～6年に1回の割で実施し、前回2012年5月に第7回取り組み
- また、市民生協や道路問題などを抱えている地域では、毎年6月と12月の2回自主測定している。
- 継続について議論を重ね、NO<sub>2</sub>測定運動の果たしている意義を考え、引き続き取り組むことを確認し、30年近くも使い老朽化した検査機器も買い替えることにし、そのために広く団体・個人に募金を訴えることを決めました。

# ソラダス(カプセル法)の意義

## NO<sub>2</sub>大気汚染における問題点

- 近年NO<sub>2</sub>の大気汚染は改善されてきており、行政によってNO<sub>2</sub>環境基準が達成された、との認識のようであるが、
- 住民が健康を心配せずに済むほど汚染が改善されたかどうか？
- このNO<sub>2</sub>は化石燃料を燃やした際に出る様々な排ガスの代表・指標としてみることができるが、その他の有害な廃ガス、PM2.5などはどうなっているのか？



# カプセル法の第1の特徴

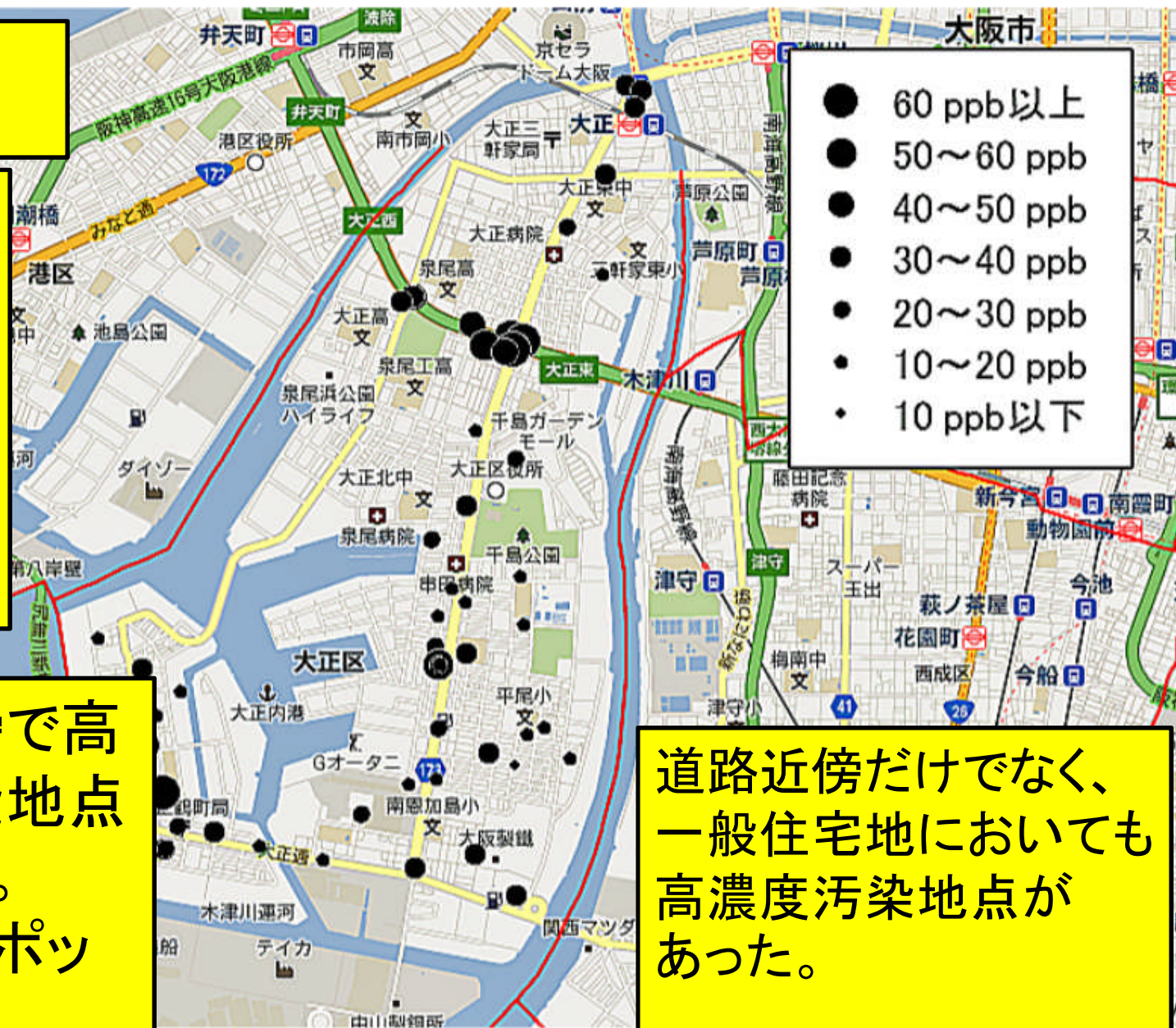
- 大阪府域には自治体監視局は約100か所あるが、行政はこれら監視局測定値のみをもって、NO<sub>2</sub>環境基準（日平均98%値で0.04～0.06ppm）の上限値を基準にして評価しているに過ぎない
- 0.04ppmを超えている自治体監視局が少なからず存在している
- 港区・大正区の43号線沿道は、高濃度の汚染地域が多数あるが、港区には測定局がゼロ

## 大正区

自治体監視局は、  
平尾小学校の位置  
のみ

道路近傍で高  
濃度汚染地点  
があった。  
(ホットスポット)

道路近傍だけでなく、  
一般住宅地においても  
高濃度汚染地点が  
あった。



- 主たる汚染源は
- ディーゼル大型自動車、固定発生源
- また、大阪では港湾活動の影響もあり
- ために幹線道路沿道や交差点、港湾周辺地域などで局地汚染が存在するが、
- 100か所の監視局ではきめ細かい汚染実態は捉えきれない
- ⇒カプセル法は激しい汚染地点(ホットスポット)を把握できる

## カプセル法の第2の特徴

- カプセルによる測定という簡単な方法でNO<sub>2</sub>濃度が測れ、
- しかもそのデータは正確で、
- なにより、府下の約4000名が一斉参加して環境測定を行うものは、ほかに見られない
- 若い人、新しい人に環境問題を身近に感じ、関心を持ってもらうきっかけとなっている。
- その中で様々なネットワークができている。



## 第3の特徴

# 同時に行う健康アンケート調査

- 行政は、住民の健康調査などを行うことなく、環境基準の行政的運用によってNO2汚染状態を評価
- しかし例えば学校保健統計によれば**大阪の児童・生徒のぜん息罹患率は全国平均よりずっと高く**、現在もなお増加傾向にあるのである。
- ソラダス2012でのアンケート結果では、数多くのぜん息患者(府下推計7万人)が存在。
- 主に自動車排ガスなどの「公害」による健康被害であり、国と各自治体、そして、自動車メーカーなどによって医療費助成などの健康被害補償の措置が実施されるべきです(東京と同じように)。

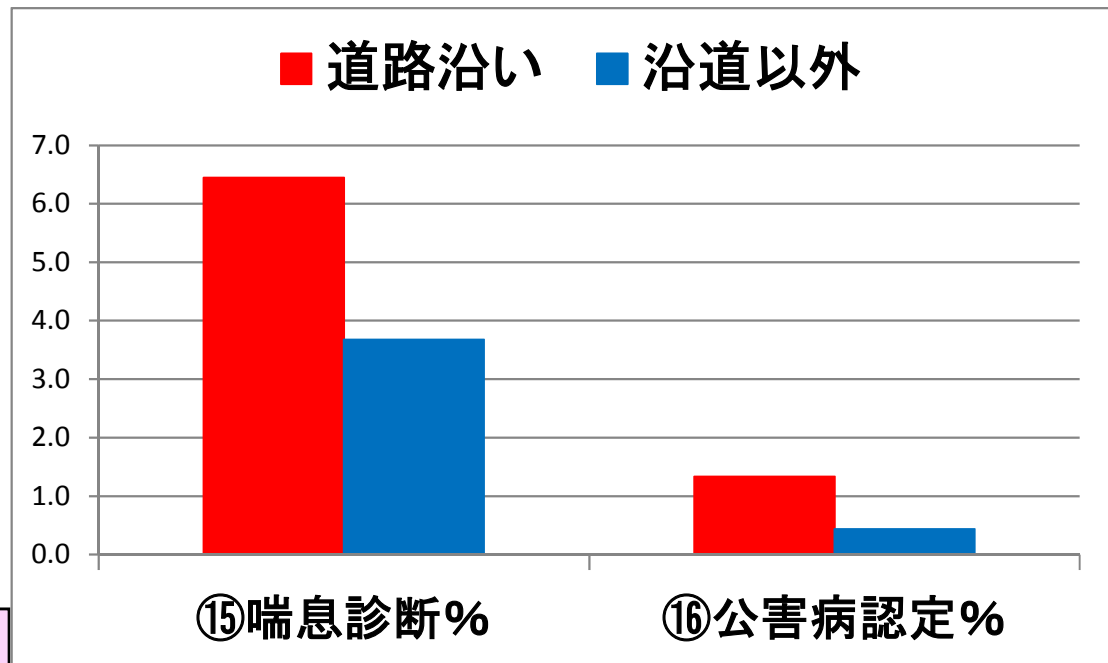
# ぜん息診断率は幹線道路沿道の方が高い

( ぜん息診断率：医師にぜん息と診断されている回答者の% )

ソラダス2012の健康アンケート結果より  
(回答者は府内4444人)

道路沿い居住者の方が、  
ぜん息診断率、公害病  
認定率ともに高い。

行政担当からの、貴重な  
取り組み」と言われた  
調査



| 道路からの距離 | ⑮喘息診断% | ⑯公害病認定% |
|---------|--------|---------|
| 道路沿い    | 6.4    | 1.3     |
| 沿道以外    | 3.7    | 0.4     |

## 第4に、府市民が自ら測定したデータを用いて行政と対話

- ソラダスの結果は、各地域で住民と行政担当者とが大気汚染・環境問題について懇談する貴重な素材。また、ソラダスの取り組みは地域でのネットワーク・パイプづくりもなっている。
- なお、行政による正確できめの細かい監視は環境行政の基本。測定体制と健康モニタリングは縮小ではなく、拡充・強化する必要あり、監視業務の独立行政法人化や民営化はしてはならない。

# 今後の方針

- 基本的には、大阪府全体をメッシュに区切って測定する**メッシュ測定**と、それぞれの団体・課題で取り組む**自主測定の2本立て**で、大気汚染の実態を面として明らかにするソラダスを継続する。
- 頻度は**4年に1回**とし、次回は2016年の5月に実施する。その間は、毎年6月と12月の2回、自主測定としてNO<sub>2</sub>濃度の測定運動に取り組む。
- 現在使用の検査機器（島津製）はもう**修理部品もない**ほど古く限界に来ている。募金を訴えて新しい検査機器を購入する。



# 購入する検査機器と募金の訴え

- 「マイクロプレートリーダー」という機器で、これまでのカプセルを1個ずつでなく、カプセルの液をプレートの穴に移し替え、一度に約96個を30秒で測定するもの。購入金額2セットで約100万円。
- それで、これを目標にした募金を訴えます。NO<sub>2</sub>簡易測定運動に欠かせない検査機器の購入費用としての募金にご協力をお願いします。
- これまでは、民医連検査機器にて実施していたが、今回の迅速に行える装置の導入で、長期に分析でき、作業性も改善し、データ処理、結果の画像表示などの電子化手法の改善もできる。

# NO<sub>2</sub>簡易測定(ソラダス)の概略



各地域・団体で一斉にカプセルを設置し、24時間後に回収します。

検査センター(OML)に集中します。通常の際は「公害をなくす会」に送ります。

健康アンケートを全  
ての地域から出来  
ただたくさん集め  
ます。前回のソラ  
ダスでは4400人  
余から寄せられま  
した。

吸光度計



発色液の注入



マイクロプレート



カプセルに発色液を注入し、発色した液をマイクロプレートに少量ずつ注ぎます。プレートを吸光度計にセットして濃度を測定します。一度に96個、30秒程度で測定できます。

各カプセルのNO<sub>2</sub>濃度のデータ

データをデータベース化します。従来はデータを手入力してデータベース化していましたが、新しい吸光度計ではデータをUSBで取り出し、そのまま活用できるようになります。

結果(データ)をそれぞれの地域・団体に返し、地図に落とすなどして汚染度を比較・検討します

大気汚染と健康・呼吸器系疾患との関係をクロス集計し、相関を調べます。

独自開発のソフトを使って、地図に分かり易くプロットします。

当日の気象状況やNO<sub>2</sub>濃度の分布の分析、地域的な特徴、NO<sub>2</sub>濃度と呼吸器系疾患との相関関係の分析、大阪府および各地域の課題などをまとめ『報告集』を作成します。

作成した『報告集』を活用して、各地域や団体で報告会を開いたり、それぞれの地域で行政の担当者との懇談を行うなどして、環境改善の取り組みに生かしていきます。

大阪と神戸の公害患者らが12月22日、神戸製鋼所が神戸市灘区の高炉跡地に建設を予定している140万kWの石炭火力発電所について、地球温暖化や大気汚染対策など計画の詳細を明らかにすることを求めて要望書を提出しました。神戸製鋼所大阪支店には、西淀川公害患者と家族の会・永野千代子、岡崎久女両副会長、神戸公害患者と家族の会・川野達雄会長ら4人が訪れました。神戸製鋼所からは、本社総務部の楠山泰司担当部長、水上孝一法務部担当部長らが対応しました。

## 子や孫たちにきれいな空気と青い空を手渡すために 公害患者の願いを聞いてください

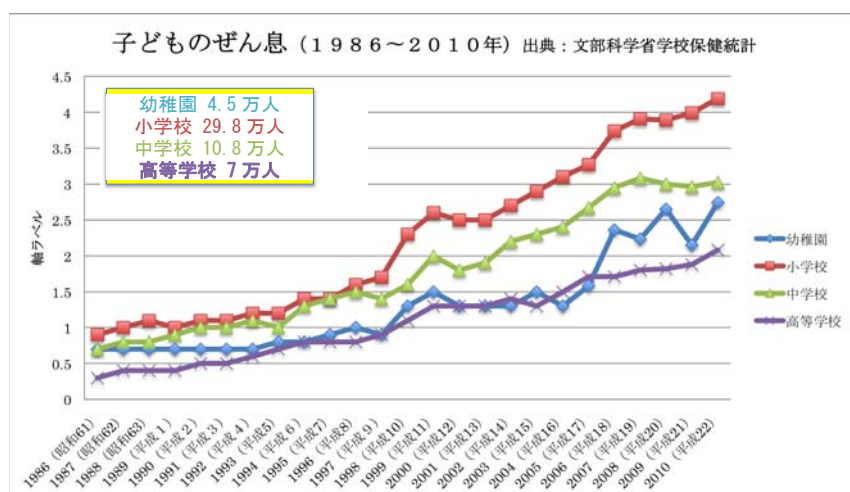
### ～神戸製鋼の石炭火力発電所の増設計画について～

「大気汚染をなくし、他の誰にも自分たちのような苦しみを与えたくない」  
—公害患者の共通の願いです。

### 公害患者の願いはひとつ

大気汚染による公害認定患者は全国で3万8000人余、阪神間では14,679人（平成25年3月31日）います。患者たちは高齢化が進み重症化する人も多く見られます。一方、学校保健統計（文部科学省）によると、1980年～2010年までの20年間で幼稚園から高校生までの子どものぜん息が3～4倍に増え、推計52万人に達しています。（グラフ下）

### 増え続ける子どものぜん息 20年間で3倍に



## NO<sub>2</sub>そしてPM2.5

原因の一つにあげられているのが、二酸化窒素などによる大気汚染。阪神間のすべての測定局が環境基準を達成したのは、1978年の基準緩和から31年後の2009年でした。

最近では、中国からの越境汚染でにわかに脚光を浴びるようになったPM2.5による汚染がこれに加わりました。阪神間の自動車排出ガス測定局のすべてで、国の環境基準を大きく上回る汚染が続いています。

大気汚染公害裁判の和解で平成17年度（2005年）から測定している西淀川区（国道2号、43号）の経年変化を見てください。（資料）越境汚染の影響というより自動車排ガス等による高濃度汚染が続いていることがわかります。

## CO<sub>2</sub>・水銀・NO<sub>2</sub>・PM2.5

現在進行形で続く深刻な大気汚染。化石燃料の中で最も多くの温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）と二酸化窒素、水銀、PM2.5などの大気汚染物質を大量かつ長期に排出する石炭火力発電所を全国で25基も新增設する計画が明らかになりました。

なかでも、西淀川公害裁判の被告企業である神戸製鋼所の発電所は70万kW2基で140万kW。既設のものと合わせると280万kWにもなります。

世界の科学者が総力を挙げて気候変動の原因を分析し、各国国政府のなすべきことを示したIPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書が、“温室効果ガスの削減は待ったなし”と警告しています。にもかかわらず40年以上も温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）と二酸化窒素、水銀、PM2.5などの大気汚染物質を吐き出し続ける石炭火力発電所の建設を認めることは、子や孫の世代に「負の遺産」を押し付けることになり、到底認める訳にはいきません。

## 人口密集地で大気汚染が悪化？

しかも阪神間の人口密集地に「公害の元凶」を増設することは、公害患者にとっては症状増悪の危険性が増し、多くの市民には大気汚染による健康被害発生のリスクを高めることになります。また阪神間は、国と自治体が法や条例で何重もの大気汚染対策を実行している地域であり、近年改善の傾向が見られる大気汚染を悪化させることがあってはなりません。

## 和解の当事者として

また、西淀川公害裁判の和解時にかわした被告企業の「発言内容」に反し、被告企業としての社会的責任を放棄することになり、和解の当事者としても被告企業の誤りを正す責任があります。

私たち公害患者は「手渡したいのは青い空」を合言葉に、大気汚染をなくし、公害のないまちを子や孫たちに届けるために活動をしてきました。自らと次世代を担う子どもたちの未来のために神戸製鋼所に対して、別紙要望書に基づく話し合いを強く求めます。

## 大阪・西淀川における PM2.5（経年変化）

微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入り込みやすく、肺がんやアレルギー性ぜんそくなど健康に与える影響が大きいとされ、危険性が指摘されている。

西淀川大気汚染裁判における和解条項（H10.7）で、その測定と環境対策が明記されており、2004 年度より国道 2 号新佃公園前局、国道 43 号大和田西交差点局において測定器がスタート、2007 年 4 月より歌島橋交差点局での測定が始まっている。

米国では 1997 年に環境基準を設定、欧州連合でも規制に動いている。

環境省は、微小粒子状物質に係る環境基準について、2009 年 9 月 9 日付けで告示を行った（1 年平均値が  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること）。

表 西淀川区における PM2.5 測定結果

|    |                      | 年平均値（μg/m <sup>3</sup> ） |            |            |            |            |            |            |            |            |            | 24 時間値（μg/m <sup>3</sup> 、2%除外値） |            |            |            |            |            |            |            |               |  | 調査<br>実施<br>主体 |
|----|----------------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|---------------|--|----------------|
|    |                      | 2005<br>年度               | 2006<br>年度 | 2007<br>年度 | 2008<br>年度 | 2009<br>年度 | 2010<br>年度 | 2011<br>年度 | 2012<br>年度 | 2013<br>年度 | 2005<br>年度 | 2006<br>年度                       | 2007<br>年度 | 2008<br>年度 | 2009<br>年度 | 2010<br>年度 | 2011<br>年度 | 2012<br>年度 | 2013<br>年度 |               |  |                |
| ①  | 大和田西交差点<br>（国道 43 号） | 28.7                     | 26.7       | 25.1       | 23.1       | 21.4       | 21.8       | 21.1       | 22.7       | 23.5       | 56.0       | 57.2                             | 58.8       | 46.4       | 44.3       | 53.6       | 45.8       | 49.0       | 52.3       | 国土<br>交通<br>省 |  |                |
| ②  | 歌島橋交差点<br>（国道 2 号）   | —                        | —          | 29.6       | 26.0       | 24.9       | 27.1       | 21.5       | 21.6       | 23.5       | —          | —                                | 67.9       | 48.1       | 47.9       | 62.1       | 44.3       | 48.0       | 58.6       |               |  |                |
| ③  | 新佃公園前<br>（国道 2 号）※3  | 26.1                     | 25.6       | 23.5       | 20.7       | 20.9       | 21.2       | 21.2       | 23.7       | 18.5       | 56.7       | 58.0                             | 65.5       | 43.1       | 43.9       | 49.8       | 41.7       | 52.4       | 40.0       |               |  |                |
| ④  | （国道 43 号）            | 23.8                     | 22.5       | 20.4       | 19.1       | 17.6       | 16.3       | 18.4       | 17.3       | 18.3       | 48.9       | 50.2                             | 49.8       | 38.5       | 39.7       | 40.4       | 41.3       | 40.6       | 42.1       | 大阪市           |  |                |
| 基準 | 日本（環境基準）※1           | 15                       |            |            |            |            |            |            |            |            |            | 35                               |            |            |            |            |            |            |            |               |  | —              |
|    | 米国（環境基準）※2           | 12                       |            |            |            |            |            |            |            |            |            | 35                               |            |            |            |            |            |            |            |               |  | —              |
|    | WHO（ガイドライン）          | 10                       |            |            |            |            |            |            |            |            |            | 25                               |            |            |            |            |            |            |            |               |  | —              |

※注)

- 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日 環告 33）
  - 濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値。
- アメリカの環境保護庁（EPA）による環境基準値（1997 年設定／2013 年改訂）
  - 年平均値：年間の算術平均の 3 年平均値が超えないこと
  - 24 時間値：24 時間値の年間 98 パーセントタイル値の 3 年平均値が超えないこと
  - アメリカ合衆国の年平均値は、2013 年 3 月に  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  から  $12 \mu\text{g}/\text{m}^3$  に変更（厳格化）された。
- 大和田西交差点は 2014 年 2 月 4 日 19 時より、歌島橋交差点は 2014 年 2 月 5 日 16 時より、新佃公園前は 2013 年 3 月 19 日 14 時より、環境省測定マニュアル（第 6 版）に則って測定されている。

### <関連情報>

西淀川公害訴訟について [http://www.aozora.or.jp/ecomuse/la\\_pollution/](http://www.aozora.or.jp/ecomuse/la_pollution/)

石炭火力の問題点（DON'T GO BACK TO THE 石炭！） <http://sekitan.jp/>

大阪公害患者の会連合会 <http://www.d3.dion.ne.jp/~kanjakai/>

地球環境市民会議（CASA） <http://www.bnet.jp/casa/>



## 河南町の残土問題について

2015 年 2 月 1 日

河南町議会議員 力武 清

河南町の位置は、大阪府の南東部大阪市から 25 km に位置し、東西 6.7 km ・南北 7.5 km で面積 25.3 平方キロメートルで周囲は西が富田林市、北が太子町、南が千早赤坂村、東は金剛・葛城の山並みがあり奈良県の葛城市・御所市と境、隣りあわせとなっています。

交通は、鉄道がなく近鉄・長野線富田林か喜志の両駅を路線バスが運行しています。主要な道路として国道 309 号線と府道が走っています。

残土問題を考えるうえで、地理的・物理的条件と資源的条件が重なっていることがあります。まず地理的・物理的条件では、大型ダンプが通行可能しやすいこと、資源的条件として、良質の真砂土がある。

こうした条件があるために、残土処理業者としては格好の処理場として長年(30 年以上) 河南町の谷合を埋め立ててきています。

現在、河南町では 11 ヶ所の残土処理場がありますが、稼働中は 3 ヶ所で関係法令(宅造法・山林法・産業廃棄物処理法等)、河南町の土砂埋め立て要綱に基づく許認可の下で毎日残土の持ち込みが行われています。

以前の残土は主に山間部への持ち込みが主体でありましたが、ここ 3 年前から住宅に隣接する場所への持ち込みが主体となって住民生活への悪影響が出てきています。

工事現場への道路の汚による通勤・通学への支障、フロントガラスのひび割

れ・自転車通学者への風圧、各家々では騒音・振動・に加え粉塵による洗濯みのが干せないなどの被害、最悪の人は、せき込み、喉の痛み・気管支炎の発症(因果関係ははっきりしていない)など出ています。

こうした、被害に対して自治会など通じて、また議会での質問、テレビ放映などで事業者への改善を申し入れしてきて一定の改善はされてきていますが根本的な問題は解決されないままとなっています。

問題は、どこからどう言った物質のものが持ち込まれているのか。(コンクリートの破片・鉄筋・ガラス片等本来産廃として処理すべきものが混入)これは事前の許認可の対象外となつて、また、チェック体制ができていないのが実態。また、一日 100 台以上の大型ダンプの出入りがあり交通への支障。

大阪府下においては、昨年の豊能町での土砂持ち込み現場での崩落事故を受けて、規制する条例が 12 月議会で成立しました。概ね現在持ち込まれている問題に関しては網羅されていますが、実効性あるものにしていくにはそれぞれの自治体での規制条例化が必要です。

河南町でも、府の条例と合わせて町の条例化に向けてやっとな動き出しました。





# 信太の森ニュース

No. 19

2015年1月3日



## 謹賀新年

2015年1月3日：大野池

昨年は、前号でも紹介しましたが、観察会への参加者が増えたり、大阪みどりのトラスト協会とも惣ヶ池湿地の共同管理や合同観察会を開催することで会の活動にも弾みがついた年になりました。

信太山丘陵市有地の保全・活用ワークショップについては、年末の最終検討会を終えて「基本構想」が纏められたばかりです。

2015年、信太山丘陵は、生物多様な里山「自然公園」づくりを目指して、本格的な第一歩を踏み出そうとしています。

観察会、保全作業、関係イベントへの参加など昨年にも増した取組みが必要になるかと思わ

れます。みなさんと共にすすめてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

### 第8回「信太山丘陵市有地保全・活用ワークショップ」

昨年の暮れ（12月25日）に開催された第8回「和泉市信太山丘陵市有地保全・活用ワークショップ」検討会議は、10月27日からのパブリック・コメントを受けて「和泉市信太山丘陵市有地保全・活用基本構想」が纏められました。

その内容は、これまでと殆ど変わるところはあ

NPO法人 信太の森FANクラブ

事務局：〒594-0013 大阪府和泉市鶴山台3丁目4番1-202

電話 0725-45-7357

E-mail [tamahati@amber.plala.or.jp](mailto:tamahati@amber.plala.or.jp)



りませんが、検討会議の中で、今後の公園づくりの運営母体となる「公園協議会」の構成について、試行期（平成27年～計画期の半ば）の構成メンバーに入っている「既存の保全団体（当FANクラブなど）」が、展開期（計画期の後半）では構成メンバーから外れていることについて、「信太山丘陵の生態系を知りつくしているのは「既存の保全団体」であり、単に保全の経験のある者だけで構成されるとすれば、生態系保全に問題があり、構成メンバーとしていれる」べく指摘した結果、展開期においても構成メンバーに入れることになりました。

ここで決まった「基本構想」には、前号で触れた管理棟の位置の問題、道路の問題など幾つかの問題を含んでいますが、これらの問題は今後「公園協議会」の「運営会議」の中で議論していく必要があります。

ワークショップ検討会議は、本来この会議で終了するところでしたが、会議冒頭に大阪府大教授増田委員長から「今回の会議が『基本構想』を纏める最後の会議になりますが、27年度当初から『公園協議会』の運営がスムーズにスタートできるように、今年度中にもう一回会議を持ちたい」との提案がありました。来年度からの「公園協議会」のスタートを市に任せていては、いつから開始されるかわからないといった不安があったからではないかと思われます。遅くとも2月中には最後のワークショップ検討会議が開催されることになりました。

## ワークショップ作業部会

ワークショップ作業部会は、12月5日に公民協働による草地の草刈りを行いました。

実施した場所は、一年前に笹刈りを行った3か所で、市役所職員、大学研究生を含め総勢21名が参加しました。FANクラブからは7名と呼びかけた一般市民2名が参加しました。



ワークショップ作業部会の保全作業

## 大阪自然史フェスティバル2014に参加しました。

毎年11月に長居公園の大阪市自然史博物館で開催されている大阪自然史フェスティバルにFANクラブは今回も参加してブースを出し、当クラブのピーアールに努めました。

今回は11月15日、16日の開催で、出展テーマを「信太山丘陵の湿地・里山保全活動」として展示して、観察会や保全活動への参加をピーアールするほか、二日目には子どもたち相手に、島崎さんが準備してくれたドングリとアベマキの殻斗で作る「イガグリ坊」のクラフト作りをして貰いました。

今回は参加団体が多かったのか、展示ブースが狭い中で、二日間合計8名の会員の方が展示ブースでの来場者応対に当たっていただきました。お疲れ様。ありがとうございました。



大阪自然史フェスティバル：ブース風景



1月11日（日）定例室内例会  
信太の森ふるさと館 午前10時～

1月14日（水）惣ヶ池湿地保全作業日です  
集合場所：鶴山台4丁目バス停付近：9時～

## JA葛の葉支店でFANクラブ写真展

12月1日～12日の約2週間、府道30号線沿いにあるJAいずみの“くずのは支店”でFANクラブ会員による写真展「信太の森自然展」を開催しました。

2年に一度開催しているFANクラブ会員による“信太の森写真展”を1月か3月に開催しようと考えていた矢先に、山千代氏からJA“くずのは支店”でやらないかとの話があり、JAでの開催が実現したものです。

来店者の多くの方が写真に見入っていたことで、信太山丘陵の自然の素晴らしさを伝えることができたのではないかと思います。



JAくずのは支店で開催した写真展

## FANクラブ信太の森写真展

JAでの写真展に続き、信太の森ふるさと館で1月6日～1月28日まで「FANクラブ信太の森写真展」を開催します。JAで展示した写真の一部を入替えて展示します。ご覧ください。

## 信太山丘陵・山の谷の話(2-続き)

自衛隊演習場内の耕作地が裁判による和解で返還することになったところまでが前号でした。

わたしら子どもの時に畑の手伝いをしたという経験が随分あります。いろんな野菜を作って

いて、特に大根なんか沢山作って12月に大根を引き稲のはざがけのようにして干して市場に出荷するという、実に見事な光景でした。同じように晒し業者が信太山で晒しを干すという光景が雪化粧のようで子どもの頃の状況でした。

先祖の関係で深かったのが蔭涼寺との関係です。お寺は沢山の山を持っていて、農地改革によって随分召し上げられたようです。

山の谷は門前百姓といわれるようにお寺と住民はお寺と小作という関係で続いてきたと言われています。寺の境内にある集落と言った方がいい。住民の集会も子どもが遊ぶ場所もお寺という関係でやってきました。

今の住職の先代までは世襲制でなく、曹洞宗・禅宗の本山、永平寺から送られてきており、何人もの修行僧がいました。私の父親も修行僧として愛知県から蔭涼寺に来たという経過があり、坊さんをやめて山の谷出身の母親と結婚して住みついたということです。

山の谷の産業は百姓で、殆どが蔭涼寺の小作人としてその収益で生活をしていました。そういうものを見ていて、非常にきつい仕事をしていたと思う。朝の早くから農作業に出て家に入れば内職をしているという状況でした。内職の模造真珠のガラス玉を撒く下準備など子どもたちもやっていました。こんな仕事は嫌だと殆どの子が思っていたようです。子ども心に農家の仕事は大変だと思っていて、別の職業に就きたいと思っていました。

そのうち進学する者も増え、現在では山の谷の人口140人位（選挙権108人）の人数の中でいろんな人がいます。信州大、一橋大の教授が2人、看護師、学校の教員、私も教師をしていました。信太釜とって立派な陶芸家もいます。サラリーマンに方向転換していきました。

今の農業は年寄りが片手間にやっていて、1軒だけ水耕栽培で他人を雇ってやっています。現在は、子どもの数も減っている状況です。

—おわり—



# TPP最新情報と日本の食と農

農民組合大阪府連合会  
佐保 庚生

## 2015年1月の日米協議(14～16日)

- \* 「間合いがいよいよ近づきはじめた」
- \* 「解決できない問題が減ってはいるが、より難しい問題が残っているのでまだだいぶ作業が必要だ」
- \* 「本気でここ数か月間でまとめようとしているのを強く感じた」(大江主席交渉官代理)  
外務省での記者会見
- \* 「日米間のあらゆる問題は2国間の閣僚会合を通じて決着ができるところまで間合いが詰まってこない」と次の12か国閣僚会合には行きづらい」(甘利担当相)

日本農業新聞

- \* 12か国が1月26日～2月1日主席交渉間会合開く方向で調整、2月下旬～3月上旬に閣僚会合を開く方向で調整している  
日本農業新聞  
(秘密交渉なため内容は明らかにされない)

## 14年のTPP交渉は、11月10日北京の交渉首脳会合声明

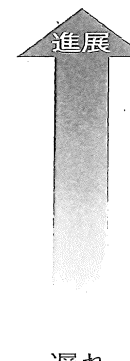
「できる限りの早期」の妥結を各国の閣僚や交渉官に指示する。として4年越しの越年となった

表1 どこまで進んだ？ TPP 交渉

|                    | 分野      | 主な内容や今後の見通し                                    |
|--------------------|---------|------------------------------------------------|
| ほぼ決着               | 労働      | 強制労働などの違法労働根絶について協議する仕組みを整備                    |
|                    | 衛生植物検疫  | 不当な検疫による輸入制限をなくすための協議の仕組みを整備                   |
| 首席交渉官会合の期間中にまとまる方向 | 投資      | 投資先からの技術移転要求を禁止。投資家と国との紛争解決 (ISDS) 条項は閣僚レベルで判断 |
| 難航                 | 国有企業改革  | 国有や政府系企業への優遇の取りやめ。例外措置をどこまで認めるかで対立             |
|                    | 知的財産    | 著作権や医薬品のデータ保護期間や例外措置について調整中                    |
|                    | 環境      | 企業誘致のための環境基準の緩和を禁止。協議事項多く、今回の会合での決着は困難         |
|                    | 各国の関税交渉 | 日米が牛・豚肉関税などをめぐり対立                              |

(毎日新聞 2014 年 7 月 11 日)

図1 TPP 交渉の主な分野進展状況



| 合意      | 協力                                                                         |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 合意に近い   | サービス、金融サービス、政府調達、一時的入国、貿易円滑化、貿易の技術的障害 (TBT)、衛生・植物検疫 (SPS)、電子商取引、労働、分野横断的事項 |
| 進展      | 関税 (物品市場アクセス)、投資、原産地規制、環境                                                  |
| 作業中     | 国有企業 (競争政策)                                                                |
| 最も複雑で困難 | 知的財産                                                                       |

※「TPP 貿易閣僚による首脳への報告書」から作成  
(日本農業新聞 2014 年 11 月 12 日)

# 2014年に行われた交渉

2月22～25日・TPP協定交渉

(シンガポール)

3月6日TPP交渉に係る日韓予備協議 (日本)

3月11～12日・日米協議 (米国)

3月26日・甘利、豪州貿易投資大臣の昼食会

3月28日・日米協議 (米国)

4月9日～10日・日米閣僚級協議 (日本)

4月16～18日・日米閣僚級協議 (米国)

4月24～25日・日米閣僚級協議

(オバマ大統領の訪日・日米共同声明)

5月13～15日・TPP首席交渉官会合

(ベトナム)

5月19～20日・TPP協定交渉

(シンガポール)

5月30日・日米協議 (米国)

6月30日～1日・日米協議 (日本)

7月5～11日TPP首席交渉官会合 (カナダ)

7月14～15日・日米協議 (米国)

8月5日・日米協議 (米国)

9月1～2, 3～10日・TPP首席交渉官会合

(ベトナム)

9月10日・日米協議 (日本)

9月24日・日米閣僚級協議 (米国)

10月12～15日・日米協議 (日本)

10月19～24日・豪州におけるTPP閣僚会合

11月10日・TPP協定交渉 (中国)

12月7～12日・TPP首席交渉官会合 (米)

| TPP交渉をめぐる日程 |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 2015年       |                                    |
| 1月下旬?       | 首席交渉官会合                            |
| 2～3月?       | 閣僚会合                               |
|             | 春の早いうちに全体合意を                       |
| 秋～          | 米大統領選に向けた動きが本格化<br>※協定文の審査には数カ月が必要 |
| 16年         |                                    |
| 夏           | 参院選                                |
| 11月         | 米大統領選                              |



甘利TPP担当相

日本農業新聞 1.5J

安倍首相は、イギリスの雑誌エコノミスト誌12月5日号インタビューに答え「TPP交渉参加国で一番強いリーダーの私が早期に妥結させる」

「簡単な課題が残っているだけだから、TPP交渉も日米協議ももうすぐ最終段階だ」とかたっている。

アメリカの政府高官は12月3日「選挙が終われば安倍政権が信任され、政治決断をしやすい」と公言。追い風が吹く」と公言。

エコノミスト誌の記者は、「安倍首相は、選挙が終われば、TPPに抵抗する農民とたたかうことを約束した」とまとめているという。(新聞「農民」12.22号)

環太平洋連携協定(TPP)交渉をめぐる、昨年11月に日米首脳が接触した際、オバマ大統領が安倍首相に主食用米の輸入拡大を直接求めていたことが分かった。首相は拒否したが、その後も米側は実務者協議などで要求しており、日米間の関税交渉の焦点に浮上している。また、オーストラリアも米への関心を保持しているという。交渉筋が明らかになった。

首相とオバマ氏は、昨年11月10、11日の中国・北京でのアジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議にともに出席。同16日には20カ国・地域(G20)首脳会議が開かれたオーストラリアのブリスベンで日米首脳会談を行った。これらの際にオバマ氏が、主食用米の輸入拡大などを要求。

しかし首相は、日本国内での米の経済的・政治的な重要性を説明し、拒否したという。米側はこの直前の昨年10月の実務者協議で、関税ゼロで輸入できるミニマムアクセス(最低輸入機会)M.A.米のうち、主食用に回る売買同値入札方式(SBS)による輸入の拡大などを求

環太平洋連携協定(TPP)交渉をめぐる、昨年11月に日米首脳が接触した際、オバマ大統領が安倍首相に主食用米の輸入拡大を直接求めていたことが分かった。首相は拒否したが、その後も米側は実務者協議などで要求しており、日米間の関税交渉の焦点に浮上している。また、オーストラリアも米への関心を保持しているという。交渉筋が明らかになった。

米大統領 首相へ輸入拡大要求

# TPP米が焦点に

オバマ氏は首脳間の政治判断で打開を図りたかったとみられる。11月の首脳間のやり取り後も、米側は実務者協議などで主食用米の大幅な輸入拡大を日本に求め続けているという。日米協議では牛肉や豚肉の関税率やセーフガード(緊急輸入制限措置)をめぐって対立が続くが、主食用米も大きな焦

点に浮上している格好だ。一方、米国が日本に主食用米の輸入拡大を求めていることで譲歩を期待し、オーストラリアも日本との交渉で、米への関心を示し続けている。1月15日に発効する日豪経済連携協定(EPA)で、米を関税撤廃・削減の対象から除外したが、T

政府には、昨年12月の衆院選での自民党公約を守り、重要品目の聖域を確保するとして国会決議を踏まえた交渉が、あらためて求められる。

TPP交渉では「諦めていない」(交渉筋)。

TPP交渉参加各国は、2016年の米大統領選や米議会での承認手続きにかかる期間から逆算し、今年前半の妥結を模索する。甘利明TPP担当相は「春の早いうちに全体合意を」と公言。

各国は1月下旬に首席交渉官会合、2月から3月に閣僚会合を開く日程を想定しており、近く日米の実務者協議も再開する。

# アメリカの身勝手な要求に衆参農水委決議に反し譲歩、どこまで

米通商代表部(USTR)が公表した「2014年外国貿易障壁報告書(2014年3月)から

## (2) コメ輸入制度

日本の極めて規制的で不透明な輸入米の輸入・流通制度が日本の消費者の輸入米への意味あるアクセスを制限している。

一般ミニマムアクセス入札を通じた米国産輸入米のほとんどすべてが政府在庫に向けられ、その政府在庫から、ほとんどが加工用、飼料用又は食料援助用に仕向けられる。業界の調査によれば日本の消費者は米国産の高品質米を買うと見込まれるにもかかわらず、米国産のコメが日本の消費者に届く量はわずかである。米国政府は、WTO上のコメ輸入に関する日本のコミットメントに照らし、日本の輸入を引き続き注視していく。

## (7) 牛肉、かんきつ類、乳製品、加工食品への高関税

日本は、穀物、砂糖、豚肉、牛肉、かんきつ類、ワイン、乳製品及びあらゆる加工食品を含む米国産農産物及び他の食品に対し、高関税及び他の国境措置を維持。これらの高関税は、一般的に日本で国内生産がある食品にかけられている。これら高関税品目の関税を削減することが米国政府の優先事項である。

## 11月13日テレビ朝日系列ANN報道

TPP協議は「事実上合意に近い状態に」牛肉は9%を軸にほぼ決着、残るは豚肉と自動車」と報道

## USTRが付属文書で言及した「非関税措置」

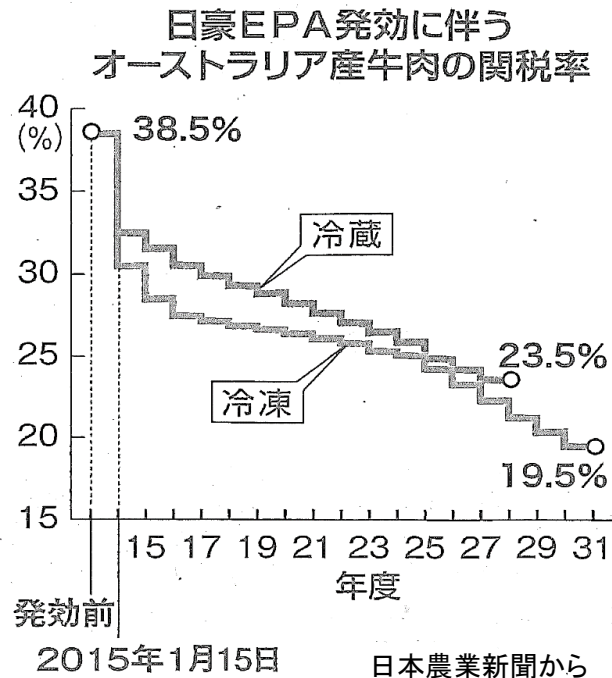
|              |                                                                                                                    |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保 険          | 日本郵政(かんぽ生命)に関する(民間企業との)公平な競争条件に取り組む                                                                                |
| 透明性          | パブリックコメントや、省庁の諮問機関などを通じ、利害関係者が意見を述べる機会を改善させる                                                                       |
| 投 資          | 社外取締役の役割強化などで、合併や買収のための機会を促進する                                                                                     |
| 知的財産権        | 著作権や技術的保護手段、民事・刑事上の執行手続きなどを含む、知的財産権の保護と執行手段を強化する<br>地理的表示の保護の制度に関して、既存商標権の保護や、一般名称の使用の確保、法の適正手続きの保証を含む一定の主要原則を支持する |
| 規格・基準        | 国際基準を広く受け入れるなど、規格・基準について、柔軟性や透明性を高める                                                                               |
| 政府調達         | 入札プロセスを改善し、談合防止の手段を講じる                                                                                             |
| 競争政策         | (公正取引委員会の)捜査、審決および抗告プロセスにおけるさまざまな手続き的公平性の課題に取り組む                                                                   |
| 急送便          | 日本郵政による国際急送便事業に関する(民間企業との)公平な競争条件に取り組む                                                                             |
| 衛生・植物検疫(SPS) | 食品添加物に関するリスク評価の迅速・簡素化、殺菌・防かび剤や、ゼラチン、コラーゲンに関する課題に取り組む                                                               |

議論になっている医薬品特許(NZ) 政府調達(マレーシア) I SD条項(豪・インドネシア) など  
と 食の安全表示・遺伝子組み換え食品、添加物、残留農薬基準はどうなる？



## 2015年1月15日日EPA発効

## 38.5%→19.5%畜産農家に大打撃 廃業がすすんでいる畜産農家



- ・ 冷蔵：段階的に関税を削減し、18年目に19.5%まで削減（約5割減）
- ・ 1年目30.5%、2年目28.5%、3年目27.5%。
- ・ 3年目27.5%から12年目25.0%まで直線的に削減。
- ・ 12年目25.0%から18年目19.5%まで直線的に削減。

### 「甚大な影響を及ぼす日豪EPA」

「国会図書館『調査と情報』第58号によれば、日豪EPA協定の影響額は、牛肉、乳製品、小麦、砂糖で7900億円にのぼる。牛肉の生産額は▲56%、乳製品▲44%、小麦▲99%、砂糖▲100%。北海道をはじめ、青森・群馬・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄県の生産額に多大な影響を及ぼすという」（大阪消団連機関紙「CYCLE」1041号「今の食、当たり前？～」から抜粋）

### 衆参農水委委員会決議

- 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など重要品目は交渉から除外すること。関税の段階的撤廃も認めない。
- 国の主権を損なうISD条項（企業が投資先国を訴える制度）は合意しない。
- 聖域の確保ができないと判断した場合は、脱退も辞さない。
- 情報は国会や国民に報告し、国民的議論を行うこと。

### 国益 TPP 離脱こそ

医療の営利主義化でいのちの沙汰も金次第に?!  
医薬品特許の延長や手術方法まで特許に?!  
食料自給率も大幅に低下、食の安全・安定供給も心配!  
共済やカンボもつぶされる!  
労働者の雇用や地域経済も心配!  
TPPは大震災からの復興と相容れない!  
ISDで外国企業に国や自治体が賠償請求されるの?

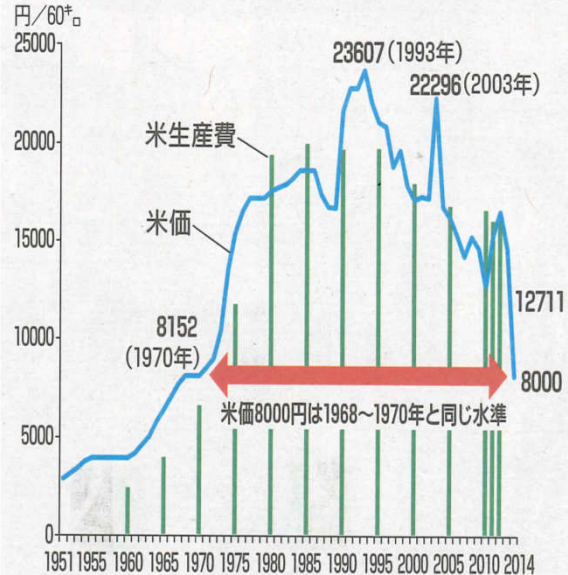


# 食と農をめぐる動き

## 米価大暴落

新聞「農民」

図1 このままでは米価は40数年前の水準に大暴落



米価：1989年までは政府購入価格。1990～2013年は自主流通米価格または相対価格。2014年は「東京コメ」先物価格

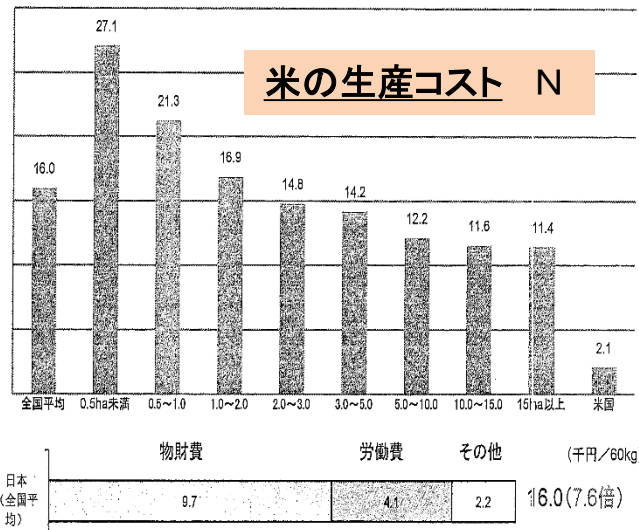
### TPP参加による農産物への影響試算

| 品目       | 残る率 | 生産減少額    |
|----------|-----|----------|
| 米        | 68% | 約1兆100億円 |
| 小麦       | 1%  | 約770億円   |
| 大麦       | 21% | 約230億円   |
| 砂糖       | 0%  | 約1500億円  |
| でんぷん原料作物 | 0%  | 約220億円   |
| 牛乳乳製品    | 55% | 約2900億円  |
| 牛肉       | 32% | 約3600億円  |
| 豚肉       | 30% | 約4600億円  |

(内閣官房資料から作成)

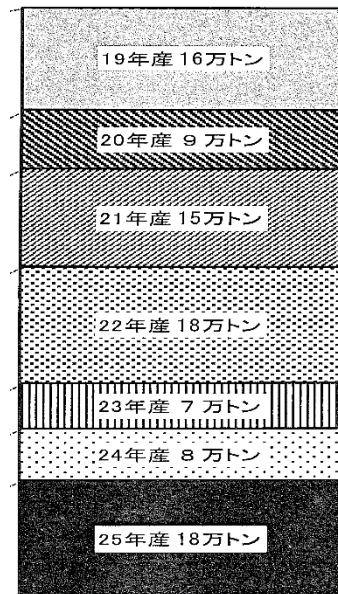
## 日本の米は誰がつくり続けるのか

(千円/60kg)



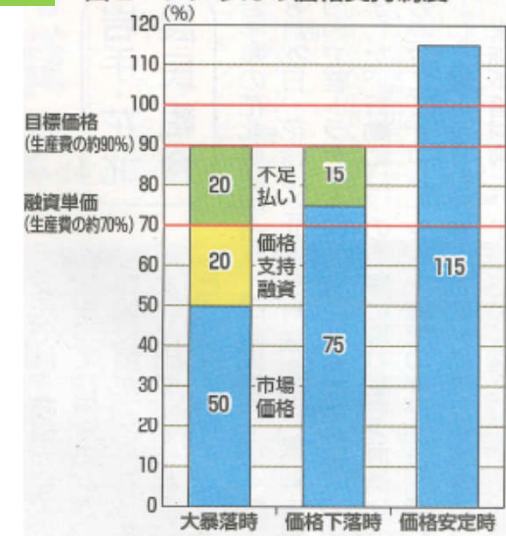
### 政府備蓄米の在庫 N

在庫量: 91万トン



平成26年6月末

図2 アメリカの価格支持制度



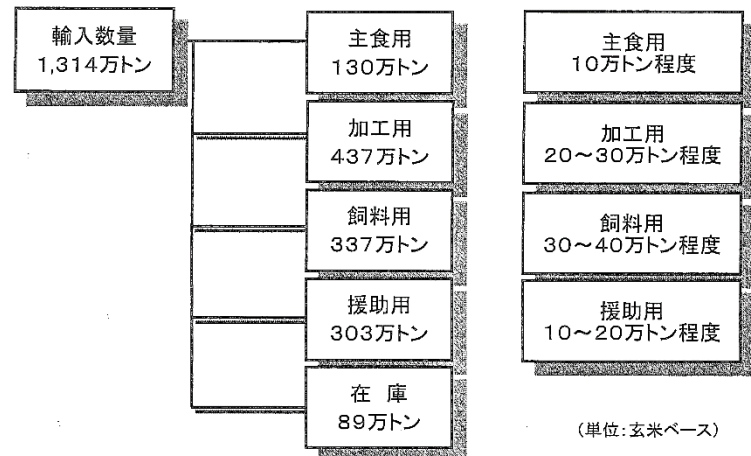
新聞「農民」

### MA(ミニマム・アクセス)の販売状況 N

#### ○ MA米の販売状況(平成26年3月末現在)

平成7年4月～平成26年3月末の合計

最近における単年度の平均的販売数量



(単位: 玄米ベース)

# 食の安全・安心

## 遺伝子組み換え食品にどう向き合う？

遺伝子組み換え作物の輸入量・割合 新聞「農民」より

|                            | 遺伝子組み換え作物の作付割合<br>(2012年) | 日本への輸入量<br>(千ト) (割合)<br>(2012年) | 日本での<br>収穫量<br>(千ト) |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------------|---------------------|
| トウモロコシ<br>(アメリカ)<br>(ブラジル) | 88.0%                     | 6446 (44.8%)<br>4375 (30.4%)    | 234.7<br>(2012年)    |
| 大豆<br>(アメリカ)<br>(ブラジル)     | 93.0%                     | 1660 (60.1%)<br>649 (23.5%)     | 199.9<br>(2013年)    |
| ナタネ<br>(カナダ) ー             | 97.5%                     | 2309 (93.8%)                    | 1.57<br>(2010年)     |
| 綿<br>(オーストラリア)             | 99.5%                     | 101 (94.6%)                     | 3.93<br>(2013年)     |

遺伝子組み換え技術でつくられている可能性がある食品添加物

| 食品添加物                               | 用途       |
|-------------------------------------|----------|
| アスパルテーム・L-フェニルアラニン、ネオテーム            | 甘味料      |
| ビタミンB2                              | 栄養強化、着色料 |
| ビタミンC                               | 酸化防止剤    |
| イノシン酸・グアニル酸(かつお節風味)                 | 調味料      |
| イノシン酸・グアニル酸(シイタケ風味)                 | 調味料      |
| 各種アミノ酸(バリン、ロイシン、セリン、ヒスチジン、イソロイシンなど) | 調味料      |

遺伝子組み換え作物からつくられている可能性がある主な加工品

| 加工品・添加物 | 原材料             |
|---------|-----------------|
| 大豆油     | 大豆              |
| ナタネ油    | ナタネ             |
| 綿実油     | 綿               |
| コーン油    | トウモロコシ          |
| サラダ油    | 大豆、トウモロコシ、ナタネ、綿 |
| 植物油脂    | 大豆、トウモロコシ、ナタネ、綿 |
| しょうゆ    | 大豆              |
| マヨネーズ   | 大豆、トウモロコシ、ナタネ   |
| マーガリン   | 大豆、トウモロコシ、ナタネ、綿 |
| コーンスターチ | トウモロコシ          |
| 植物たんぱく  | 大豆              |
| ショートニング | 大豆、トウモロコシ、ナタネ、綿 |

## 相次ぐ食品事故・偽装・異物混入・残留農薬～

偽装、期限切れ、異物混入、残留農薬(中国産玉ねぎ)、食中毒、毒キノコ  
(ジャンフードはタバコより怖い ー 国連警告)

## 家畜の伝染病など

鶏 高原性鳥インフルエンザ  
豚 流行性下痢症(PED)  
牛 口蹄疫・BSE

## 2015年は国連が定めた「国際土壌年」

砂漠化や浸食など進む土壌の劣化。農産物の生産基盤となる土壌、豊かな森林や草地をささえ、気候変動をも緩和する働きをする。  
1センチの表土を形つくるには1000年もの日時がかかるという。「土は単なる泥ではない」。健全な土壌で食料増産を！

|            |        |
|------------|--------|
| たんぱく加水分解物  | 大豆     |
| デンプン       | トウモロコシ |
| ブドウ糖       | トウモロコシ |
| 果糖ブドウ糖液糖   | トウモロコシ |
| 水あめ        | トウモロコシ |
| トレハロース     | トウモロコシ |
| デキストリン     | トウモロコシ |
| 醸造用アルコール   | トウモロコシ |
| 醸造酢        | トウモロコシ |
| みりん風調味料    | トウモロコシ |
| 乳化剤        | 大豆     |
| 調味料(アミノ酸等) | トウモロコシ |
| カラメル色素     | トウモロコシ |
| ビタミンE      | 大豆     |
| キシリトール     | トウモロコシ |



# TPP 交渉最終局面に

2月17日～25日にかけて、シンガポールで大詰めをむかえた TPP 交渉が行われました。

日本政府は、120 名もの代表団を送りこんでいます。それに先だって甘利明担当大臣は訪米し、フロマン米通商代表と会談。そこで、コメ、麦、豚肉など重要 5 品目の関税の扱いについてお伺いを立てています。オバマ大統領の 4 月訪問を前にしてあわただしい動きです。アメリカでは、通商権限を議会が持っています。その交渉権限を大統領に与えるにあたって「交渉相手国の関税を合衆国当該物品と同じか、それより低い水準まで削減する」と条件がつけられています。

日本とアメリカの、関税の比較は下記表のとおりです。

これでは日本の農業は全滅です。交渉からの撤退以外に道はありません。

わが国および米国の主要農産物の関税率

|        | 日 本                | アメリカ       |
|--------|--------------------|------------|
| コ メ    | 341 円/kg           | 1.4 円/kg   |
| 小 麦    | 55 円/kg            | 0.35 円/kg  |
| 牛 肉    | 38.5%              | 26.4%      |
| 脱脂粉乳   | 21.3%<br>+396 円/kg | 86.5 円/kg  |
| 砂糖（粗糖） | 71.8 円/kg          | 33.87 円/kg |

## メキシコでは

NAFTA（北米自由貿易協定）締結以降 20 年が経過した今、メキシコでは米国産遺伝子組み換えトウモロコシ“デントコーン”が年間 800 万トンも輸入されています。メキシコのトウモロコシ農家は倒産してしまいました。2000 万人もの人たちが職を失い、職を求めてアメリカに移住してしまいました。メキシコの主食トルティーヤ（トウモロコシを粉にして焼いたもの）は、最初しばらくの間安くなったが、次第に値上がりしていきました。10 年の間にトルティーヤを製造していた中小業者が次々と倒産し、結局多国籍大企業が独占するようになりました。トルティーヤの価格は、NAFTA 締結前の 8 倍の価格まで上がってしまいました。トルティーヤが食べられなくなった南部地方では、住民の武装蜂起まで起こっています。

一方アメリカでは、2000 万人を超えるメキシコの人たちが低賃金労働者として流入したため、米国人が失業していきました。アメリカは、金銭による整理解雇が自由な国です。500 万人の人たちが職を失い、4 万 2 千の製造企業が消えてしまいました。アメリカの青年たちは『ブーメランの子どもたち』とよばれて 45%を超える失業率です。

## 港の安全検査は？

TPP でゼロ関税となると、農林水産省の試算では生産減少率がコメで 90%、小麦 99%、小豆 71%、澱粉 100%、甘味作物 100%、牛肉 75%、豚肉 70%となっています。

現在の食品輸入量は年間 3340 万トン。TPP に参加すると現在のほぼ 1.5 倍 5000 万トンになります。

現在輸入食品の安全検査は、全国で 399 人（神戸港 39 人）の食品衛生監視員が担っています。行政検査とよばれる食品衛生監視員自身が行う検査は、輸入量のわずか 2.8%です。しかもモニタリング検査です。検査結果が出ていなくても国内への引取りが認められる検査です。

民間の検査機関による検査が <sup>7.7%</sup>8.6%です。合わせても輸入食品の 11%程度しか検査の対象になっていません。

TPP に参加して食品の輸入量が 1.5 倍、5000 万トンになれば、国がやる行政検査は 2%弱まで下がってしまいます。

これでは食の安全は守れません。動物検疫も植物検疫も、とても対応できなくなってしまうです。

食の安全をまもるためにも TPP 交渉から撤退して、自給率の向上のため努力することです。

## 更に通関簡素化？

TPP に参加すれば、48 時間以内の通関が義務付けられます。

2009 年の実績では、一般貨物の輸入手続きの平均所用時間は 62.4 時間。他法令該当貨物、すなわち動植物検疫や食品検査の対象貨物は 92.5 時間かかっています。48 時間の倍近い時間です。

税関は、48 時間以内とするため予備審査制と特例輸入申告制度（AEO）で時間短縮をとしています。

予備審査とは、貨物が日本に到着する前にあらかじめ予備的に申告し、税関の審査を事前に済ませておく制度です。

AEO とは、セキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されている貿易関連業者をあらかじめ税関が認定し、迅速・簡易な通関手続きが適用される制度です。AEO 認定業者の申告の場合は現物確認検査を省略し、書類審査だけで通関できる仕組みになっています。AEO 貨物の通関所用時間は 0.1 時間としています。

アメリカでは、輸入コンテナ貨物は 100%検査対象です。テロ対策のためです。税関での手続き時間を短縮しても、動植物検疫や食品検査には一定の時間がかかります。そのため動植物検疫や食品検査の規制緩和まで検討されています。

（兵庫食健連事務局長 柳澤 尚）

### 港からみた食と農

### TPPで私たちのくらしはどうなる

2015年2月1日

兵庫食健連 事務局長

柳 澤 尚



## 神戸港から 「農業特区」の養父へ

7月27日、厳しい暑さのなかでしたが、車を走らせ4名の仲間と今、農業特区で渦中の養父を訪れました。八鹿公民館で開催された「農業特区を考える学習講演会」に参加のためです。会場は75名の参加者で埋めつくされました。日本共産党中央からの講師 橋本正一さんは、安倍首相が「日本の農業には岩盤規制がかかっている。わたしがその岩盤にドリルで穴をあけるのだ」と海外で発言し、その「ドリルの刃が養父の農業に」むけられていることを、分かり易く話されました。

## 農地を企業に明け渡すモデル

結局のところ農業特区とは地元農業を守り、育てるものではなく、企業が自由に農地を使うことができる、モデル地区を作ろうとしていることが明らかになりました。

また、地元の日本共産党 藤原としのり市議員は、養父での特区構想は「広瀬養父市長が、愛知の一私企業『(有)新撰組』をパートナーとして進められている構想」であること。

この企業の代表は「農業は株式会社の参入が規制されている。これを変えることが必要だ」「日本の農業の、諸悪の根源は農協だ。地方では、農協と行政が一体であり、これらはすべて敵である」など発言、地元愛知では相手にされない危険な理念の持主であることも明らかにしました。

今、日本の食料自給率は39%。60%以上を海外に依存しています。年間3,340万トンの食糧が海外から持ち込まれています。

## “農は港にあり”

### 神戸港が県下最大生産地

神戸港は、その輸入食料の玄関口、県下最大の「農業生産地」です。コメ、小麦、大豆、トウモロコシ更にはタマネギ、かぼちゃ、ブロッコリー、などの野菜類。バナナもオレンジ、レモンもキウイフルーツもどんどん運びこまれています。まさに“農は港にあり”です。

その輸入食品に対する安全検査は、国が直接行う行政検査がわずか2.8%、民間検査8.6%を合わせても11%強しかありません。

TPPに参加すれば、輸入食料は今の1.5倍 5000万トンになると予想されています。

検査体制はどうなるのか。安倍首相の「岩盤規制論」ではますます緩和の方向でしょう。

## 太陽にも土にも触れない 野菜出荷始まる



養父特区のなかで、特に気がかりなのは「野菜工場」です。市大屋町でオリックス不動産が、廃校になった小学校の体育館を活用してリーフレタスなど葉物野菜の出荷を始めています。蛍光灯を使った水耕栽培です。スーパーや総菜メーカーに納入しているようです。

農業の本場・養父の地で、太陽の光を浴びない、自然の風にふれない、土の香りがしない奇妙な野菜が堂々と作られ出荷されているのです。太陽、自然の風、土壌などの自然にまったく触れない植物が病気になり易いのは当然のことです。

野菜工場では、その対策はどうしているのか。成長促進剤などは使用していないのでしょうか。汚染された排水の処理はどうしているのか。消費者の立場からみても気がかりです。

輸入自由化にともなう神戸港での規制緩和と、農業自由化にともなう特区構想は、根は同じところにあるようです。

(兵庫食健連 事務局長 柳澤 尚)

中国食品の輸入

| 品目       | 輸入トン数  | 輸入シェア |
|----------|--------|-------|
| コメ       | 48418  | 7.6%  |
| 粟        | 7547   | 67.0% |
| 落花生      | 73331  | 92.3% |
| リンゴ果汁    | 62241  | 70.3% |
| ニンニク     | 19568  | 98.5% |
| ネギ       | 52139  | 99.9% |
| 結球キャベツ   | 29100  | 85.6% |
| 人参・カブ    | 71282  | 86.0% |
| タマネギ     | 269347 | 78.6% |
| ごぼう      | 45511  | 94.4% |
| 乾燥野菜     | 39149  | 85.2% |
| 冷凍野菜     | 385878 | 40.4% |
| 野菜缶びん詰類  | 390044 | 51.1% |
| 豚肉ソーセージ類 | 24253  | 47.3% |
| 鶏肉調整品    | 224618 | 49.7% |
| ウナギ調整品   | 8818   | 99.1% |
| ハマグリ     | 6200   | 93.5% |
| アサリ      | 24910  | 69.0% |



## ○ 食料自給率の推移

2014.8.5発表

(単位: %)

|                            |           | 昭和<br>40年度  | 50         | 60         | 平成<br>7年度  | 17         | 18         | 19         | 20         | 21         | 22         | 23         | 24         | 25<br>(概算) |
|----------------------------|-----------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 品<br>目<br>別<br>自<br>給<br>率 | 米         | 95          | 110        | 107        | 104        | 95         | 94         | 94         | 95         | 95         | 97         | 96         | 96         | 96         |
|                            | うち主食用     |             |            |            |            | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        |
|                            | 小麦        | 28          | 4          | 14         | 7          | 14         | 13         | 14         | 14         | 11         | 9          | 11         | 12         | 12         |
|                            | 大麦・はだか麦   | 73          | 10         | 15         | 8          | 8          | 8          | 9          | 11         | 8          | 8          | 8          | 8          | 9          |
|                            | いも類       | 100         | 99         | 96         | 87         | 81         | 80         | 81         | 81         | 78         | 76         | 75         | 75         | 76         |
|                            | かんしょ      | 100         | 100        | 100        | 100        | 93         | 92         | 94         | 96         | 94         | 93         | 93         | 93         | 93         |
|                            | ばれいしょ     | 100         | 99         | 95         | 83         | 77         | 76         | 77         | 76         | 73         | 71         | 70         | 71         | 71         |
|                            | 豆類        | 25          | 9          | 8          | 5          | 7          | 7          | 7          | 9          | 8          | 8          | 9          | 10         | 9          |
|                            | 大豆        | 11          | 4          | 5          | 2          | 5          | 5          | 5          | 6          | 6          | 6          | 7          | 8          | 7          |
|                            | 野菜        | 100         | 99         | 95         | 85         | 79         | 79         | 81         | 82         | 83         | 81         | 79         | 78         | 79         |
|                            | 果実        | 90          | 84         | 77         | 49         | 41         | 38         | 40         | 41         | 42         | 38         | 38         | 38         | 39         |
|                            | みかん       | 109         | 102        | 106        | 102        | 103        | 94         | 99         | 99         | 101        | 95         | 105        | 103        | 103        |
|                            | りんご       | 102         | 100        | 97         | 62         | 52         | 52         | 49         | 54         | 58         | 58         | 52         | 55         | 55         |
|                            | 肉類(鯨肉を除く) | 90<br>(42)  | 77<br>(16) | 81<br>(13) | 57<br>(8)  | 54<br>(8)  | 56<br>(7)  | 56<br>(8)  | 56<br>(8)  | 57<br>(7)  | 56<br>(7)  | 54<br>(8)  | 55<br>(8)  | 55<br>(8)  |
|                            | 牛肉        | 95<br>(84)  | 81<br>(43) | 72<br>(28) | 39<br>(11) | 43<br>(12) | 43<br>(11) | 43<br>(12) | 44<br>(12) | 43<br>(11) | 42<br>(11) | 40<br>(10) | 42<br>(11) | 41<br>(11) |
|                            | 豚肉        | 100<br>(31) | 86<br>(12) | 86<br>(9)  | 62<br>(7)  | 50<br>(6)  | 52<br>(5)  | 52<br>(6)  | 52<br>(6)  | 55<br>(6)  | 53<br>(6)  | 52<br>(6)  | 53<br>(6)  | 54<br>(7)  |
|                            | 鶏肉        | 97<br>(30)  | 97<br>(13) | 92<br>(10) | 69<br>(7)  | 67<br>(8)  | 69<br>(7)  | 69<br>(7)  | 70<br>(8)  | 70<br>(7)  | 68<br>(7)  | 66<br>(8)  | 66<br>(8)  | 66<br>(8)  |
|                            | 鶏卵        | 100<br>(31) | 97<br>(13) | 98<br>(10) | 96<br>(10) | 94<br>(11) | 95<br>(10) | 96<br>(10) | 96<br>(10) | 96<br>(10) | 96<br>(10) | 95<br>(11) | 95<br>(11) | 95<br>(11) |
|                            | 牛乳・乳製品    | 86<br>(63)  | 81<br>(44) | 85<br>(43) | 72<br>(32) | 68<br>(29) | 67<br>(27) | 66<br>(27) | 70<br>(30) | 71<br>(30) | 67<br>(28) | 65<br>(28) | 65<br>(27) | 64<br>(27) |
|                            | 魚介類       | 100         | 99         | 93         | 57         | 51         | 52         | 53         | 53         | 53         | 55         | 52         | 52         | 55         |
|                            | うち食用      | 110         | 100        | 86         | 59         | 57         | 60         | 62         | 62         | 62         | 62         | 58         | 57         | 60         |
|                            | 海藻類       | 88          | 86         | 74         | 68         | 65         | 67         | 71         | 71         | 72         | 70         | 62         | 68         | 69         |
|                            | 砂糖類       | 31          | 15         | 33         | 31         | 34         | 32         | 33         | 38         | 33         | 26         | 26         | 28         | 29         |
|                            | 油脂類       | 31          | 23         | 32         | 15         | 13         | 13         | 13         | 13         | 14         | 13         | 13         | 13         | 13         |
|                            | きのこ類      | 115         | 110        | 102        | 78         | 79         | 81         | 83         | 86         | 87         | 86         | 87         | 86         | 87         |
| 飼料用を含む<br>穀物全体の自給率         |           | 62          | 40         | 31         | 30         | 28         | 27         | 28         | 28         | 26         | 27         | 28         | 27         | 28         |
| 主食用穀物自給率                   |           | 80          | 69         | 69         | 65         | 61         | 60         | 60         | 61         | 58         | 59         | 59         | 59         | 59         |
| 供給熱量ベースの<br>総合食料自給率        |           | 73          | 54         | 53         | 43         | 40         | 39         | 40         | 41         | 40         | 39         | 39         | 39         | 39         |
| 生産額ベースの<br>総合食料自給率         |           | 86          | 83         | 82         | 74         | 69         | 68         | 66         | 65         | 70         | 69         | 67         | 67         | 65         |
| 飼料自給率                      |           | 55          | 34         | 27         | 26         | 25         | 25         | 25         | 26         | 25         | 25         | 26         | 26         | 26         |

(注1) 米については、国内生産と国産米在庫の取崩しで国内需要に対応している実態を踏まえ、平成10年度から国内生産量に国産米在庫取崩し量を加えた数量を用いて、次式により品目別自給率、穀物自給率及び主食用穀物自給率を算出している。

自給率＝国産供給量（国内生産量＋国産米在庫取崩し量）／国内消費仕向量×100（重量ベース）

なお、国産米在庫取崩し量は、17年度が3千トン、18年度が178千トン、19年度が13千トン、20年度が▲366千トン、21年度が▲148千トン、22年度が150千トン、23年度が224千トン、24年度が▲371千トン、25年度が▲244千トンである。

また、飼料用の政府売却がある場合は、国産供給量及び国内消費仕向量から飼料用政府売却数量を除いて算出している。

(注2) 品目別自給率、穀物自給率及び主食用穀物自給率の算出は次式による。

自給率＝国内生産量／国内消費仕向量×100（重量ベース）

(注3) 供給熱量総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物については、飼料自給率を考慮して算出している。

自給率＝国産供給熱量／国内総供給熱量×100（熱量ベース）

(注4) 生産額ベースの総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物及び加工食品については、輸入飼料及び輸入食品原料の額を国内生産額から控除して算出している。

自給率＝食料の国内生産額／食料の国内消費仕向額×100（生産額ベース）

(注5) 飼料自給率については、TDN（可消化養分総量）に換算した数量を用いて算出している。

(注6) 肉類（鯨肉を除く）、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳・乳製品の（ ）については、飼料自給率を考慮した値である。

# 第43回公害環境デー

どうする「まちを横切る幹線道路」分科会

フタかけ公園ができた第二京阪道路枚方地域

# 広々とした公園（津田東・宮山町）





このトンネルは掘り割りにフタをかけて作られ、  
上部を公園とし、市が借り上げ、集会所も...





# 高架下に広場と公園をつくった津田南地区





この高架下利用も市が借り受けて自治会に委託)



# ウォーキング人気のフタかけ公園と自転車歩道

- 「フタかけ」緑地公園は、上部にいと足下に巨大道路が走っていることを忘れるほどで、特に朝夕は散歩を楽しむ人々が後を絶ちません。また、大阪側の自転車歩道には街灯が備えられているので、夜間にウォーキングを楽しんでいるグループもいっぱい、沿線住民の生活に配慮された状況になっています。ただ、一方では、自転車歩道という設定のために歩行者が危険な状態にさらされたり、同じ交差点でたびたび事故が発生するなど、いくつかの問題をはらんでいます。



# 津田山手地区から、宮山町・長尾台・京都方面を望む





# 共有ー “足を運び” “見て感じて計って確かめる” 手法を基礎に

- 「枚方ブロック」の構成組織は自治会・町会でした。当然、主義主張や思想信条の違いを越え、時には活かすことが必要でした。重視したことの一つは、“足を運ぶ”ことでした。
- 自分たちが住んでいる地域の住環境を共有するために、建設以前も建設工事中も部分開通後も全線開通後も“沿線を歩く”企画にとり組みました。
- 道路公害の現地交流として「43号線」を何度も訪れましたし、先進に学ぶために中国道の青葉台シェルターや常磐道流山のフタかけ公園、そして阪和道の北池田などを複数回訪問し、交流しました。枚方市への要望事項の多くは、こうした体験活動からまとめ上げました。

# 身近な行政 市を味方に付ける

- 「43号線」にしても、常磐道流山にしても、裁判闘争を勝利的にすすめることができた秘訣のひとつとして「行政を味方に付けることができた」ことをあげていました。
- 枚方ブロックは、自治会・町会が基礎単位だったことが効をそうしたのかもしれませんが、一時期“革新自治体”だったことの蓄積があったのかもしれませんが、枚方市自らが、視察団をつくり流山に足を運んでくれました。
- 第二京阪道路がはしる枚方東部地域は田園風景や里山風景が残った地域でしたが、常磐道流山市の一带も負けず劣らずの田園風景でした。その田園地帯に、掘り割りフタかけ構造を持つ道路を行政も体感する中で、「掘り割りフタかけ・フタかけの上に公園をつくる」ことが、突飛なことではないという思いを住民と行政が共有できたように感じます。

遮音壁の種類（地域の要望により組み合わせと種類は選択できた）







交野・枚方(ただし、津田南迄) に設置された裏面吸音板





# 住宅が近くないので連絡会に参加しなかった 地域









# 大阪府域で8箇所つくられた常設環境測定所



# 声をあげることが大事！

- 声をあげたからといって、実現するわけではないが、声をあげなければ前進はない。

## < 当時の団体名 >

- 第二京阪国道公害対策会議枚方ブロック
- 代表者名 若月 直
- 事務局連絡先 草薙 正己 FAX 専用 072-859-8889
- 課題にしていること
  - ☆出来上がった道路の改良を実現する運動に寄与できること
  - ☆平成32年まで「環境測定」をつづけて、環境アセスメントの本質を見つめること
  - ☆巨大道路ができる前と出来た後の比較ができるようなまとめをつくってみたいこと



## 対象道路 緑立つ道(第二京阪道路・大阪北道路)

- (道路の規格・規模)
- 一般国道1号
- $w=64\text{m}\sim 92\text{m}$ ・第3種第2級・2車線・60km/h
- アクセス道路につなぐ副道や自転車歩道を含む
- 第二京阪道路
- $w=30\sim 30.5\text{m}$ ・第1種第3級A規格・6車線・80km/h
- 車道端から官民境界までが「緩衝緑地帯20m」
- (事業主体)
- 国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所と
- 西日本高速道路株式会社(NEXCO)関西支社枚方工事事務所
- 京都府久御山町東一口～大阪府門真市稗島の近畿自動車道・中央環状線までの27.4km 京都府域の9.8kmと大阪府・枚方市域(含む茄子作地区)4・1km中・国道307号線までの約1.4kmが 03(H15)年3/30部分供用。
- 門真市域4・2km・寝屋川市域4・7km・交野市域4・4km・枚方市域2・9kmの約16・2kmが全線供用時
- ☆1期事業1m約4, 845万円
- ☆2期事業1m約2, 325万円
- ☆3. 3km区間を掘割構造から2002年フタ掛(トンネル構造)に都市計画変更
- ☆1991年(平成3年)工事開始、2013年(平成25年)3月20日開通

- **全国の運動と共に歩んできた「第二京阪国道連絡会議」**
- 1969年から71年にかけて、大阪府が京都と大阪を結ぶ「第二京阪国道」を都市計画決定し、10車線の巨大大道計画が動き始めました。当時、大阪市内は昼間でも自動車はライトを点灯しなければならなかったほど大気汚染が顕著でしたので、枚方東部や交野に大阪市内から移り住み、居を構えたばかりの枚方の長尾グリーンホリス自治会と交野の向井田自治会から運動が始まりました。72年には「第二京阪国道反対東部連絡会議」が結成され、75年から「第二京阪国道建設反対連絡会議」として、活動を開始しました。
- 84年11月には第10回全国大会を大阪・枚方で開催しました。160名を超える参加者を迎え、各地の取り組みや成果を学び、議論し、その結果、運動を道路建設反対から道路公害反対に軸足を据え、名称も「第二京阪国道公害反対連絡会議」に変更しました。そして、公害のない道路にするために、「フタかけ・シュルター・脱硝装置」の3つを住民要求の柱にしました。
- 89年～91年にかけて、門真市・寝屋川市・枚方市・交野市の都市計画審議会が、計画案を承認。大阪府の都市計画審議会も計画案を承認し、工事にむけての予備設計に動き始めました。
- 「連絡会議」では、各市毎のブロックに体制を移していくことになり、門真・寝屋川・枚方はブロックの名称をそのまま使い、交野は「市民の会」を名称としました。そして、「連絡会議」では4市交渉や建設省へ「実用化されたら脱硝装置の設置」を求める署名(93年には、78,000筆を提出)や、東京湾岸線の脱硝装置実験プラントを見学したり、中国縦貫道青葉台シュルターや大阪和泉市の“忍び返し”のついた遮音壁の見学会などに取り組みました。また、43号線原告団との交流も行いました。阪神大震災や43号線訴訟最高裁判決後の97年、「全線開通ではなく、京都側から枚方市までの部分開通」方針が示され、枚方ブロックの運動に注目が集まりました。

# 泉大津市「府営なぎさ住宅」の騒音・粉塵被害の軽減を求める運動

泉大津市「府営なぎさ住宅」自治会 包国 博 2015. 2. 1

## 1、府営なぎさ住宅の概要と道路、及び騒音・粉塵被害の現状

### (1) 府営住宅の概要と道路

泉大津市「府営なぎさ住宅」は泉大津の海浜を埋め立てた土地に1999年5月に大阪府が建設した。12階建総戸数326戸、一般向け、車椅子常用者向け、シルバーハウジング向けの高層住宅であり、4棟1・2階の20戸は国の福祉施策をうけ、高齢者に配慮した仕様と設備で装備する等「高齢者、弱者に優しい住宅」とされている。

写真のように阪神高速4号湾岸線が4号棟の18.5mの直近を走っている。(写真右の民間マンションは30m以上離れている)



### (2) 住民の騒音・粉塵被害の訴え

「騒音がひどく夜も昼も眠れない」  
「インターホンの声もテレビの音も聞こえない」「廊下側は特にひどく読書も出来ず、今年、子どもが生まれたが、絶え間のない騒音が子どもの成長に悪影響を与えないかと不安」

「ひどい粉塵でカーテンが洗ってもすぐ真っ黒になり恐ろしくて窓を閉め切ったまま」「最近、子どもの咳が止まらず親も咳き込むようになった」「これ以上耐えられないと転居する人も増えている」など深刻な訴えが出されるようになってきた。

### (3) 湾岸線の車の走行台数の推移

|            |         |      |         |
|------------|---------|------|---------|
| ・ 関西空港開港時  | (1994年) | の交通量 | 33.174台 |
| ・ なぎさ住宅入居時 | (1999年) | 〃    | 48.952台 |
| ・          | (2005年) | 〃    | 50.777台 |
| ・          | (2010年) | 〃    | 51.347台 |
| ・          | (2014年) | 〃    | 60.800台 |

### (4) この間の騒音測定の結果 (屋 外)

| 測定した日・測定者・場所 |            | 昼 間 (限度 75 dB) | 夜 間 (限度 70 dB) |
|--------------|------------|----------------|----------------|
| 2012. 5      | 泉大津市測定 9階  | 74.9 dB        | 69.6 dB        |
| 2012. 9      | 道公連測定 11階  | 75 dB～80 dB    | -----          |
| 2012. 11     | 泉大津市測定 11階 | 76.7 dB        | 71.4 dB        |
| 2014. 11     | 泉大津市測定 11階 | 77.2 dB        | 72.0 dB        |
| 〃            | 〃 12階      | 77.5 dB        | 72.2 dB        |



※ 2013年10月に大阪府が実施した「屋内」の騒音測定の結果

4号棟1101号室の昼間騒音－55dB 夜間－50dB ※環境基準に準じる騒音基準 屋内「昼間45dB 夜間40dB」以下を大きく上回っていた。



## 2、住民側の大阪府・阪神高速㈱への要望と話し合い

住宅自治会は2012年11月の騒音測定結果が環境基準を超えているとして2013年3月に阪神高速へ遮音壁設置等の対策を要請、しかし回答は「道路構造上、遮音壁設置に耐えられない。運転者にスピード落とせのチラシを渡している。大阪府に二重ガラスにしてもらえ」との冷たいものであった。

又、同年10月に大阪府へ要請に行くも、回答は「府と阪神高速、泉大津市の三者で対応を話し合ってきたが構造上、遮音壁の設置が無理とのことなので二重ガラスの設置で了解してほしい」と提案がなされた。しかし自治会はあくまで発生源の対策を求めることを要望した。2014年6月には再度、自治会と阪神高速・大阪府・泉大津市との話し合いが持たれたが、住民の切実な訴えにも関わらず話し合いは進展していない。

## 3、阪神高速㈱・大阪府の当初の言い分

### (1) 阪神高速㈱の言い分

阪神高速㈱の住民要求に対する立場は、非公式ながら「住宅は道路ができた後に立てられているから責任はない（後住）」というものである。また、道路は当初の環境アセスにもとづき法定手続きにそって建てられたものである。道路に後からドーム型の遮音壁等を取りつけることは構造上不可能であるというものである。

### (2) 大阪府の言い分

大阪府はこの間の回答で、なぎさ住宅は公営住宅法にもとづき国が定める整備基準に沿って建てたものであり公営住宅の目的に沿っている。設計にあたっては高速道路に面する4号棟については高速道路側に廊下を配置して、廊下側の窓は遮音効果の高いアルミサッシュを採用したのでこのような騒音が出ることは予測していなかったというものである。

#### 4、住宅自治会の具体的な要求について

自治会は2014年9月、以下のような要求をまとめて阪神高速㈱と大阪府に要望書を提出し、同9月30日、及び12月26日に相次いで三者との協議を行ってきた。

①「夜も昼も眠れない」「粉塵がひどく部屋の畳はザラザラ」等住民の生活破壊は深刻な状態になっている。

②騒音測定の結果は屋外、屋内とも環境基準を超えており早急な対策が必要。

③騒音・粉塵の原因は湾岸線を走る1日／6万台を超える車の走行にある。

現行の遮音壁や道路舗装及び住宅のサッシでは基準を超える騒音等を抑え切れていない。

④以上の点を確認した上で騒音等対策として引き続き――――

- ・高速道路については、建設後20年を経過し劣化が激しくなっていることも考慮し、抜本的なメンテナンスを求める。その施策としてイ、遮音壁への対策 ロ、低騒音舗装への転換 ハ、ノージョイント化の導入等を要求する
- ・大阪府については住宅の騒音対策としてイ、窓を二重サッシとし、遮音性の高いガラスを導入する。又、4号棟の廊下の外腰部に防音板を設置することや、玄関に面して防音板を設置する等を求めていく。

#### 5、最近の動向

2014年10月27日にはよみうりテレビの「ニュースてん」が約20分、なぎさ住宅の問題を取材し放映した。内容的には被害の深刻さを明らかにし阪神高速㈱・大阪府に責任と対策の必要性を迫る内容であった。

2015年に入って、阪神高速㈱より連絡があり、昨年10月に実施した路面調査でジョイント部に舗装表層の剥落等があったため、1月19日～22日に一部、車の通行を止めて工事を行う旨の通知があった。

自治会としては引き続き阪神高速㈱・大阪府との話し合いを行い、具体的な回答を引き出し、対策の実施を目指して取り組みを進める。



2012年9月に大阪道公連が行った騒音測定風景  
すぐ左側に高速道路が走っている！

# 大阪の大気汚染と ソラダス（NO<sub>2</sub>測定運動）の意義

第43回公害環境デー 第2分科会報告

2015年2月1日

公害環境測定研究会

久志本俊弘，喜多善史



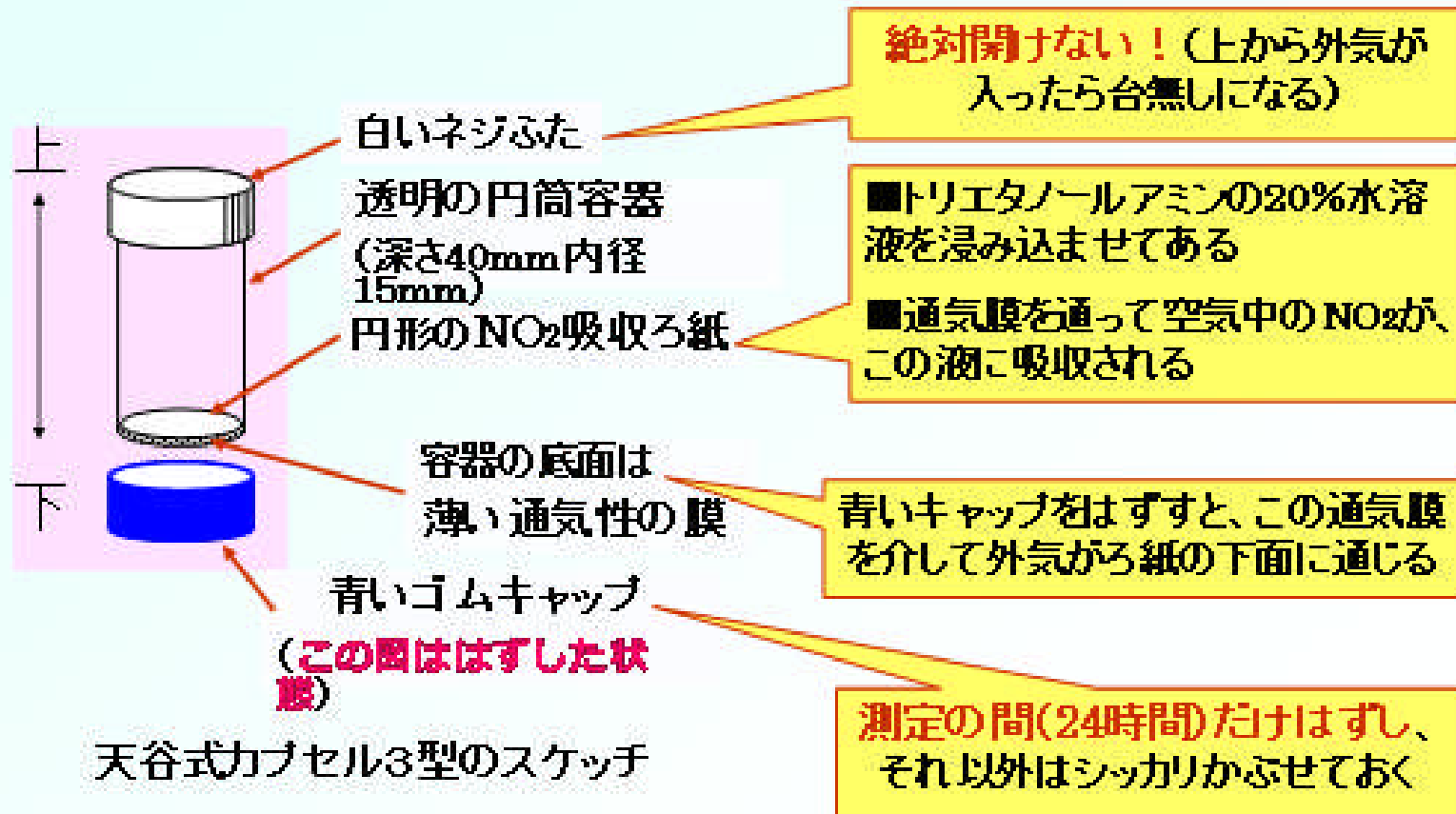
# 1. 大気汚染はなくなったのか？

現在の状況は？

- ・ 環境基準を超える汚染の道路沿道・地点がまだまだ沢山ある！（大阪市内、湾岸地域）
- ・ 高濃度汚染地域の緊急対策、とくにディーゼル車排ガス対策が急務！
- ・ 湾岸地域の船舶からの排ガスの影響も！
- ・ 中国越境汚染といわれるPM<sub>2.5</sub>の状況は？

# 天谷式NO<sub>2</sub>簡易測定法について 1

## 天谷式カプセル3型



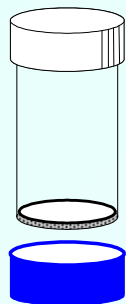
|            |      | 参加団体 | 参加人数 | カプセル数 |       | **健康<br>アンケート数 |
|------------|------|------|------|-------|-------|----------------|
|            |      |      |      | 配布    | 設置    |                |
| メッシュ<br>測定 | 大阪市内 | 187  | 1370 | 4603  | 3619  | 959            |
|            | 大阪府域 | 168  | 1697 | 3914  | 3561  | 1578           |
|            | 小計   | 355  | 3067 | 7977  | 7180  | 2537           |
| 自主<br>測定   | 団体参加 | *31  | 1314 | *2731 | *2284 | 1902           |
|            | 個人参加 | 2    | 3    | 3     | 4     | 5              |
|            | 小計   | 33   | 1317 | 2734  | 2288  | 1907           |
| 合 計        |      | 388  | 4384 | 10711 | 9468  | 4444           |

\*) 行政区で実施された自主測定の数も含む  
 \*\*) 有効データのみ集計

## \*\*)有効データのみ集計

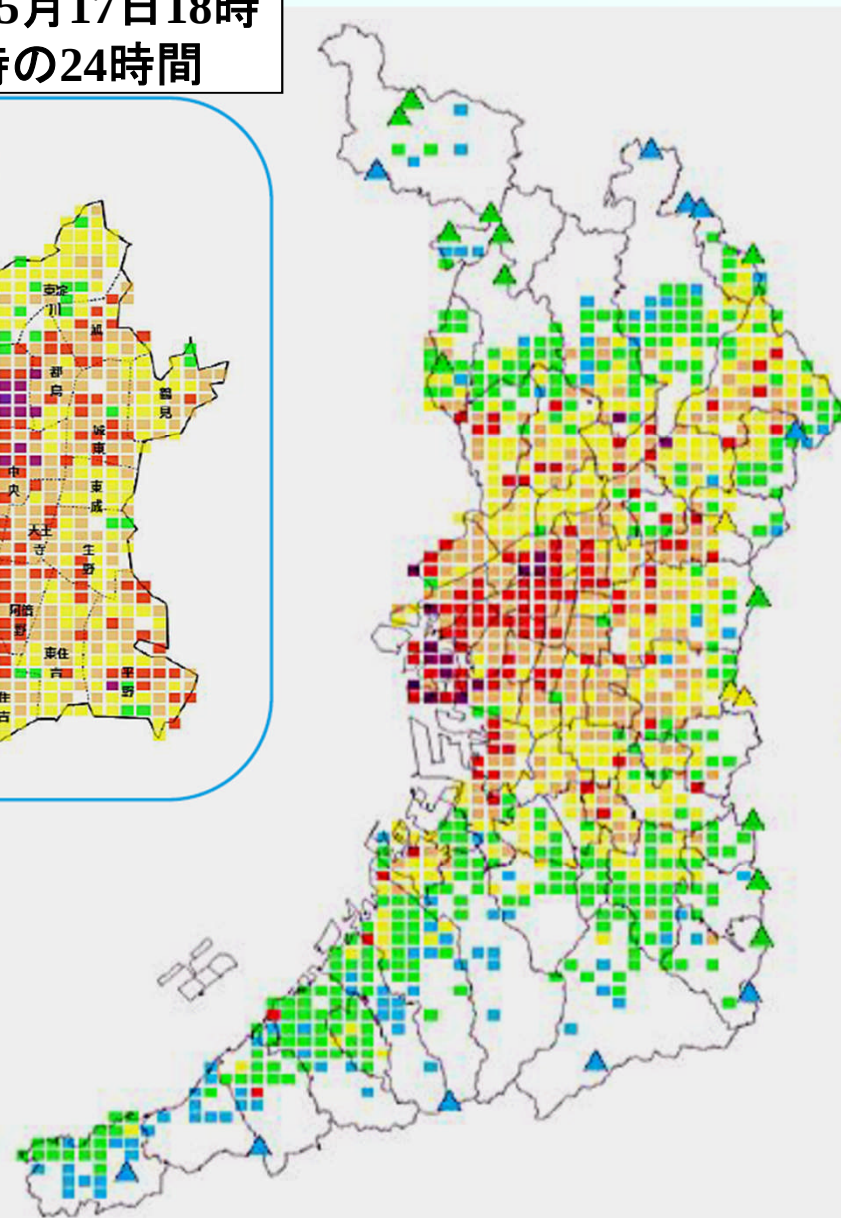
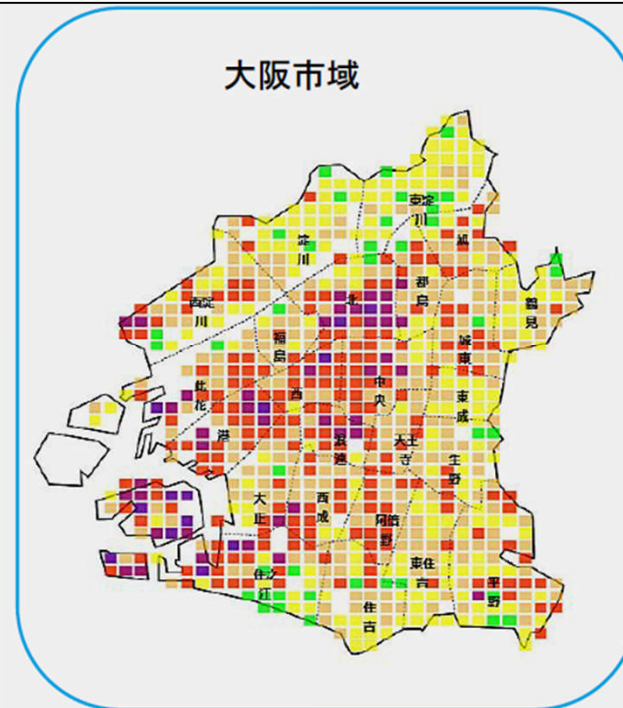


ソラダス2012  
カプセル簡易測定  
大阪のNO<sub>2</sub>濃度分布



- 大阪市域は濃度が高い
- 湾岸域はとくに高い
- 西風のため、大阪市の内陸域でも濃度が高い
- 大阪中部の山頂濃度高く、西風により汚染は山頂にまで及んでいる

測定日時; 2012年5月17日18時  
～5月18日18時の24時間

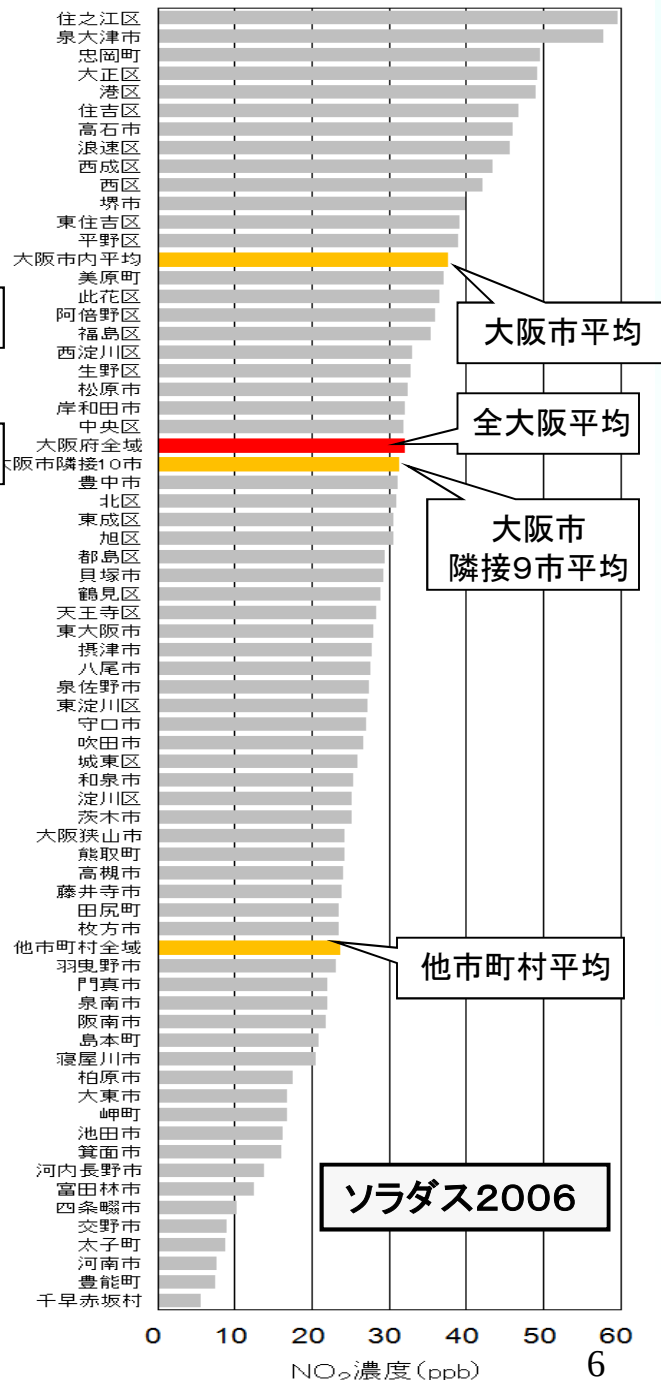
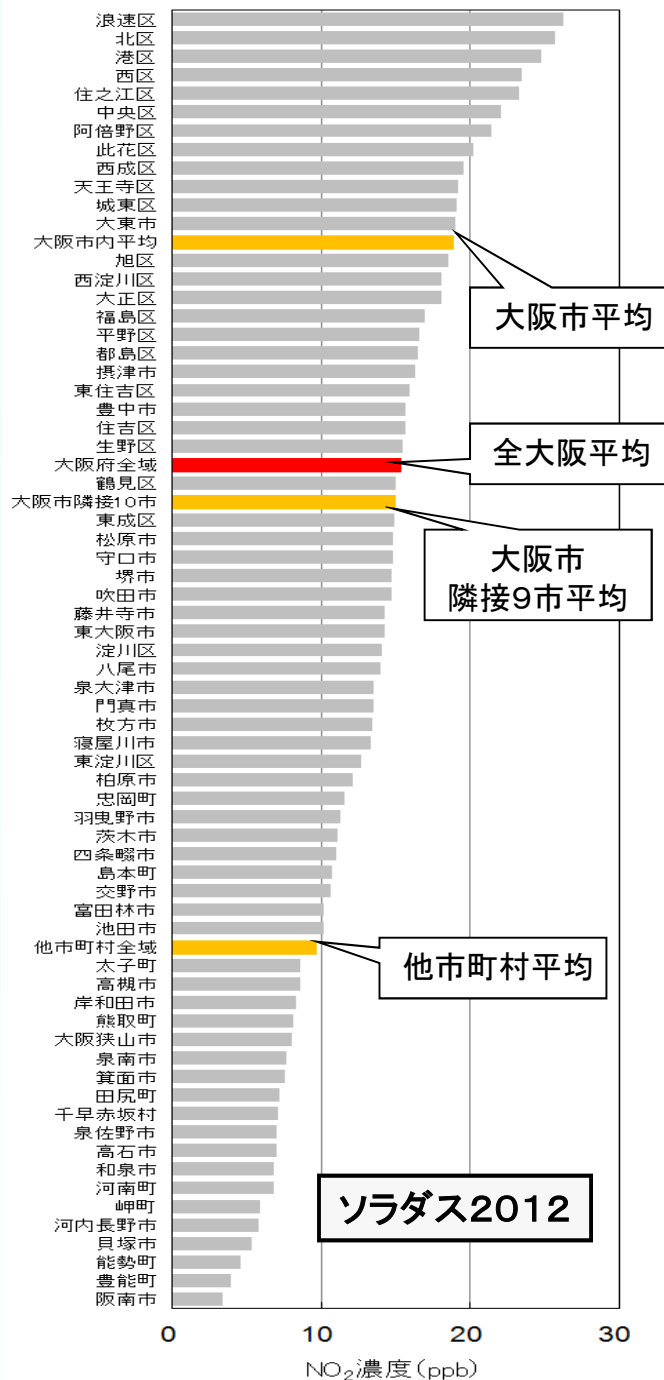


作成  
ソフト開発

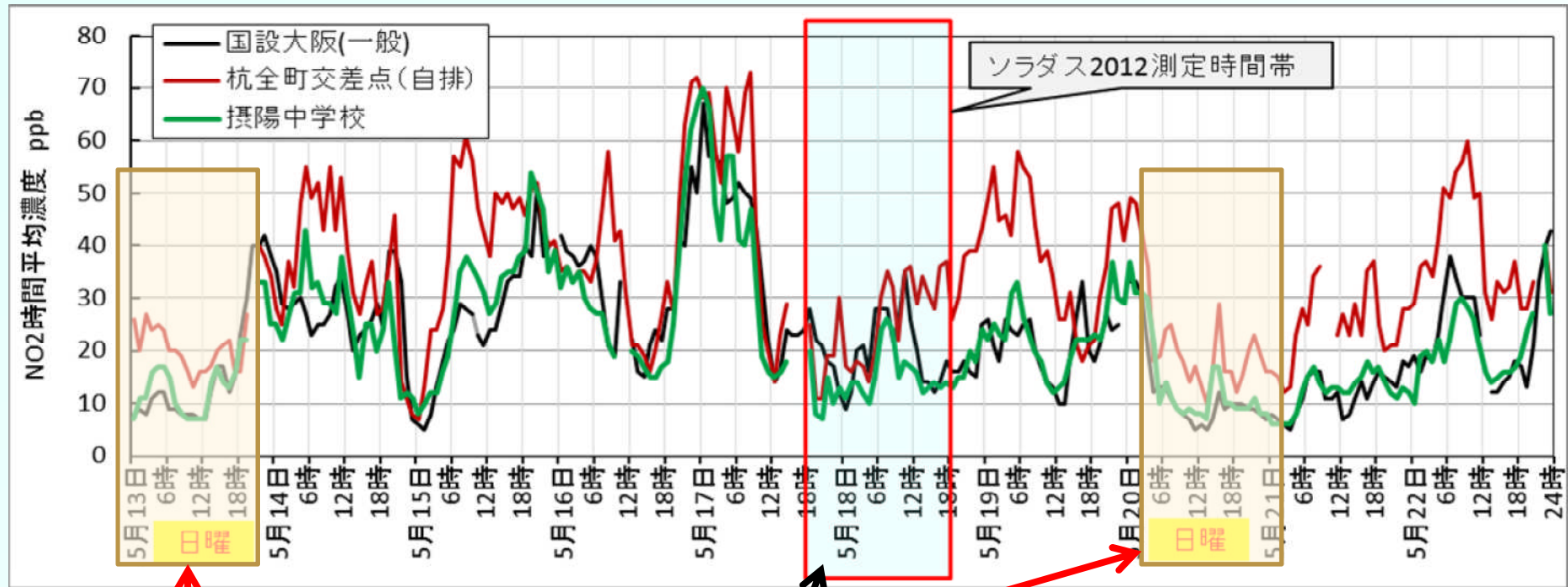
喜多善史  
四日市大学 千葉賢教授

# メッシュ測定 行政区別結果

第7回(2012)は、  
第6回(2006)より  
NO<sub>2</sub>濃度24時間値  
が低い、行政区  
別に高濃度順に並  
べると類似のパター  
ンになり、**大阪市内**  
で大気汚染が進ん  
でいる傾向が続いて  
いる。



## ソラダス測定日前後のNO<sub>2</sub>濃度の時間的変動 (行政測定局データでみる)



- ◆各年度の測定値を比較する際には、測定日(時間帯)が、年平均値などと比べて如何なる水準か把握することが必要である。
- ◆~~ソラダス2012~~の測定時間帯は、測定期間中でNO<sub>2</sub>濃度が低い時間帯であった。
- ◆~~休日~~は乗用車(マイカー)交通量が平日より増える傾向だが、汚染濃度は低下しているので、ディーゼル車(とくに大型車)が主要汚染源とみられる。



# 第1回～第7回 全ソラダス測定濃度マップ

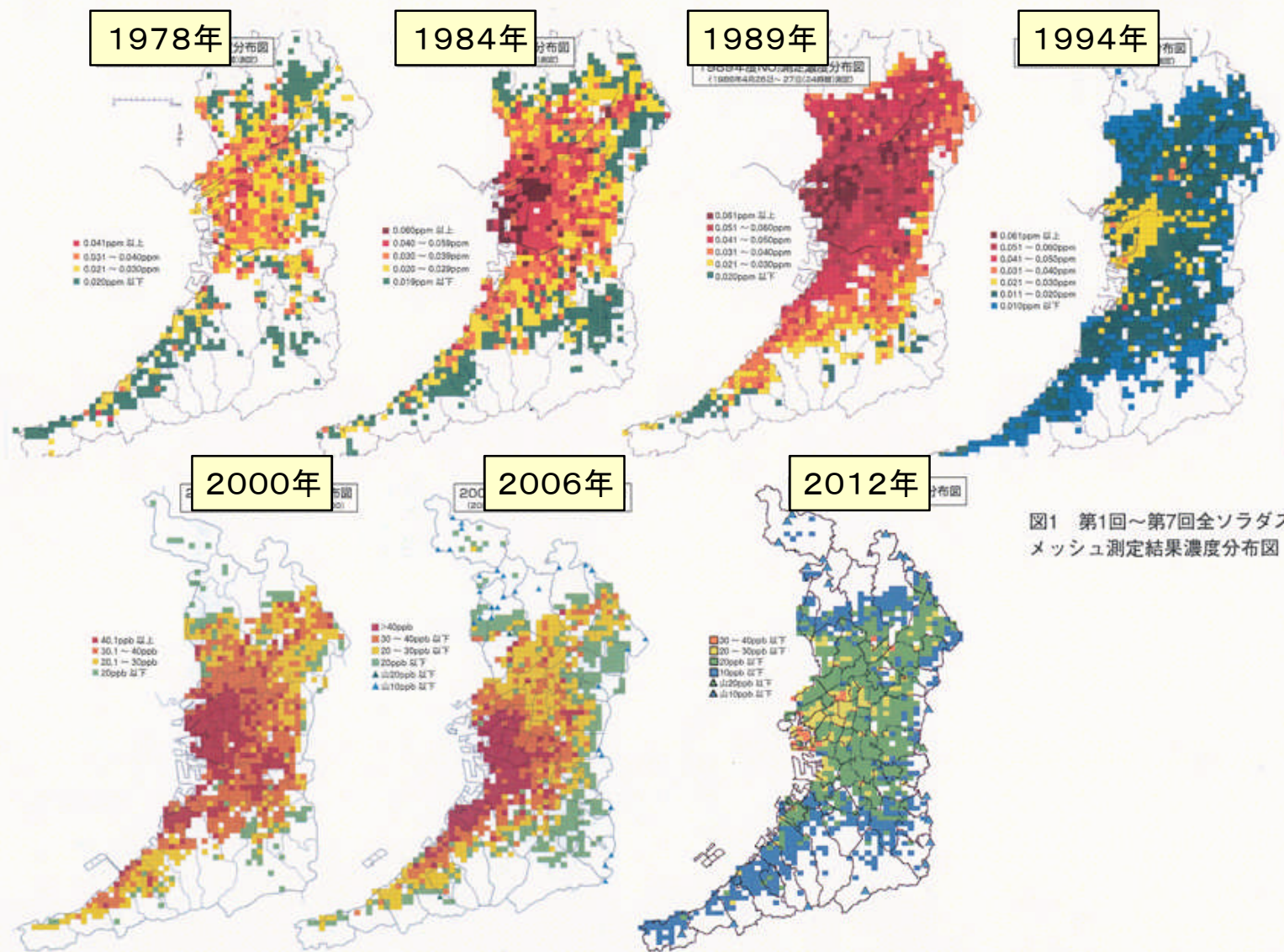


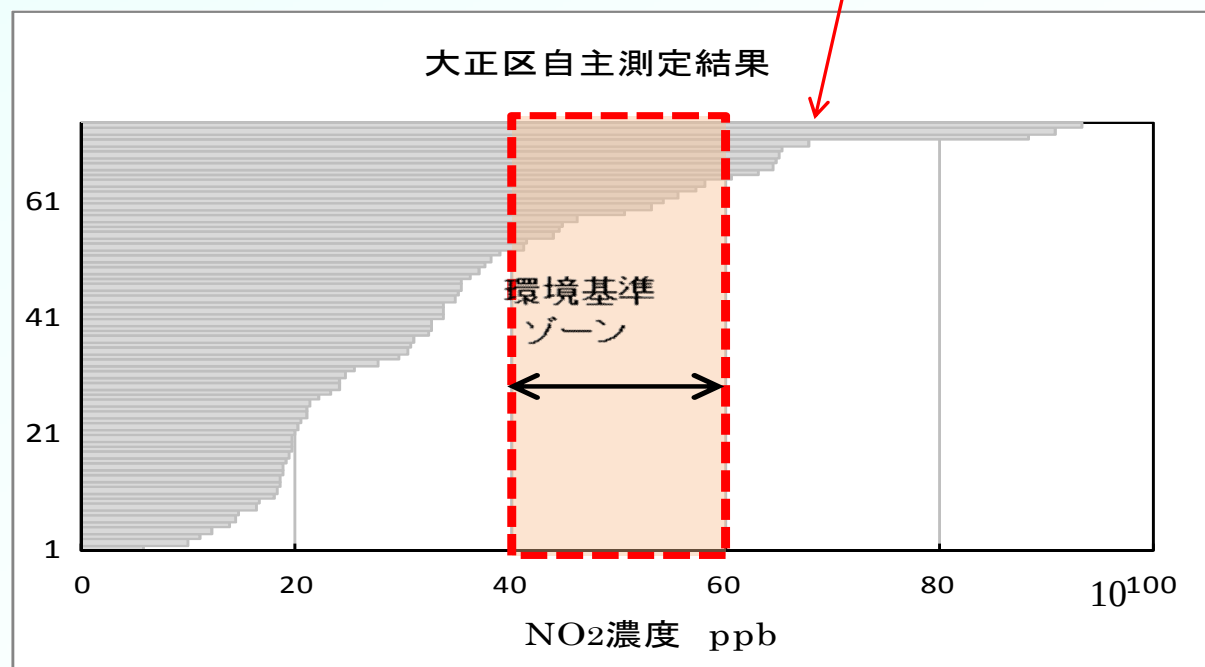
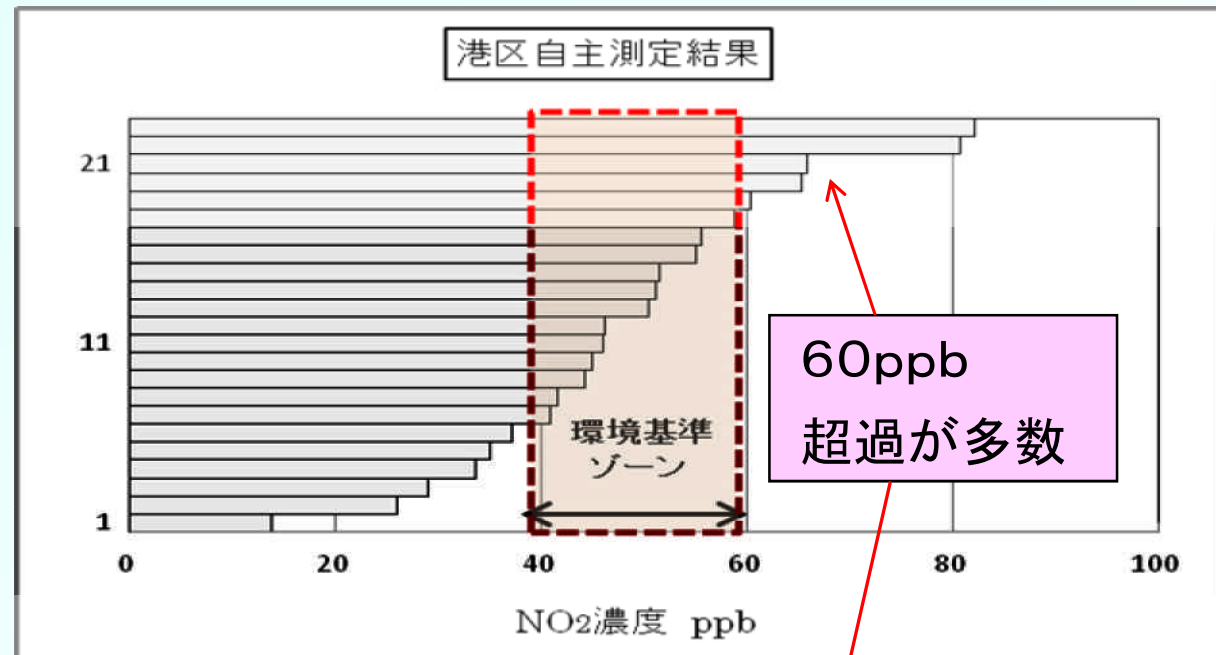
図1 第1回～第7回全ソラダスメッシュ測定結果濃度分布図

## 2. 環境基準が全大阪で達成できた？ ＜大阪府・市の環境基準の見かた＞

- ・「大阪府・市環境基本計画」などに基づき、ディーゼル車等の単体規制の強化や「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」による広域対策、局地対策を進めた。
- ・その結果、NO<sub>2</sub>の年間平均値は減少し、平成22年度に大阪府全域でNO<sub>2</sub>環境保全目標0.06ppmを達成した。さらに0.04ppm 以下をめざし、今後とも引き続き窒素酸化物の削減対策を推進する。  
(2014年1月の懇談会での回答より)

## 港区、大正区 の自主測定

国道43号線など道路沿道に設置されたカプセルを含む測定値を高い順に並べると、濃度が低い日に当たっていたにも係らず、環境基準の上限 60ppmを超える地点が見られる。





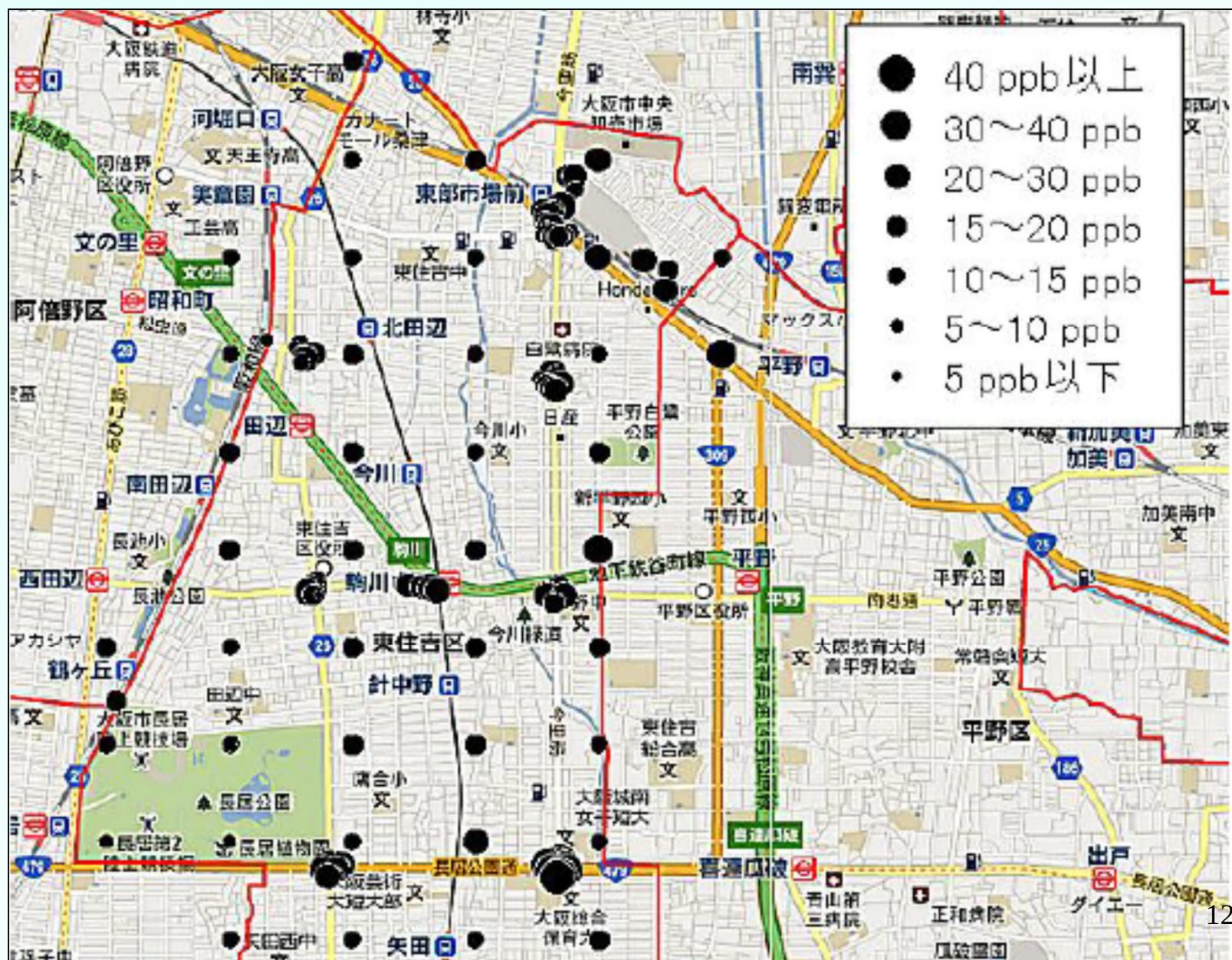
## 港区・大正区 ソラダス2012自主測定結果



ソラダスで用いたマップ表示は、すべて、  
四日市大学教授 千葉賢氏のソフトにより作成



# 東住吉区メッシュおよび自主測定結果 ソラダス2012



## 自動車NO<sub>x</sub>・PM 法 20数年過ぎても目標達成してない！

- ・ 行政は、0.06ppmからさらに0.04ppmを目指すというが、問題は何時達成するのか。
- ・ NO<sub>2</sub>環境基準が現在の0.04～0.06ppmに緩和されたのは1978年で、以来37年経ってなお上限値が安定的に達成されるかどうか覚束ない現状。
- ・ 「自動車NO<sub>x</sub>・PM 法」が1992年に導入されてから23年を経ても達成できていない。同法の目標年は、2020(平成32)年度へ10年先送りされた。
- ・ この10年先送りした目標値は、なんとしても達成させることが必要である。



### 3. 現在の環境監視状況は問題ないか？

- ・ 港区・大正区の43号線沿道は、高濃度の汚染地域が多数あるが、港区には測定局がゼロ。
- ・ 住之江区の臨港埋め立て開発地域は、高濃度の汚染地域であるが、行政の測定局は「南港中央公園」1地点しかない。ここは全一般測定局の中でトップレベルの汚染が続いている。
- ・ 大阪府域の中で高濃度な大阪市でも、一般測定局のないところ：20区、一般も自排局もないところ：4区

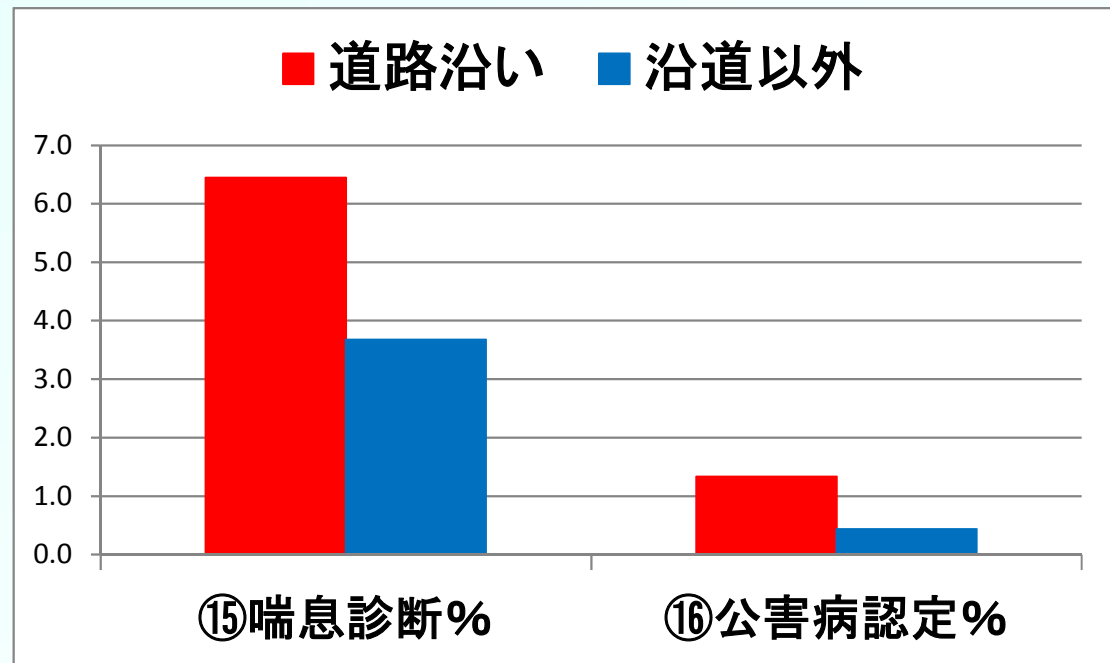
# ぜん息診断率は幹線道路沿道の方が高い

( ぜん息診断率：医師にぜん息と診断されている回答者の% )

ソラダス2012の健康アンケート結果より  
(回答者は府内4444人)

道路沿い居住者の方が、  
ぜん息診断率、公害病  
認定率ともに高い。

行政担当からの、「貴重な  
取り組み」と言われた  
調査



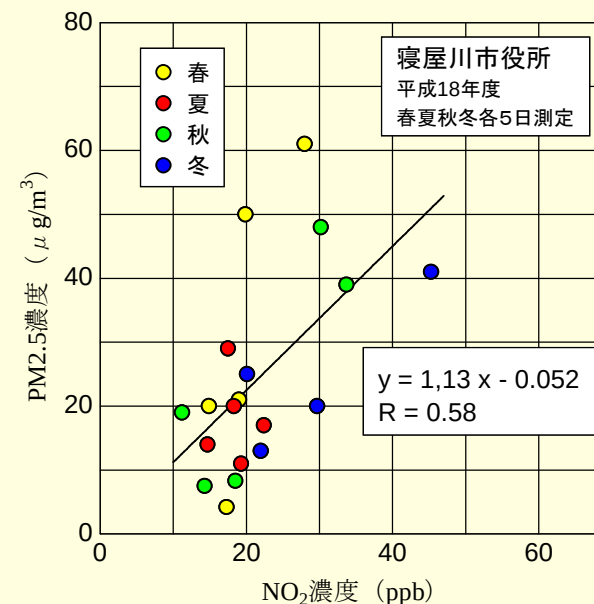
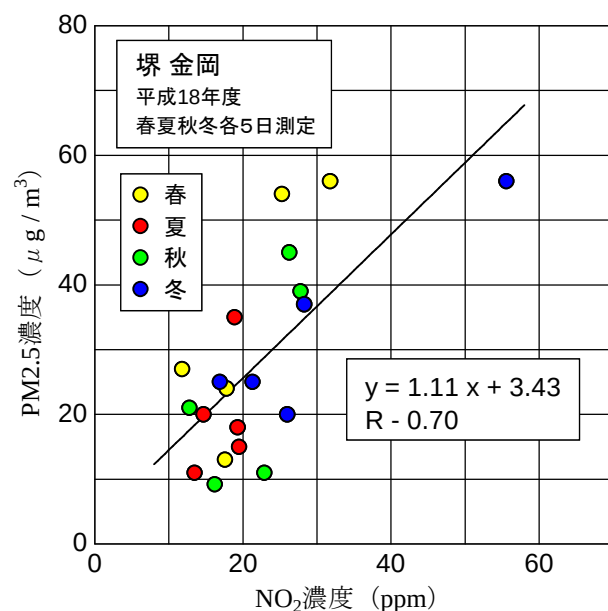
| 道路からの距離 | ⑮喘息診断% | ⑯公害病認定% |
|---------|--------|---------|
| 道路沿い    | 6.4    | 1.3     |
| 沿道以外    | 3.7    | 0.4     |

## さらに、PM2.5監視体制は？

- ◎ 2014年11月までに、大阪府域55局にPM2.5測定機が設置され、設備は一応整ったが、測定精度の検証、データの活用は十分とは言えない。データは主に中国からの越境汚染による高濃度日の注意喚起情報に利用されている。
- ◎ データの蓄積とともに、他の化学物質とくにNO<sub>2</sub>濃度などとの相関を系統的に解析していくことが望まれる。



## PM<sub>2.5</sub>とNO<sub>2</sub>濃度の相関—堺 金岡，寝屋川市役所



環境省委託業務報告書，いであ (株)，2007 より。  
喜多，長野：2009年日本環境学会研究発表会報告

2007年当時までは、NO<sub>2</sub>高濃度地域は、PM<sub>2.5</sub>も高い、

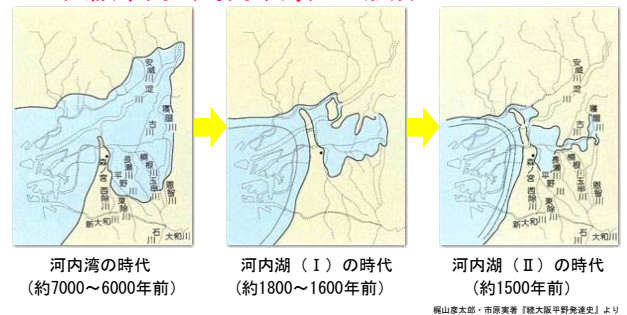
ただし、最近はPM<sub>2.5</sub>がディーゼル排ガスの対策の進捗により、NO<sub>2</sub>とPM<sub>2.5</sub>との関係は変化あり、大型自動車交通量の多いところで、強い相関関係が認められている。

## 5. 大阪ソラダス運動をさらに継続・充実させよう！

1. 昭和53(1978)年以来、7回にわたる大阪NO<sub>2</sub>カプセル測定運動は、全大阪府域を対象とする大規模な測定運動であり、貴重な成果を挙げてきた。
2. NO<sub>2</sub>濃度測定により、面として汚染状況を把握し、局地汚染(ホットスポット)を明らかにする方法は、現在のところ天谷式カプセル測定法以外に見当たらない。
3. 行政は約100箇所の監視局の測定値のみに基づいて、大気汚染を評価しているに過ぎない。
4. 道路沿道地域などで環境基準超える汚染が続いている。自動車とくに**ディーゼル車排出ガス**の対策強化、大阪市の臨海埋め立て地域の汚染実態の把握など、**測定と健康のモニタリング**は縮小でなく充実強化が必要である。

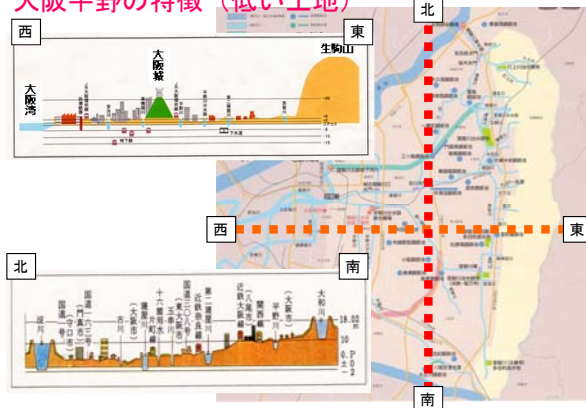


### 大阪市内（河内平野）の形成



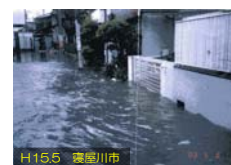
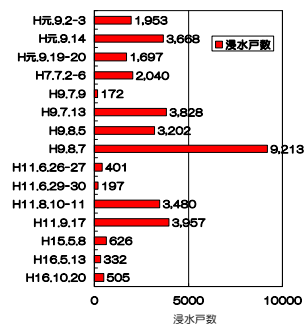
現在の地形となったのは、江戸時代のはじめ頃といわれています。

### 大阪平野の特徴（低い土地）



### この間の水害の発生状況

- ◆ 昭和以前は、大規模な洪水で被災家屋が数万件に達した
- ◆ 平成以降、河川改修が進んだが依然洪水被害が発生している



### 枚方市豪雨 2012年8月



### 広島市北部集中豪雨・土砂災害 2014年8月

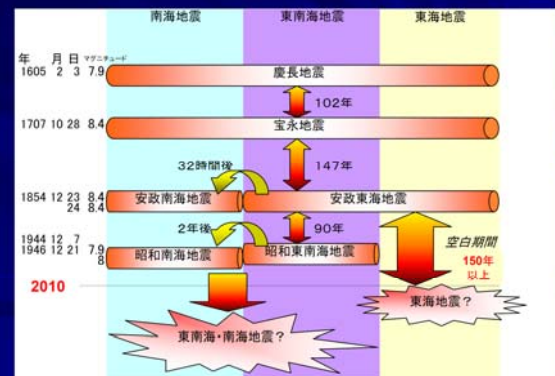




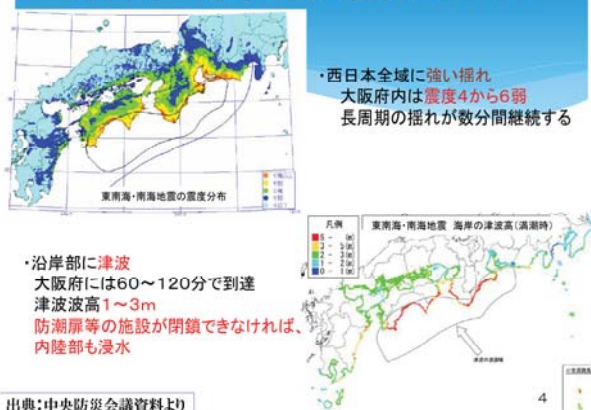
### 福知山市集中豪雨・浸水被害 2014年8月



### これまでの東南海・南海地震



### 東南海・南海地震の震度と津波高



### 津波防御のイメージ



### 耐震補強を行わないと?

堤防・防潮堤が地震によって崩壊すると、浸水によって大きな被害が発生します。

(兵庫県南部地震による被害)



### 整備箇所選定の考え方

地震により防潮施設の機能が損なわれ、津波や日々の干満で浸水被害が発生するおそれがある箇所について、今後10年間で耐震補強を実施します  
引き続き、地震により防潮施設の機能が損なわれ、高潮時に浸水被害が発生するおそれがある箇所について、対策を検討します

### 大阪府地域防災計画の修正

「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告」(被害想定等)を前提 2014年3月31日

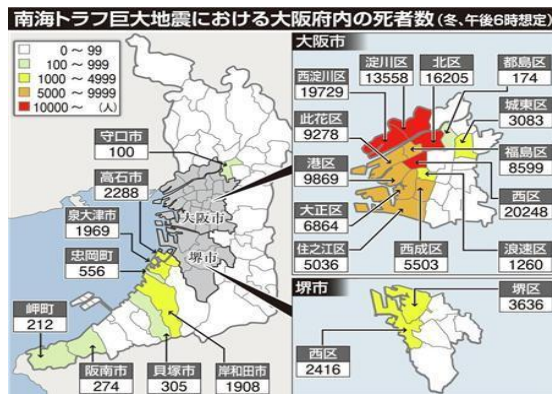
### 地震の規模等の条件

Mw9.0(震度・液状化) Mw9.1(津波)

○震度 6強~5弱

○液状化 大阪湾岸部をはじめ、広い範囲で液状化の可能性が高くなる

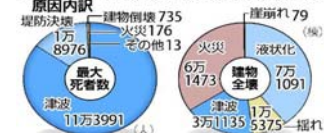
○津波 浸水面積11,072ha  
(最大津波水位 TP+5.1m)



◆南海トラフ巨大地震の生活影響の推移 (大阪府)



◆大阪府想定最大の死者数と建物全壊被害の原因内訳



## 津波遡上による被害想定

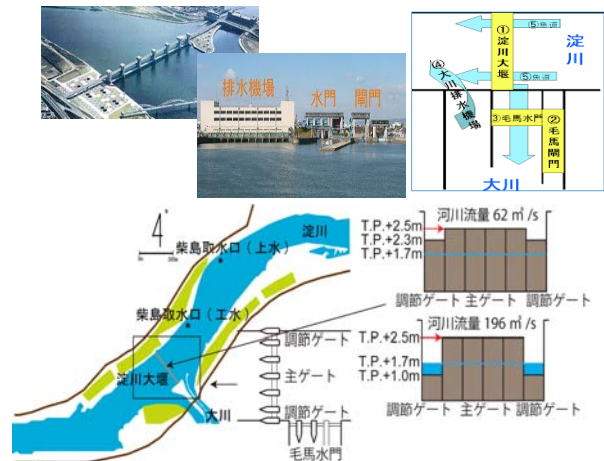
日本の大都市は沿岸部に多く、津波の被害を受けやすい。津波は沿岸部に被害を与えるだけでなく、河川を遡上することがある

## 東南海・南海地震時の遡上想定

津波は地震発生約2時間後に大阪湾に到達し、河口から上流の淀川大堰を越流する可能性がある。

## 河口堰上流部の浄水場取水口への影響

津波の遡上に伴う塩水が、淀川大堰上流部に流入し、浄水場の取水口に到達することで浄水場の水処理に影響を与える可能性がある。



## 「地域防災計画の修正」

### 基本理念

『減災』(被害の最小化及びその迅速な回復を図る)

### 基本方針

I 命を守る II 命をつなぐ III 必要不可欠な行政機能の維持 IV 経済活動の機能維持 V 迅速な復旧・復興

### 進め方

- ・各主体の役割の明確化
- ・PDCAサイクルによる災害対策の不断の改善

## 住民と自治体が考える防災対策とは…

1. 津波被害を想定し正しい情報と迅速な避難ルートの確保
2. 国と府、市町村と自治体職員の役割が発揮できる十分な体制と予算を
3. 被害を最小限にするため！人命優先災害に強いまちづくりを
4. 国と地方自治体が責任をもって石油コンビナートの防災対策を
5. 防潮堤防の耐震化整備と老朽化対策、生活密着型のインフラ整備を

# PM<sub>2.5</sub>の現況と対策の問題点

2015年2月1日

第43回公害環境デー府民集会

大阪府職労環境農林水産総合研究所職員労働組合

山本勝彦



# 1. はじめに

## 日本でのPM2.5環境基準の設定

2009年9月9日

年平均値  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下  
かつ日平均値  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

同時に:

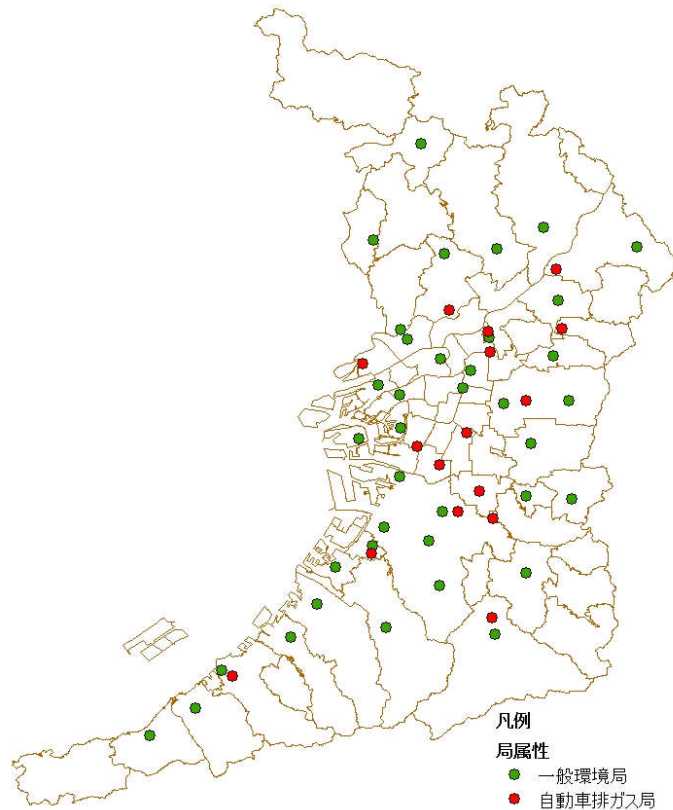
- ・監視体制の整備、体系的な成分分析
- ・PM2.5とその原因物質の排出状況の把握
- ・大気中の挙動や二次生成機構の解明等科学的知見の集積の実施

が必要

(中央環境審議会答申H21.9.3)

## 2. PM<sub>2.5</sub>の現況

### 2-1.モニタリング体制



大阪府常時監視システム

H26年9月現在

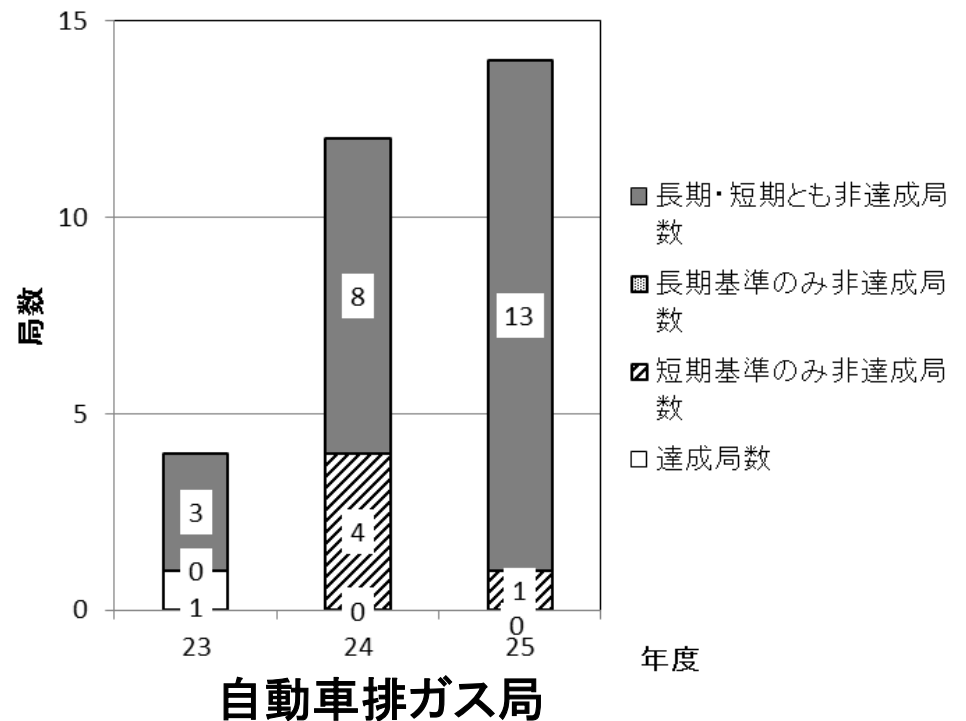
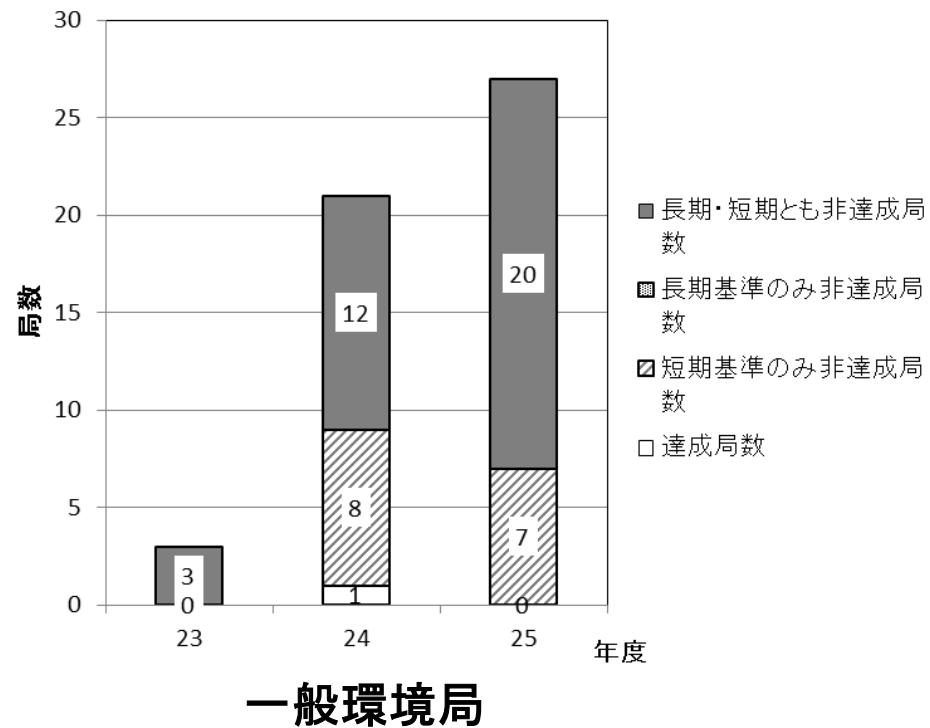
一般環境局:38

自動車排ガス局:16

(非認定器含む)

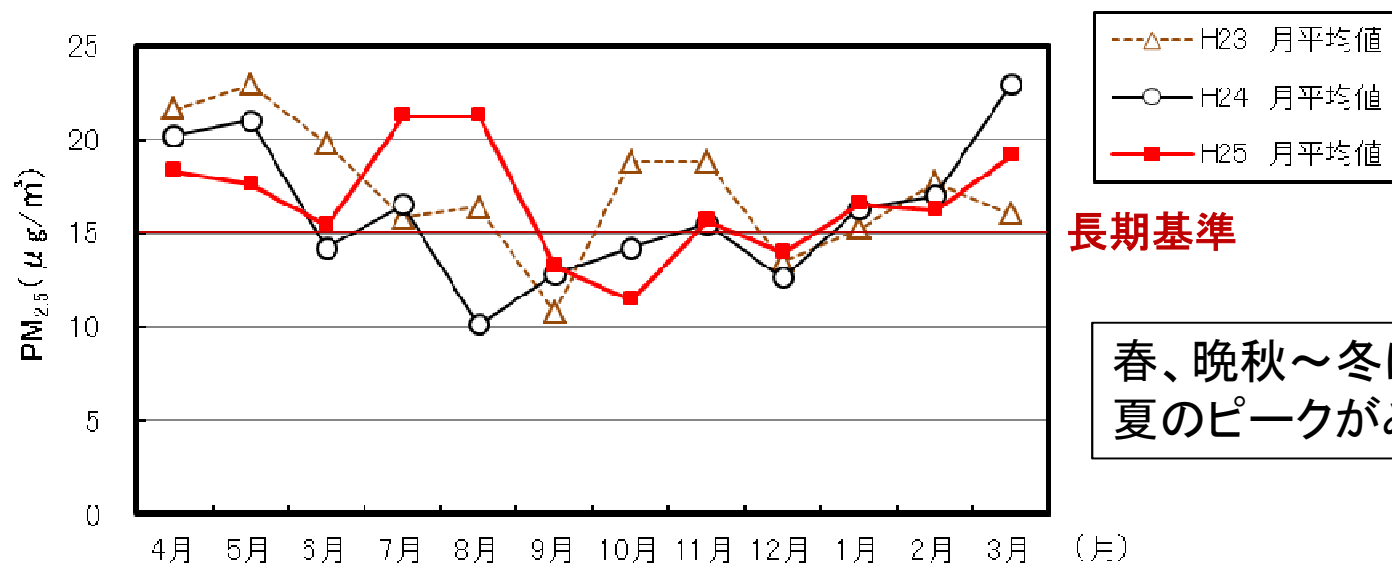
## 2-2.環境基準達成状況

H25年度環境基準達成局数:0





## 2-3.季節変動



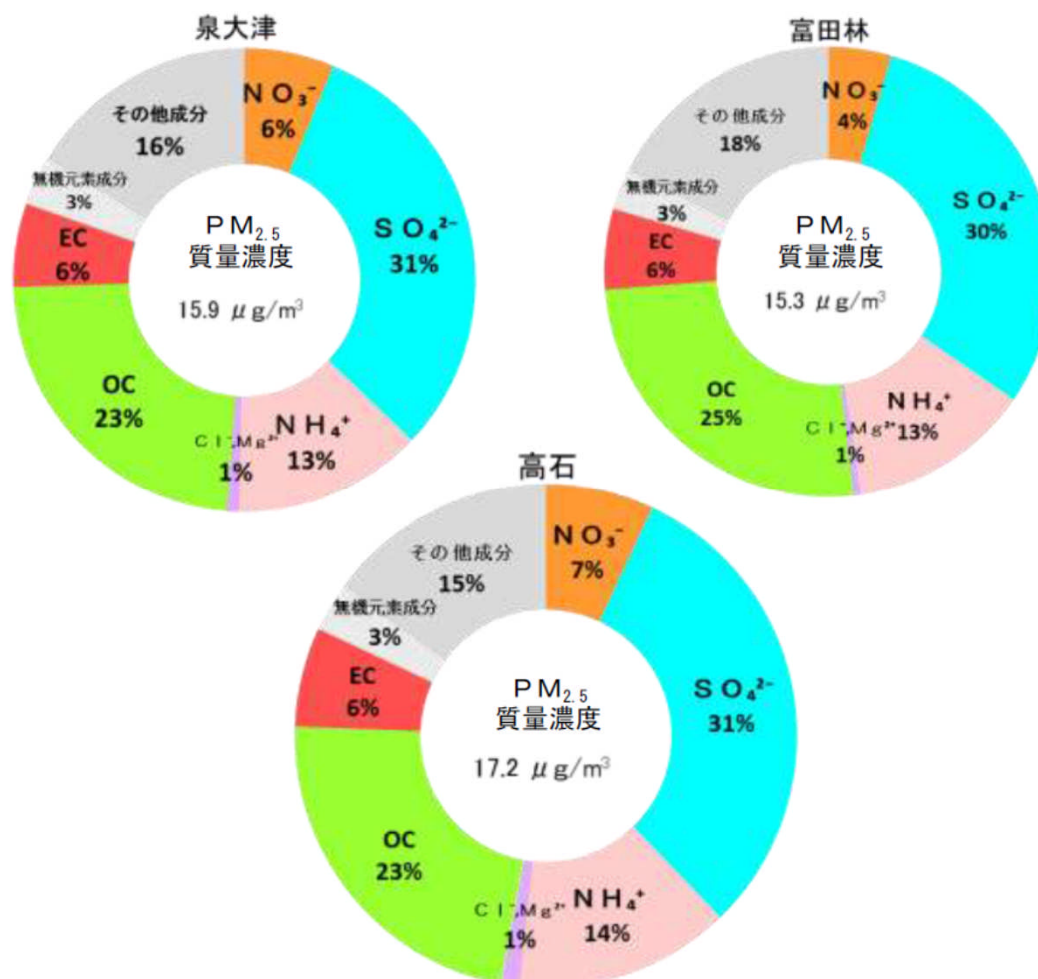
長期基準

春、晩秋～冬に高い。  
夏のピークがみられるときもある。

大阪府常時監視局(環境局、自動車排ガス局)月平均濃度

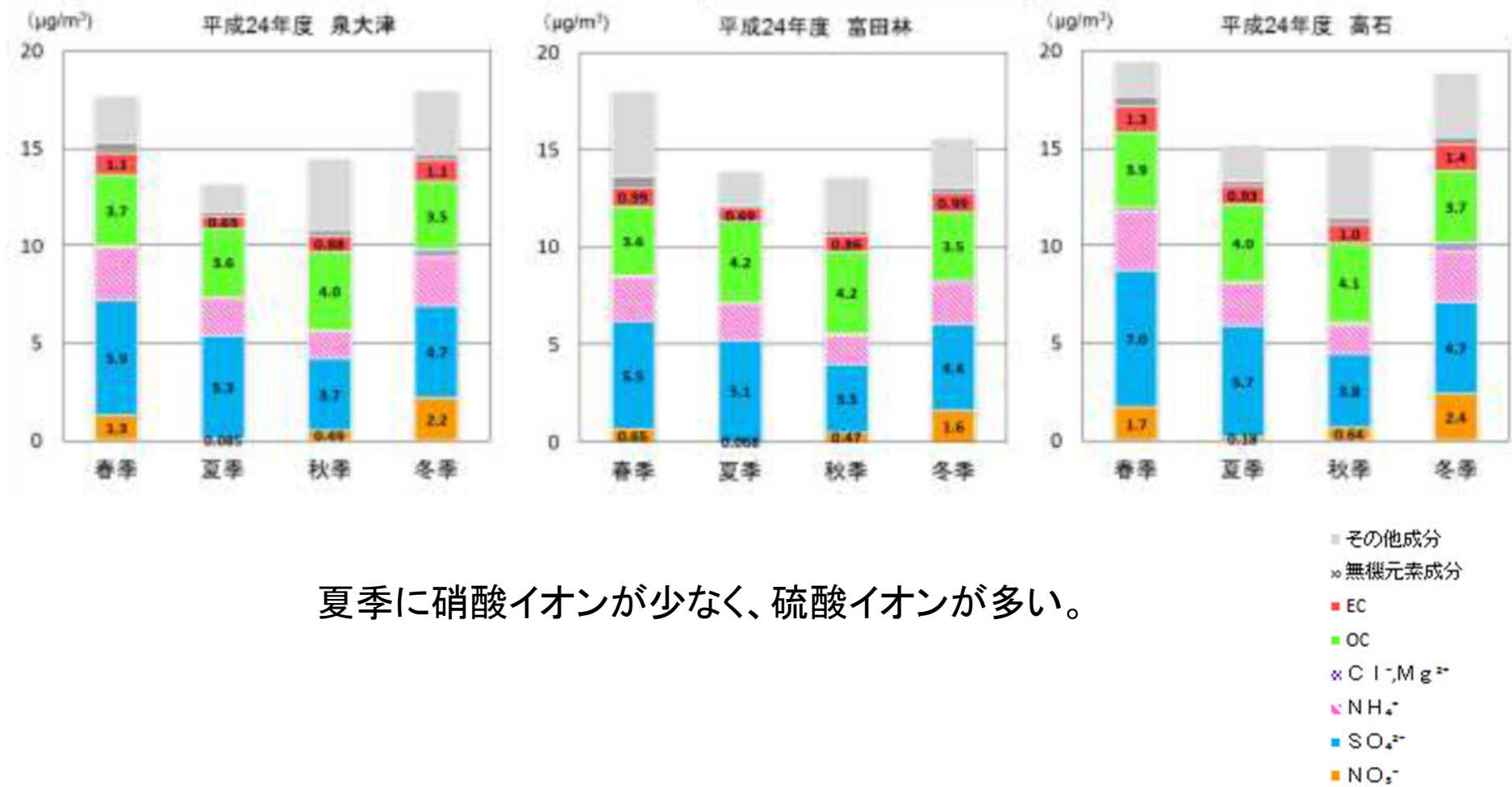
## 2-4.成分分析結果から(平成24年度)

### ①年平均



硫酸イオン(SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>)、アンモニウムイオン(NH<sub>4</sub><sup>+</sup>)、有機炭素(OC)で70%(重量比)を占める。

## ②PM<sub>2.5</sub>中成分季節ごと



夏季に硝酸イオンが少なく、硫酸イオンが多い。

### 3. PM<sub>2.5</sub>高濃度要因

#### PM<sub>2.5</sub>の高濃度要因

- ・東アジア規模の広域移流
- ・地元由来
  - 一次排出(地元発生源による)
  - 二次生成(地域の環境大気中での生成による)

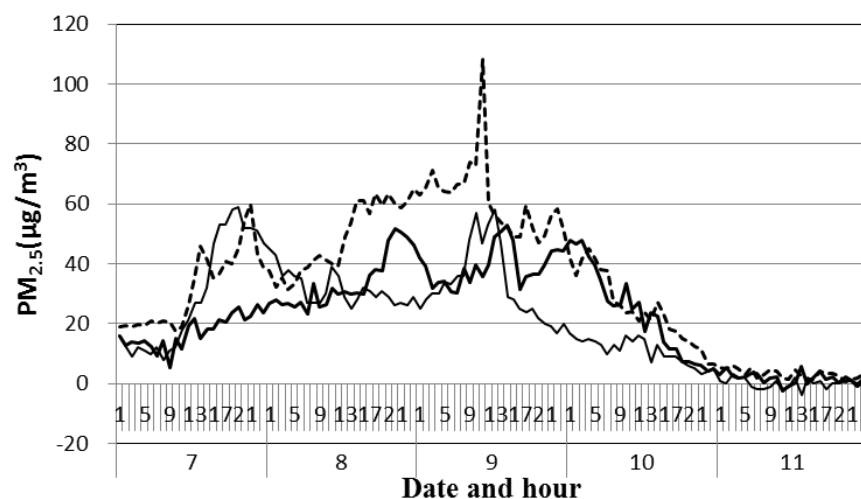
※実際の高濃度は、これらの要因が複合して発生する。



# ・広域移流の寄与

2012年5月7～11日

広域に高濃度が発生している。



2012年5月7～11日近畿主要局PM<sub>2.5</sub>濃度変化  
東大阪での測定トラブルにより、奇数時刻のみ



2012年5月9日11時PM<sub>2.5</sub>濃度分布

----- Higashi-Osaka  
—— Otsu  
—— Kyo-Tango

## 測定場所

「東大阪」:近畿大学

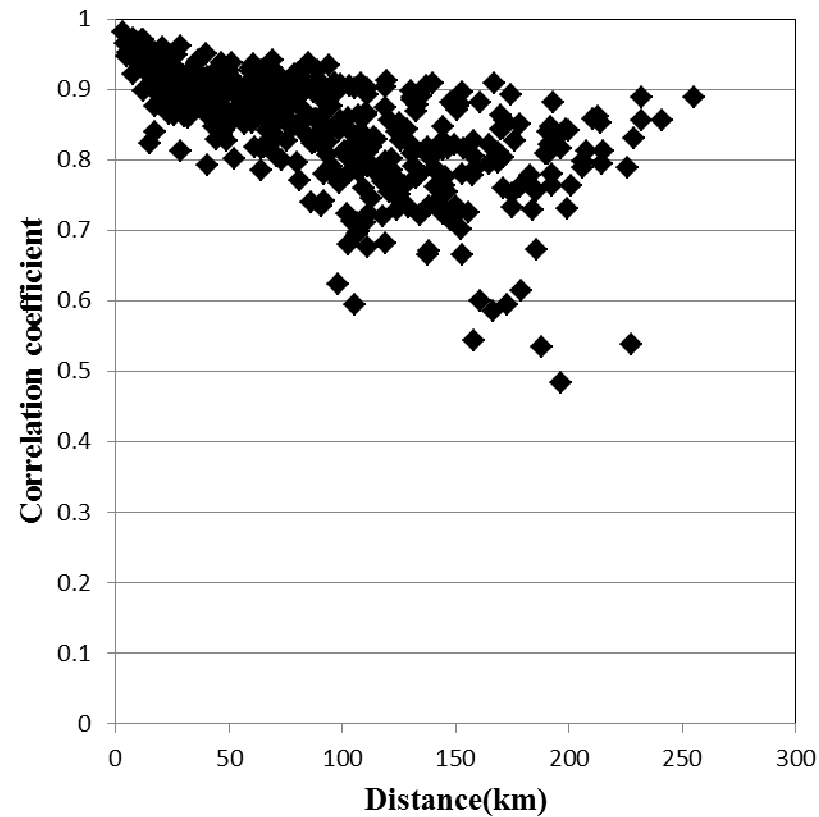
「大津」:滋賀県琵琶湖環境研究センター

「京丹後」:京都府常時監視局

環境省環境研究総合推進費による測定

2012年5月7～11日PM<sub>2.5</sub>時間値濃度空間相関

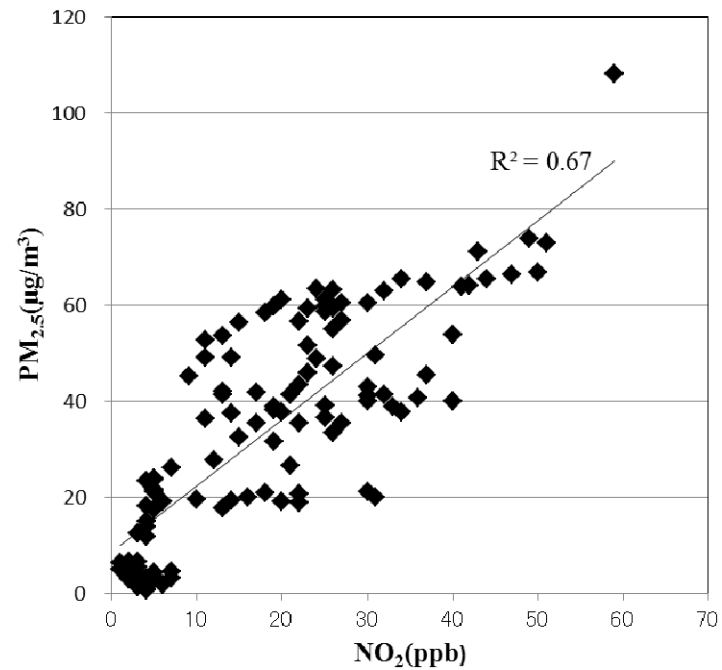
東海・近畿地域常時監視30局相互の時間値濃度相関係数と局間距離



局間の距離があっても局間相関係数高い局が多い。  
→広域にわたって同一要因の寄与を受ける。

## ・一次排出の寄与

2012年5月7～11日



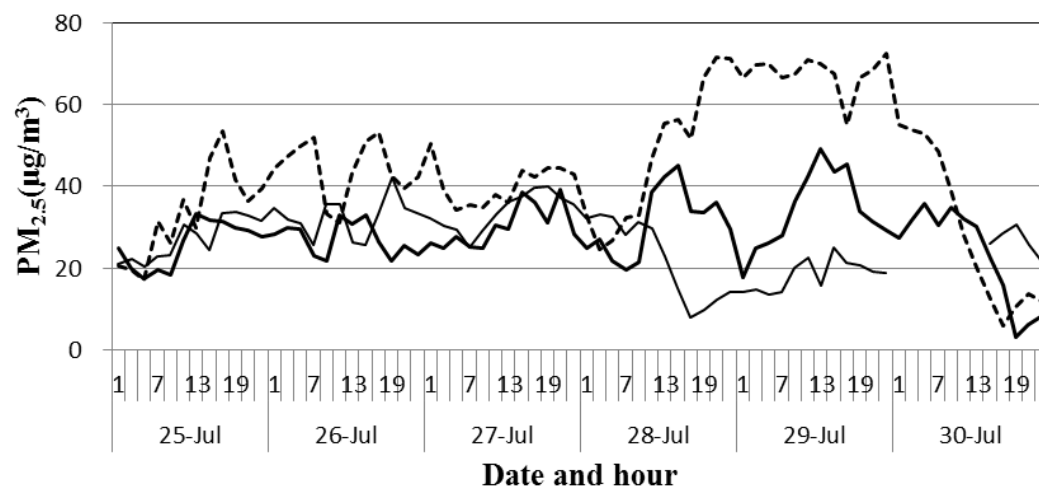
東大阪

$\text{NO}_x$ は環境大気中で短時間で硝酸となる。=広域輸送されない=地元由来  
 $\text{PM}_{2.5}$ と $\text{NO}_2$ の相関が高い  $\Rightarrow$  地元発生源による一次排出の寄与が考えられる。

## ・二次生成による高濃度

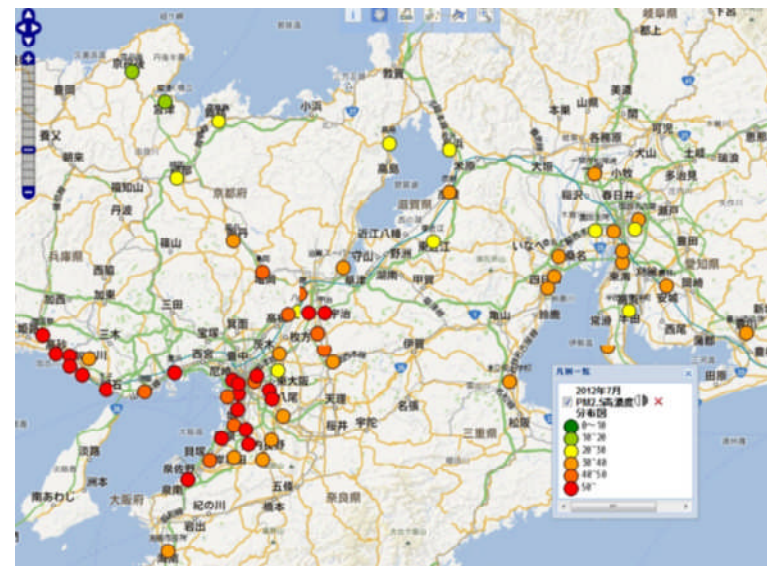
2012年7月25～30日

都市部の濃度が高い。濃度変化からは、  
日変動(昼高く夜低い)がみられる。



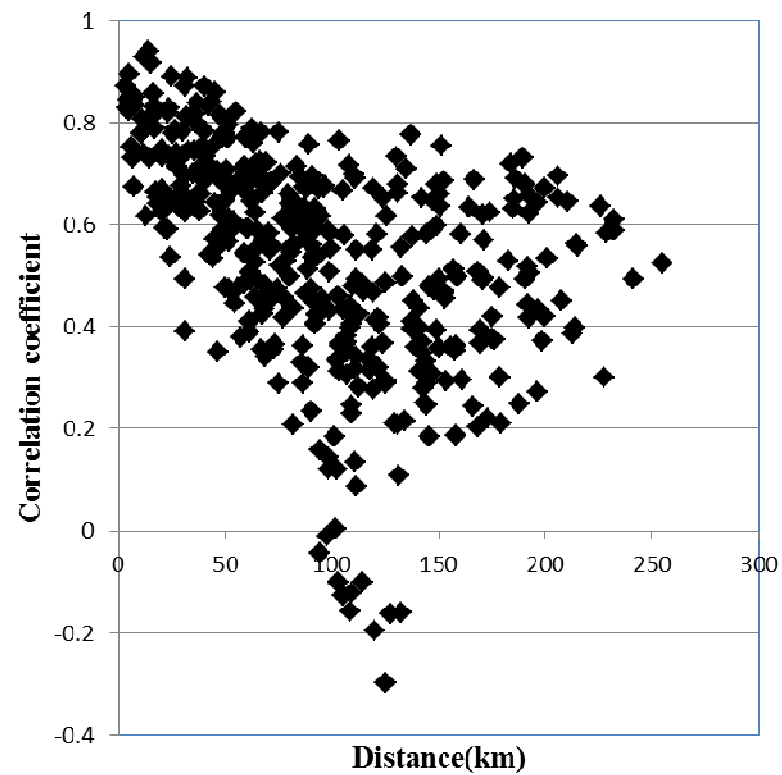
2012年7月25～30日近畿主要局PM<sub>2.5</sub>濃度変化

東大阪での測定トラブルにより、奇数時刻のみ



----- Higashi-Osaka  
—— Otsu  
—— Kyo-Tango



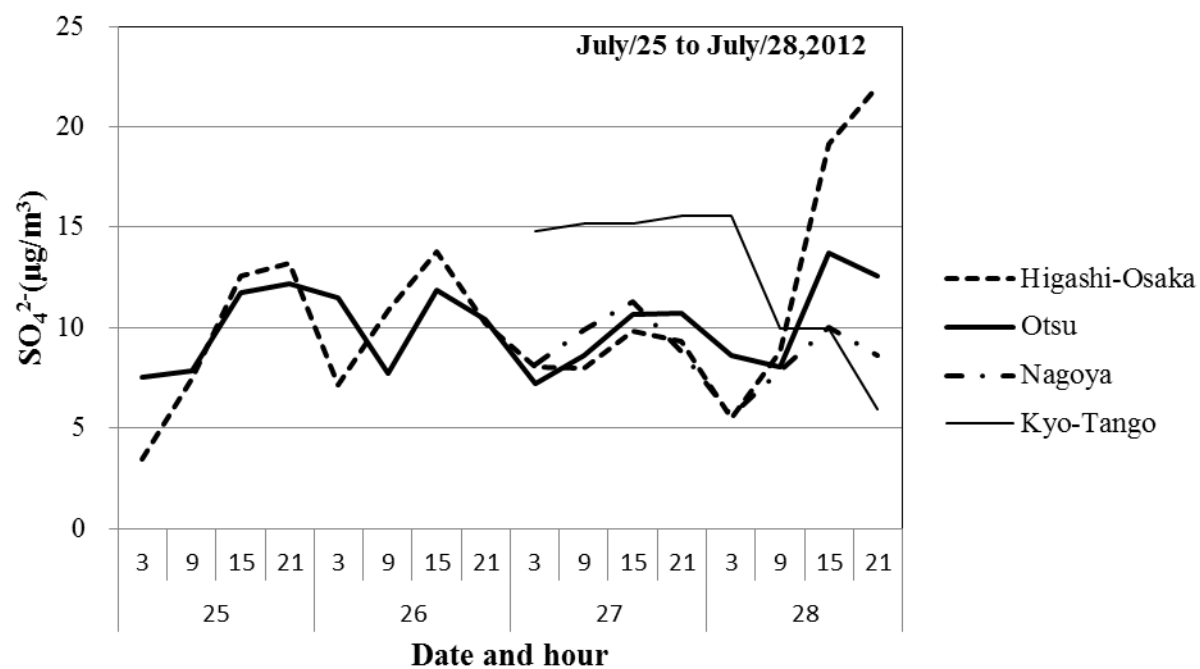


2012年7月25～30日PM<sub>2.5</sub>時間値濃度空間相関

空間相関が低い ⇒ 濃度変化に地域差がある。

2012年7月25～28日

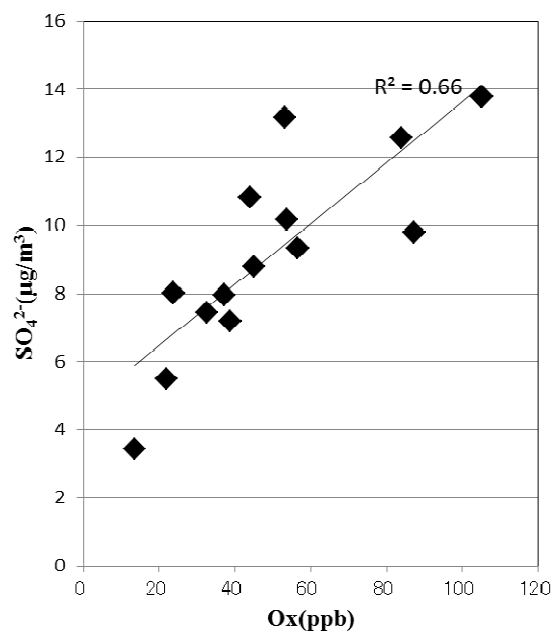
## PM<sub>2.5</sub>中SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>の挙動



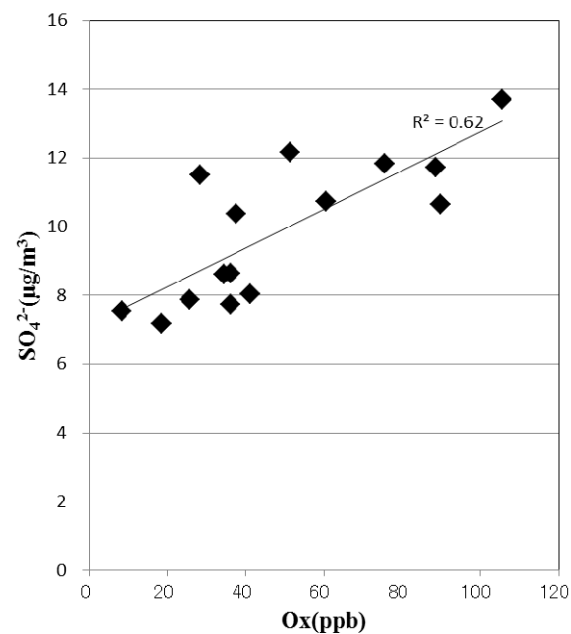
PM<sub>2.5</sub>中SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>濃度の推移(6時間ごと)

日変動(昼高く、夜低い)がより明瞭

2012年7月25～28日  
PM<sub>2.5</sub>中SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>とOx濃度



東大阪



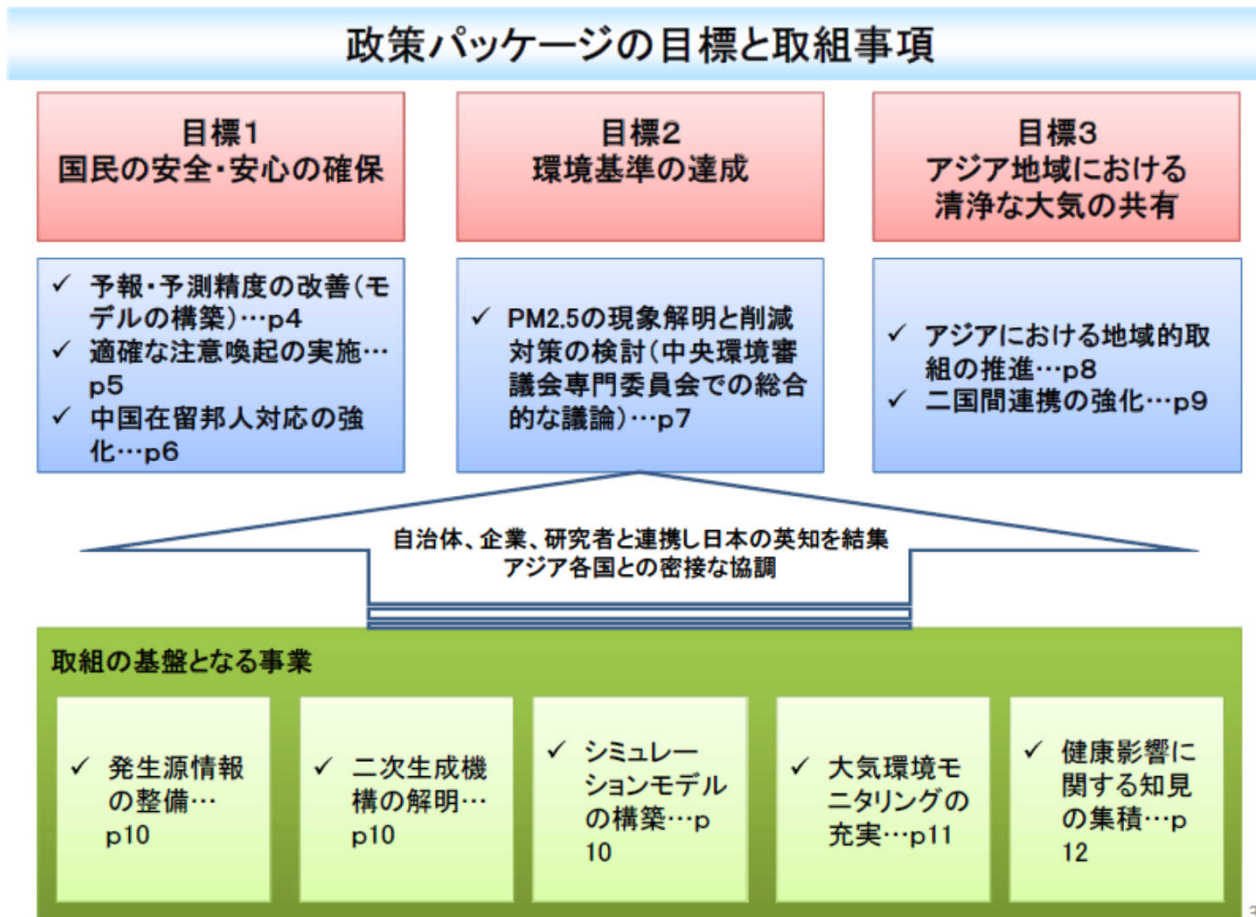
大津

PM<sub>2.5</sub>中SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>の生成がOx生成と並行して進むことが考えられる。

# 4. 環境省PM<sub>2.5</sub>対策策定のとりのくみ

環境省「PM2.5に関する総合的な取り組み(政策パッケージ)」

2013.12





### PM2.5の現象解明と削減対策の検討

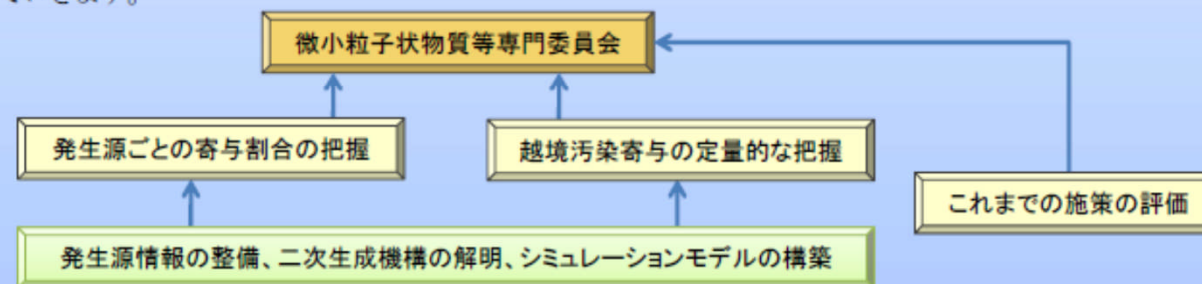
- 現象解明とPM2.5削減に向けた対策検討を進めるため、中央環境審議会に新たな専門委員会(微小粒子状物質等専門委員会(仮称))を設置します。

#### 【専門委員会設置の趣旨】

- PM2.5は環境基準の達成率が低く、濃度低減に向けた対策の検討が必要です。その原因物質は、人為起源のものもあれば自然起源のものもあり、大気中の複雑な化学反応を経て生成(二次生成)されるなど、生成機構も複雑であるため、現象解明を進めるとともに、今後必要な対策を検討していきます。

#### 【専門委員会の役割及び推進体制】

- これまで実施してきた規制等の施策を評価するとともに、発生源ごとの寄与割合の把握、越境汚染寄与の定量的な把握を踏まえた対策を検討します。
- 本パッケージの各取組事項と有機的に連携しつつ、産官学がタッグを組み、今後必要な対策を検討していきます。



- 平成26年度中を目途に国内における発生抑制策の在り方について中間的な取りまとめを行います。以降も継続的に検討を進めていきます。

具体的な対策策定の年次が示されていない。

# 5. 今後の課題

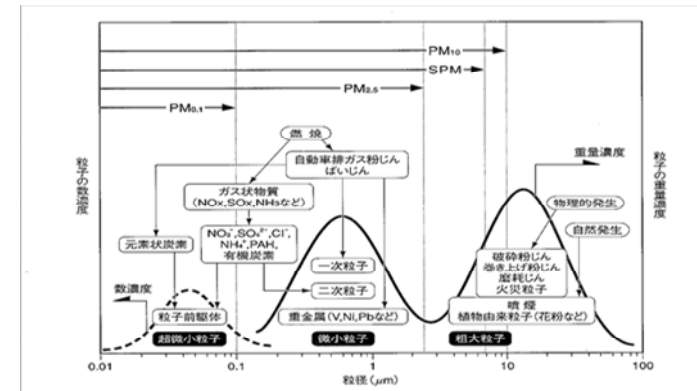
## 大気中超微小粒子(ナノ粒子)の実態把握に関する調査研究の構想

### ・背景

微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)のうち、超微小粒子(粒径100nm以下の粒子)やナノ粒子(粒径50nm又は100nm以下の粒子と定義される例が多い。)は、粒径が非常に小さいため、重量としては少ないが、個数は極めて多い特徴がある。さらに、ナノ粒子は肺の末端にある肺胞に多く沈着し、肺から血管などに侵入して肺以外の臓器にも影響を及ぼす可能性が指摘されている。また、妊娠中のマウスが超微小粒子を吸い込むと、胎児の脳へと運ばれ、子マウスの細胞に異常をきたすといった研究成果も報告されている。

### ・目的

PM<sub>2.5</sub>の中でも健康影響が特に危惧されているナノ粒子について、将来的な対策の必要性の検討に資するため、大阪府域における汚染実態を把握する。



大気中粒子状物質の粒径分布

(Whitby, K. T., Atmos. Environ., 12, 135-159, 1978 及び

朝来野、公害と対策、Vol.25, No.14, p.1429, 1989)

# 関西広域連合の福井原発事故への対応・避難計画

## ～その内容と問題点～

原発ゼロの会・大阪 中村毅

＊関西広域連合(以下「広域連合」)の原発事故対策の最新版は、平成 25 年(2013 年)6 月の『関西防災・減災プラン』(原子力災害対策編)である(以下『プラン』と略す)。それと『原子力災害に関わる広域避難ガイドライン』(平成 26 年 3 月。以下『ガイドライン』)の内容と問題点を検討する。

### ○広域連合の責務と責務

＊本計画は、原子力施設において、国や原子力事業者が万全を期してあらゆる安全対策に取り組んでもなお、事故災害が発生する場合に備えて、住民、事業者、旅行者等の安全を守るため、関西広域連合及び構成団体が、連携県と連携して行う広域的な対応策を取りまとめたものである。(P1)

＊広域連合は、原災法及び災対法に基づき構成団体、連携県が実施する原子力災害対策において、府県間調整を要する課題を中心に、関西全体の防災の責任主体としての責務を果たす必要がある。(P2)

### ○府県・市町村区分の定義(P1)

＊関西広域連合の構成府県・市…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の 6 府県 4 政令市 ※連携県……福井県、三重県、奈良県、鳥取県の 4 県

＊所在県・市町…福井県、敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町 ※関係周辺府県…京都府、滋賀県

＊関係周辺市町

福井県……福井市、小浜市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町、若狭町の 3 市 4 町

滋賀県……高島市、長浜市の 2 市

京都府……京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町の 6 市 2 町

### ○原子力災害対策重点区域の定義(P4)

＊PAZ (Precautionary Action Zone) …予防的防御措置を準備する区域(概ね 5Km)

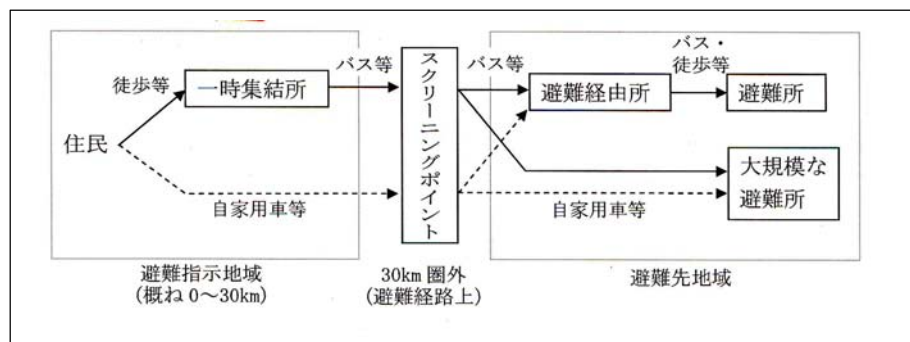
＊UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) …緊急時防御措置を準備する区域(概ね 30Km)

＊PPA (Plume Protection Planning Area) …プルーム(放射性 Plume=排気筒から大気中に放出された放射性物質が煙のように流れること)通過時の被爆を避けるための防御措置を実施する地域

### (1) 広域連合の避難計画の概要

#### 1) 住民避難の流れ

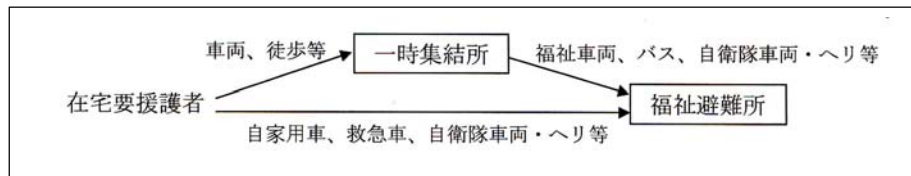
＊一般住民の避難(P15)



＊災害時要援護者の避難(P16)

○社会福祉施設入所者・通所者⇒バス・福祉車両・自衛隊の車両・ヘリを使って福祉避難所へ

○在宅要援護者⇒車両、徒歩などで先ず一時集結所へ、そこからバス等で福祉避難所へ。または自家用車等で直接福祉避難所へ。



○医療機関等入院患者⇒福祉車両、バス、救急車、自衛隊車両・ヘリ等で避難先医療機関へ。

## 2) 避難規模

### \* 避難元が計画する避難先の概要（「ガイドライン」P1）

【避難元が計画する避難先の概要】 ※人口は市町ごとに100人未満を四捨五入したものを集計。

| 避難元      | UPZ内人口(人) | 第1避難先(府県内) | 第2避難先(府県外)     |
|----------|-----------|------------|----------------|
| 福井県 嶺北   | 193,100   | 福井県内       | 石川県(鯖江市、越前市のみ) |
| 福井県 嶺南東部 | 78,700    |            | 奈良県(牧野市のみ)     |
| 福井県 嶺南西部 | 66,900    |            | 兵庫県            |
| 滋賀県      | 57,600    | 滋賀県内       | 大阪府            |
| 京都府      | 128,800   | 京都府内       | 兵庫県、徳島県        |
| 計        | 525,100   |            |                |

計 253,000 人  
※府外避難を計画しない  
京都市 300 人を除く。

## 3) 避難元と避難先

### \* 避難元及び広域避難(府県外避難)先の全体像 (「ガイドライン」P6)

#### (2) 広域連合の避難計画の問題点

##### 1) 重点区域の範囲設定

\*単純に原発からの距離での同心円を引いて、5Km 圏内・30Km 圏内の人口を計算している。しかし、実際は放射能は同心円では拡散せず、地形や風向きに大いに左右される。区域設定において地形や風向きは考慮されていない。

##### 2) 複合災害への対応

\*原発の事故は、地震や津波、巨大台風など大きな自然災害と複合的に起きる場合の方が可能性が高い。その点については本『プラン』は、地震・田の津波などの対策と合わせて「総合的に対応出来るよう柔軟な体制の整備に努める」に留まっている。

##### 3) UPZ外への対応

\*原発事故が発生した場合、地形や風向きによってプルームは30Km圏をはるかに超えて飛散することは福島の実例が示しているが、この問題については「今後、国におけるPPAの導入の検討およびそれに基づく指針の改定に合わせて、…広域連合としての対応を検討する」ととどまっている。

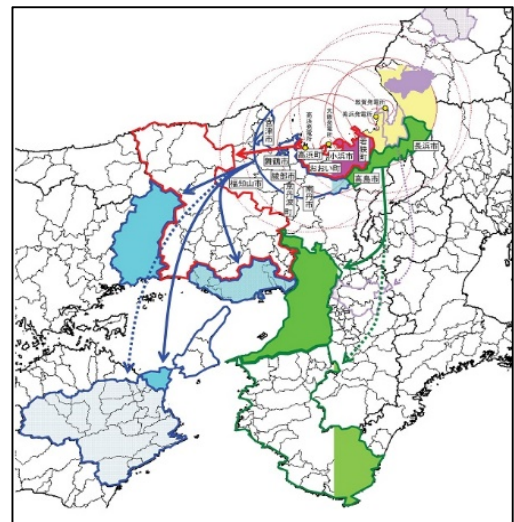
##### 4) 広域連合の広域防災局

\*対策の中核となる広域防災局は、兵庫県防災計画課広域企画室の7人が兼務で担当しているにすぎない。夜間や休日の常駐者はゼロ。いつ起こるか分からない原発事故に対応する人的体制としては全く貧弱。

##### 5) 避難時のスクリーニング体制

\*汚染拡大防止のために「避難経路上の30Km圏外にスクリーニングの実施場所を設置し、スクリーニング及び除染を実施する」となっているが、①25万人のスクリーニング・除染の実施は可能か、②スクリーニングで基準値以上の放射線量を持っていることが分かった人や車などをどうするかの指針はない。

6) スクリーニング・除染で整備する資機材はいっぱい挙げられているが保管場所・艇日すべき資機材の数量・メンテナンスについてなどの方針はない。





## 7) 避難について

＊避難対象区域の人口は 25 万 2200 人とされているが、そんな大人数の移動を担えるバスの手配、実際の輸送は本当に可能なのか。特に、巨大地震や巨大台風などの発生で山崩れや道路の崩壊、陥没、火災の発生等々の中で福井の原発が福島第 1 原発同様の事態に陥った時、バス輸送そのものが困難になる。

＊特に、社会福祉施設入所者・通所者、在宅要援護者、医療機関等入院患者などの避難は、結局は“自主的に対応してください”となっている。高浜原発の先にある音海（オトミ）地域の避難は船舶等になるが、全住民を避難させるに必要な船舶が直ぐに確保できるだろうか。

## 8) 避難の長期化への対応

＊避難が長期化すれば、住宅問題だけでなく、子どもに対しては保育所や学校、大人に対しては就労、高齢者に対しては介護施設などが切実な課題となるが、これらは項目だけがあげられているだけで、全く不十分な記述となっている。

## 9) 飲食物の出荷制限、摂取制限

## 10) 琵琶湖への影響予測結果を踏まえた対応

＊滋賀県が平成 25(2013 年)年度末を目途に琵琶湖への影響予測を取りまとめることになっており、その結果を踏まえて「必要に応じて本計画を改定する」としている。滋賀県は 2013 年 11 月に福井の原発群で事故が発生した場合の琵琶湖の汚染予測を公表したが、今日現在(2015 年 1 月)に至るも本『プラン』は改定されていない。

## 11) 水道水の摂取制限

＊各市町村は、①飲料水の供給計画、②飲料水の備蓄計画、③応急給水の受援計画、④飲料メーカーとの災害時応援協定の締結など、水の供給体制についてあらかじめを定めておくとなっているが、琵琶湖の給水人口 1300 万人の水道水を確保することは可能だろうか。

## 12) 住民等に対する知識の普及啓蒙

## 13) 防災訓練について

## 14) 関係者の人材育成

## 15) “風評被害対策”について

### (3) 全体としてのまとめ

1. 『プラン』では福井の原発群で事故が起こった場合の関西広域連合としての避難計画を述べているが、第 1 はこのような大規模な住民避難が可能だろうか。輸送用バスの手配、スクリーニングのための資機材やスタッフ、等々を考えれば、実際は実行不可能ではないか。また、原発災害に備えるための飲食物の備蓄、スタッフの養成、実際に起こった場合の物品の調達などは膨大な費用と管理が必要となる。
2. 日本国憲法は第 22 条で「居住移転の自由」を基本的人権の一つとして位置付けている。どこに住むのも自由であるということは、何人も自分の意に反して移住を強制されることはないということである。一営利企業が事故を起こし、そのために周辺住民の全員が故郷から遠く離れた見ず知らずの地域に強制的に移住させるなどということは、正に“犯罪”であって、現憲法の下では許されないことである。
3. 実行が不可能であり、また、完全に備えるとすれば膨大な費用がかかるこのような計画を立てて議論するよりは、問題の根源となっている原発を無くす方がより現実的である。原発は「あらゆる安全対策に取り組んでもなお事故災害が発生する」ものであり、事故は必ず起こる。だとすれば、原発をなくすことこそ本『プラン』の目的である「住民、事業者、旅行者等の安全を守る」ための最善の道ではなかろうか。
4. 真の避難計画は、先ず当該地域の住民も参加して、様々なケースを想定して、何をどう避難させるか一つ一つ実地訓練も繰り返しながら作り上げていくべきものと思う。

以上

## 府立公衆衛生研究所と市立環境科学研究所の統合と独立行政法人化の問題点

### 公衆衛生研究所の府立存続と発展をめざす会

奥村早代子

#### 1. 地方衛生研究所

大阪府立公衆衛生研究所（以下、公衛研）は、大阪府が設置する地方衛生研究所（以下、地衛研）として府民の健康とその安全を守るため、感染症・食中毒といった健康危機事象の原因を究明するための検査を行うとともに、食品や医薬品、家庭用品、水道水等の安全性確保のための検査を日々行っています。環境放射能については、国からの委託を受けて大阪府域の調査を継続して行っています。

公害に関しては、昭和 38 年に公害部が設置され、昭和 43 年に公害監視センターが設立されて、公害関係調査業務は公害監視センターに移管されました。その後、昭和 46 年に公害衛生室が新たに設置され、環境や公害に関する健康調査を行い、大阪府の環境衛生行政に大きく貢献してきました。しかしながら、平成 15 年に公害衛生室は廃止され、現在は生活環境課でその役割を引き継いでいます。

#### 2. 全国 79 か所、すべて公立運営

地衛研は、全国の都道府県や政令市、特別区など全国に 79 あります。2000 年の独立行政法人法施行以降、国や地方自治体の研究所が次々に独法化されてきました。しかし、健康危機管理に係る研究所については、国も（国立感染症研究所や国立医薬品食品衛生研究所）地方自治体もすべて公立で運営しています。新しく政令市となった岡山市は、現在は市立の衛生研究所を持っていませんが、平成 27 年 4 月から新たに地衛研を運営する予定となっています。

#### 3. 求められるのは公衆衛生の機能強化と充実

国は、地衛研を設置する地方自治体に対し、強毒性の新型インフルエンザ等の感染症や広域化する食中毒の発生に備え、地域保健対策の科学的かつ技術的中核機関として地研の一層の充実強化を図るように求めています（2012 年 7 月 31 日付健発 0731 第 8 号厚生労働省健康局長通知）。

#### 4. なぜ、大阪だけが公衛研と環科研を地独法化するのか？？？

大阪府は、公衛研を平成 26 年 4 月に大阪市立環境科学研究所と統合して地方独立行政法人（以下、地独法）とする作業を進めてきましたが、大阪市会でそのための条例の可決が得られず、実行できませんでした。しかしながら、平成 26 年度中の統合独法化を目指すとして、大阪市会での可決を待って直ちに実行する方針のままです。

公衛研の地独法化は、知事・市長が大阪都構想実現のために、「二重行政」と決めつけて統合を進め、「独法でも今まで通り健康危機管理に対応できる」と決めつけ、参与が示した「独法も行政機関の一形態である」を真に受けて、「独法化しても今ま

で通りだから」、「何の問題もないから大丈夫だ」と決めつけて、具体的な問題点の検討を行わずに、トップダウンで手続き上の作業のみを進めています。

地独法とは、「地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないものを行わせる機関」です。大阪府と大阪市は、主体的に府民の健康と安全を守る業務を投げ出すことにほかなりません。

#### 5. イギリスでは、独立行政法人化で公衆衛生が後退し、再び公的組織に

イギリスでは「小さな政府」の方針のもと、さまざまな行政機関が民営化されました。公衆衛生も例外ではなく、国民の健康は、医療を無料化することで達成されるという方針のもと、衛生研究所が独立行政法人化されました。しかし、感染症の拡大が抑制できないなど、公衆衛生行政が大きく後退しました。イギリス政府は、健康危機管理にかかわることは「民営化」「独立行政法人化」はなじまないと判断し、2013年に公衆衛生体制は国民の健康保護にかかわる政府の責務を担う組織であり、専門組織としての特徴を発展させ、行政当局の権限も使える存在として格上げし、保健省そのものの組織として一体化しました。現在イギリスでは、公衆衛生行政と公衆衛生専門組織、検査分析機関が一体となり、相互に結びつき、地域レベル、国レベル、EUレベル、世界レベルにつながる体制となっています。

#### 6. 国会でも地衛研の充実強化が議論

平成25年5月9日には、参議院総務委員会で、総務大臣と厚生労働副大臣により、地衛研の必要性和国の衛生部門の研究所が独法化しない理由が示されました。さらに、総理大臣に対して意見主意書が平成25年6月と11月の2度、提出されました。

平成26年以降の厚生科学審議会感染症部会の議論では、地衛研における検査業務の弱体化、習熟技術の減少などが懸念されています。

平成26年11月6日に開催された参議院厚生労働委員会では、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二一号）』が可決されました。そして、その附帯決議が行われ、9項目中の第4項目として、「地方衛生研究所が果たす役割の重要性に鑑み、地方衛生研究所について、感染症対策における位置づけを明確化し、国立感染症研究所との連携が強化されるよう配慮すること。」が盛り込まれました。委員会の議論では、「地衛研の役割は非常に重要で、地衛研という組織そのものの位置づけについては、地域保健法あるいは地域保健の体制という観点から、別途、検討が必要かと思うけれども、どこまで法定化するというものについても調整が必要」と政府答弁がされました。

#### 7. 府民の健康・くらしの安全を守る仕事は独法ではできない

地衛研の業務、その中でも最も大事な「健康危機管理に対応する業務」は、公衛研が普段から高い検査技術を維持し、国や保健所、行政機関との連携を取って業務を行っていたからこそできたことです。

地独法では、民間委託や指定法人の活用等、徹底した効率化を図ることが求められます。つまり、業務が切り刻まれて検査が民間などに委託され、予算が削られ、分析機器や標準試薬の整備ができなくなり、人員削減が日常的に行われ、技術の継承ができなくなり、年々、健康危機管理に対応する能力が低下し、そう遠くない将来に府民の皆さんへの影響が現れるであろうと考えます。

公衛研が果たすべき役割やこれまで行ってきた地道な業務は、地方自治体が主体的に行うべきものであり、効率化や効果を優先する独法ではできません。

## 8. 独法化を阻止する運動

「公衛研」は府民の健康危機管理に対応する唯一の行政機関でありながら、その存在は府民の皆さんに認識されていません。地独法化を阻止するためには、「公衛研は大阪府が責任を持って府立で運営しろ」という住民要請が大きな力になります。

独法化関連の議案は、大阪府では可決されてしまいましたが、大阪市では平成 26 年 12 月 19 日に環科研の廃止等の関連 5 議案が否決されました。それでも市長は統合独法化を目指すとしています。

「めざす会」は引き続き、地独法化を阻止するために活動を進めます。めざす会に賛同団体・賛同人として加入いただき、ご支援・ご協力をお願いします。

**府民の健康と安全を守る公衆衛生研究所は大阪府が運営せよ！  
大阪府だけが独法化に向かっている！！**

独立行政法人で行う仕事とは？ ⇒ 地方公共団体が自ら実施する必要がないもの・・・

独法化によって行われること（公衆衛生分野で独法化された研究所はありません！）

長期計画による、計画的な効率化 → 公衆衛生分野の調査研究は実行すること自体に費用がかかり、利益を生むものではない。  
→ 組織経営や効率化を目指せば、公衆衛生の確保や向上に向けた現在の地道な仕事はできないと予想される。（お金儲けにつながる研究が優先される。）

民間でできることは民間で（分析結果の信頼性確保のためには、大阪府として独自のチェック業務の実施が必要であるのに）！！

- 日常検査業務のうち、民間で可能なものは民間で実施。
- 日常検査業務がなくなると、分析技術の維持が困難になる。
- 事故、事件発生時の危機対応能力が年々低下する。
- 将来的に健康危機対応ができなくなる。

**感染症・食中毒・食品の安全性・水道水質の安全性・健康食品の安全性・放射能調査など**

公衆衛生を守るということは、普段から、府民の生活に起きていることを見つめる仕事。  
各地で発生している事件・事故の情報収集と情報の共有化。日常検査業務から分かる問題解決のための調査研究。  
こうしたことを行っているからこそ、事故・事件発生時の健康危機に対応できるのです。

これらを担っているのがまさに、公衆衛生研究所なのです。

**府民の健康・安全を守る 公衆衛生の確保は  
府が自ら責任を持って行う仕事です！**



## 経済優先で公害・環境、公衆衛生行政を後退させる 『大阪都』構想をストップさせましょう！

大阪市を“解体”して5つの特別区にするという「大阪都」構想は、住民サービスが良くなるどころか悪くなるとして、昨年10月の大阪府・大阪市の両議会で否決されたものです。ところが安倍政権の憲法改悪に維新勢力を取り込みたいという思惑もあって事態が急変し、否決された「協定書案」がほぼ同じ内容で復活、2月の大阪府・市議会での議決を経て、5月17日に大阪市民による住民投票となり、予断を許さない事態になっています。

そもそも「大阪都」構想は、大阪市が持つ財源を大阪府に吸収することによって、府主導で大規模な公共事業を推進しようと構想されたものです。無駄な大型公共事業の復活、公害・環境行政の後退、新たな公害へと突き進む構想であり、断じて許せないものです。

加えて次のような問題があります。

第1に、これまで培ってきた大阪の公衆衛生行政を“解体”してしまう問題です。幹線道路とぜん息患者の問題、結核や肝硬変死亡者と労働・生活・地域との関係など、24区に分けて分析したからこそ解明された問題です。それが5つ特別区に改編されたらほとんど見えなくなることは火を見るよりも明かです。医療統計や衛生統計の継続性は失われ、これまで大阪市が蓄積してきた貴重なデータが台無しになってしまいます。

第2に、経済優先の政治で府民・市民の生活がますます切り捨てられる問題です。これまでも大阪府・市は公害患者への死亡見舞金を廃止し、未認定の喘息患者へ医療費助成要求には耳を貸さないなど、府民・市民に冷たい行政を行ってきました。「大阪都」構想を許せばこの傾向がいつそう強められ、淀川左岸線や新なにわ筋線の建設、夢洲へのカジノ誘致などが強行される一方で、大阪市立環科研と大阪府立公衛研の統合や独立行政法人化がすすめられ、アスベスト、大気汚染、地震・津波、温暖化対策などの施策は先送りされ、“弱い者いじめ”が横行する行政になってしまいます。

第3に、「大阪都」構想は、大阪府のあり方を根本から変え、従って大阪市以外の各市町村にも大きな影響を与えるものです。そんな重大な問題を、大阪市民の投票だけで決めるというのは、民主主義に反するやり方であって、到底許されるものではありません。

「大阪都」構想を推進する橋下大阪市長は1月15日、「憲法改正は絶対必要だ」「まあその予行演習ですよ、大阪都構想は」と述べました。憲法の改悪に賛成し、大阪市を“解体”して、経済優先、公害環境・公衆衛生行政を後退させる「大阪都」構想は、絶対許してはなりません。

府民・市民みんなの力でどんなことがあっても「都」構想をストップさせようではありませんか。



## 第43回公害環境デー実行委員会

(連絡先)大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19

内本町松屋ビル 10 370 号

TEL 06-6949-8120

FAX 06-6949-8121

アドレス [info@oskougai.com](mailto:info@oskougai.com)  
ホームページ <http://oskougai.com/>